

安城市地域防災計画

風水害等災害対策計画編

令和6年度修正

安城市防災会議

目 次

第1編 総則

第1章 計画の目的	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の目標	1
第3節 計画の性格	1
第4節 計画の構成	2
第5節 災害の想定	3
第2章 基本理念及び重点を置くべき事項	4
第1節 防災の基本理念	4
第2節 重点を置くべき事項	5
第3章 市及び各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1節 実施責任	7
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	7

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進	17
第1節 防災協働社会の形成推進	17
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	18
第3節 企業防災の促進	21
第2章 水害予防対策	23
第1節 河川防災対策	23
第2節 雨水出水対策	24
第3節 浸水想定区域における対策	25
第4節 農地防災対策	27
第3章 土砂災害等予防対策	28
第1節 土砂災害の防止	28
第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	29
第3節 被災宅地危険度判定の体制整備	29
第4章 事故・火災等予防対策	31
第1節 鉄道災害対策	31
第2節 道路災害対策	32
第3節 危険物等保安対策	32
第4節 火薬類保安対策	34
第5節 火災予防対策及び消防体制に関する計画	34
第5章 建築物等の安全化	36
第1節 交通関係施設対策	36
第2節 ライフライン関係施設対策	36

第3節	文化財保護対策	40
第4節	防災建造物整備対策	42
第6章	都市の防災性の向上	44
第1節	都市計画マスタープランへの位置づけ	44
第2節	防災上重要な都市施設の整備	44
第3節	建築物の防火促進	44
第4節	建築物の強風対策	45
第5節	災害に強いまちづくりの推進	45
第7章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	47
第1節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	47
第8章	避難行動の促進対策	52
第1節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	52
第2節	緊急避難場所及び避難路の指定等	52
第3節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	53
第4節	避難誘導等に係る計画の策定	55
第5節	避難に関する意識啓発	57
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	59
第1節	避難所の指定・整備等	59
第2節	要配慮者支援対策	62
第3節	帰宅困難者対策	68
第10章	広域応援・受援体制の整備	69
第1節	広域応援・受援体制の整備	69
第2節	応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備	70
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	70
第4節	防災活動拠点の確保等	71
第11章	防災訓練及び防災意識の向上	72
第1節	防災訓練の実施	72
第2節	防災のための意識啓発・広報	74
第3節	防災のための教育	76
第12章	防災に関する調査研究の推進	78
第1節	防災に関する調査研究の推進	78

第3編 災害応急対策

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	79
第1節	防災組織計画	79
第2節	災害対策本部の設置・運営	81
第3節	職員の派遣要請	85
第4節	災害救助法の適用	85
第2章	避難行動	87

第1節	気象警報等の発表・伝達	87
第2節	避難情報	92
第3節	住民等の避難誘導等	95
第4節	広域避難	97
第3章	災害情報の収集・伝達・広報	98
第1節	被害状況等の収集・伝達	98
第2節	通信手段の確保	103
第3節	広報	106
第4章	応援協力・派遣要請	109
第1節	応援協力	109
第2節	応援部隊等による広域応援等	111
第3節	自衛隊の災害派遣	112
第4節	ボランティアの受入	114
第5節	防災活動拠点の確保等	115
第5章	救出・救助対策	117
第1節	救出・救助活動	117
第2節	航空機の活用	117
第6章	医療救護・防疫・保健衛生対策	119
第1節	医療救護	119
第2節	防疫・保健衛生	122
第7章	交通の確保・緊急輸送対策	125
第1節	道路交通規制等	125
第2節	道路施設対策	128
第3節	鉄道施設対策	129
第4節	緊急輸送手段の確保	129
第8章	水害防除対策	132
第1節	水防	132
第2節	防災営農	132
第9章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	134
第1節	避難所の開設・運営	134
第2節	要配慮者支援対策	137
第3節	帰宅困難者対策	138
第10章	水・食品・生活必需品等の供給	139
第1節	給水	139
第2節	食品の供給	141
第3節	生活必需品の供給	142
第11章	環境汚染防止及び地域安全対策	144
第1節	環境汚染防止対策	144
第2節	地域安全対策	144

第 1 2 章	遺体の取扱い	146
第 1 節	遺体の搜索	146
第 2 節	遺体の処理	146
第 3 節	遺体の埋火葬	147
第 1 3 章	ライフライン施設等の応急対策	149
第 1 節	電力施設対策	149
第 2 節	ガス施設対策	151
第 3 節	上水道施設対策	151
第 4 節	工業用水道施設対策	152
第 5 節	下水道施設対策	153
第 6 節	通信施設の応急措置	153
第 7 節	郵便業務の応急措置	155
第 8 節	ライフライン施設の応急復旧	156
第 1 4 章	航空災害対策	157
第 1 節	航空災害対策	157
第 1 5 章	鉄道災害対策	159
第 1 節	鉄道災害対策	159
第 1 6 章	道路災害対策	161
第 1 節	道路災害対策	161
第 1 7 章	危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策	163
第 1 節	危険物等施設	163
第 2 節	危険物等積載車両	164
第 1 8 章	高圧ガス災害対策	165
第 1 節	高圧ガス積載車両	165
第 1 9 章	火薬類災害対策	166
第 1 節	火薬類関係施設	166
第 2 節	火薬類積載車両	167
第 2 0 章	大規模な火事災害対策	168
第 1 節	大規模な火事災害対策	168
第 2 1 章	放射性物質災害対策	170
第 1 節	放射性物質災害対策	170
第 2 2 章	住宅対策	173
第 1 節	被災宅地の危険度判定	173
第 2 節	被災住宅等の調査	173
第 3 節	公共賃貸住宅等への一時入居	174
第 4 節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	174
第 5 節	住宅の応急修理	177
第 6 節	障害物の除去	178
第 2 3 章	学校における対策	180

第1節	気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	180
第2節	教育施設及び教職員の確保	181
第3節	応急な教育活動についての広報	182
第4節	教科書・学用品等の給与	182

第4編 災害復旧・復興

第1章	復興体制	185
第1節	復興計画等の策定	185
第2節	職員の派遣要請	185
第2章	公共施設等災害復旧対策	186
第1節	公共施設災害復旧事業	186
第2節	激甚災害の指定	187
第3節	暴力団等への対策	188
第3章	災害廃棄物処理対策	190
第1節	災害廃棄物処理対策	190
第4章	被災者等の生活再建等の支援	192
第1節	罹災証明書の交付	192
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	192
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免等	193
第4節	住宅等対策	195
第5章	商工業・農林水産業の再建支援	196
第1節	商工業の再建支援	196
第2節	農林水産業の再建支援	196

第1編 総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、市民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から守るため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条の規定に基づき、安城市防災会議が作成する計画であって、安城市の地域に係る防災に関して実施すべき事項を定め、防災活動の総合的かつ計画的な運営を図ることにより、防災の万全を期することを目的とする。

第2節 計画の目標

災害は、その発生原因により台風、豪雨、洪水、地震等の異常な自然現象によるものと大規模な火災、爆発等のように人為的側面の強いものとに大別される。

本市においても、風水害では特に伊勢湾台風により大きな被害が発生しており、これら災害の教訓に鑑み、安城市の地域内における気候、地勢等地域の特性によって起こりうる災害を想定し、対処できる各種対策を樹立しておくことがこの計画の目標とするところである。

なお、将来の具体的な被害想定については、今後の科学的、学術的な調査研究等により計画を樹立するものとする。

第3節 計画の性格

1 地域防災計画 風水害等災害対策計画編

- (1) この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、安城市防災会議が作成する「安城市地域防災計画」の風水害等災害対策計画編として、風水害等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めるものである。
- (2) この計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努めるものとする。
- (3) この計画は、風水害等の災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ相互間の緊密な連絡調整を図るうえにおいての基本的なガイドラインを示すものである。
- (4) この計画は災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

また、修正する場合は、県地域防災計画を参考として行うものとし、地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

2 他の計画との関係

(1) 安城市水防計画・愛知県水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」及び「安城市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

(2) 愛知県地域強靱化計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア 県民の生命を最大限守る

イ 地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ 迅速な復旧復興を可能とする

(3) 安城市国土強靱化地域計画

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該市の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、安城市国土強靱化地域計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア 市民の生命を最大限守る

イ 地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

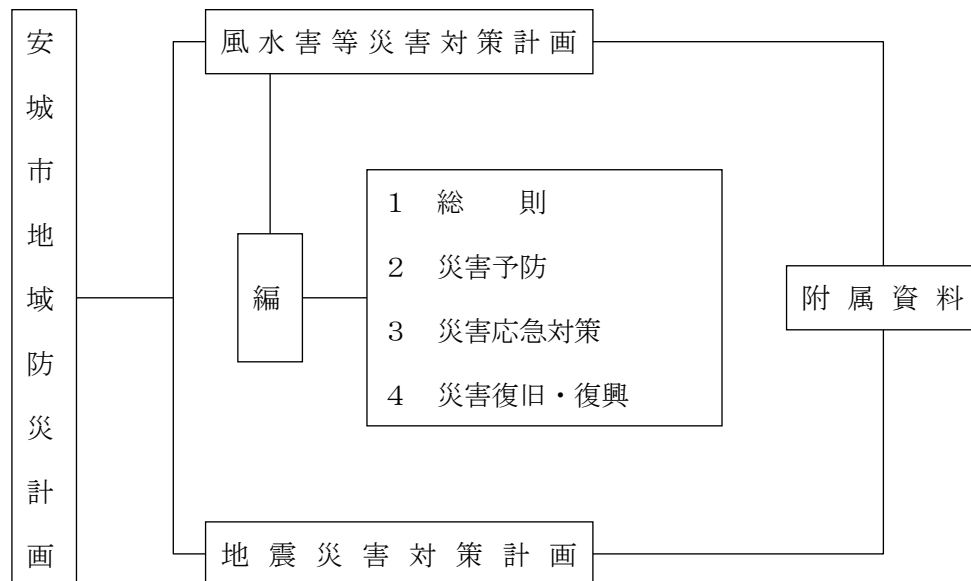
エ 迅速な復旧復興を可能とする

第4節 計画の構成

この計画は、災害対策の基本である「災害を予防し」、「事に臨んで対処し」、「事後の復旧に努める」ことを柱として構成する。

構 成		主な内容
第1編	総 則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等

安城市の防災計画の体系図



第5節 災害の想定

この計画の作成にあたり、本市の地勢、地質、気象等の自然的条件と人口等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。

1 想定した主な災害

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- (1) 台風による災害
- (2) 集中豪雨等異常気象による災害
- (3) 大規模な火災
- (4) 危険物の爆発等による災害
- (5) 可燃性ガスの拡散
- (6) 有毒性ガスの拡散
- (7) 航空機事故による災害
- (8) その他の特殊災害

2 水防対策において参考とする浸水想定

台風や集中豪雨等による洪水、雨水出水や高潮による災害について、この計画等の具体的な対策を策定・修正する際には、次の資料を参考とする。

- (1) 水防法第14条、第14条の2及び第14条の3に基づき指定された各浸水想定区域

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

第8次総合計画で基本理念として掲げる「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」を目指す安城市において、防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、高潮、土砂災害などの災害リスクが高まっている。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

県、市町村を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業

を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の地域の防災対策において特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、県及び市町村と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

2 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

3 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下、「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

5 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

6 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 市及び各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を風水害等の災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1 安城市

(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。

- (2) 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を行う。
- (5) 被災者の救助を行う。
- (6) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- (7) 水防活動及び消防活動を行う。
- (8) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (9) 公共土木施設、農林水産業施設、文教施設、福祉施設、水道施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (10) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。
- (11) 水防、消防、浸水対策、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (12) 防災に関する物資、資材の備蓄及び整備を行う。
- (13) 緊急輸送の確保を行う。
- (14) 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- (15) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (16) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (17) 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2 衣浦東部広域連合消防局

- (1) 災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、災害対策活動を実施する。
- (2) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。

3 主な指定地方行政機関

災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、災害対策活動を実施する。

(1) 東海農政局

- ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。
- イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。
- エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。
- オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。
- カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。
- キ 市の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。
- ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。

コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

(2) 大阪航空局中部空港事務所

市と連携して遭難航空機の探索及び救助に関し、関係機関と協力する。

(3) 名古屋地方気象台

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(4) 国土交通省中部地方整備局

ア 災害予防

(ア) 降雨、河川水位などについて観測する。

(イ) 矢作川に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台と共同して洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）を発表し、関係機関に連絡する。

(ウ) 水防警報を行う。

(エ) 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため、災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。

(オ) 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。

(カ) 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。

(キ) 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、矢作川の改良工事、維持修繕その他管理を行う。

イ 初動対応

(ア) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(イ) 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。

ウ 応急復旧

(ア) 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。

(イ) 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

(ウ) 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。

(エ) 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。

(オ) 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・災害対策用機械・等を被災地支援のため出動させる。

4 自衛隊

災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、救出救助、救護、防疫、応急復旧等の災害救助活動を行う。

なお、災害派遣に際しては、陸上自衛隊豊川駐屯地第6施設群を連絡窓口とする。

また、災害派遣要請者からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握を行う。
- (2) 避難の援助を行う。
- (3) 遭難者等の捜索救助を行う。
- (4) 水防活動を行う。
- (5) 消防活動を行う。
- (6) 道路又は水路の啓開を行う。
- (7) 応急医療、救護及び防疫を行う。
- (8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- (9) 給食及び給水を行う。
- (10) 入浴支援を行う。
- (11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- (12) 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- (13) その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

5 県

災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、災害対策活動を実施する。

- (1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- (2) 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- (3) 災害広報を行う。
- (4) 避難の指示を代行することができる。
- (5) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- (6) 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- (7) 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

- (8) 水防管理団体の実施する水防活動及び衣浦東部広域連合消防局の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- (9) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- (10) 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- (11) 農作物、家畜に対する応急措置を行う。
- (12) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- (13) 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- (14) 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- (15) 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- (16) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- (17) 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- (18) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- (19) 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- (20) 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。
- (21) 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。

6 安城警察署

- (1) 災害に関する現地警備本部を設置し、市と情報交換を密に行い、連携のとれた災害対策活動を実施する。
- (2) 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。
- (3) 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- (4) 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- (5) 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- (6) 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- (7) 人命救助を行う。
- (8) 行方不明者の搜索及び遺体の検視を行う。
- (9) 災害時における交通秩序の保持を行う。
- (10) 警察広報を行う。
- (11) 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- (12) 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
- (13) 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- (14) 緊急通行車両等確認及び確認証明書の交付を行う。

7 指定公共機関及び指定地方公共機関

- (1) 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。

イ 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。

ウ 死傷者の救護及び処置を行う。

エ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

(2) 日本郵便株式会社

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。

オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

カ 災害の発生時又はそのおそれがある場合において、可能な限り窓口業務を確保する。

また、災害時において被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能になった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

(3) 中部電力パワーグリッド株式会社（※刈谷営業所を含む。（以降同じ。））

電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。

(4) 東邦ガスネットワーク株式会社刈谷事業所

ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

(5) 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

(6) 西日本電信電話株式会社東海支店

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。

- ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
 - エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - カ 気象等警報を県・市町村へ連絡する。
 - キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。
- (7) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
 - ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。
- (8) KDD I 株式会社
- ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。
 - イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- (9) 株式会社NTTドコモ
- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。
 - ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
 - エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - オ 携帯電話等サービス契約約款等に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。
- (10) ソフトバンク株式会社
- ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
 - ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (11) 楽天モバイル株式会社
- ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
 - イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
 - ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- (12) 名古屋鉄道株式会社
- 東海旅客鉄道株式会社に準じて、鉄道輸送に関する応急措置を行う。
- (13) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

8 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

災害対策基本法の基本理念にのっとり、市との情報交換、連携を密にし、災害対策活動を実施する。

(1) 一般社団法人安城市医師会

安城市災害医療コーディネーターの指示の基、市内救護所にて医療救助活動を行う。

(2) 安城市歯科医師会

安城市災害医療コーディネーターの指示の基、市内救護所にて医療救助活動を行う。

また、必要に応じて死体検案等を行う。

(3) 安城市薬剤師会

安城市災害医療コーディネーターの指示の基、市内救護所にて医療救助活動を行う。ま

た、薬剤師会災害対策本部にて医薬品の仕分けや災害ボランティア薬剤師の対応等を行う。

(4) 土地改良区

かんがい、排水施設等の整備・補強その他農地の保全及び災害復旧を行う。

(5) 安城市社会福祉協議会

福祉センターを福祉避難所として管理運営を行う。また、市が実施する被災者の救援活動及び義援金品の募集、分配について協力するとともに、ボランティアの受付、ボランティア活動の人員配置等の調整を行う。

(6) 社会福祉施設

施設入所者・利用者の安全確保を図るとともに、市が実施する高齢者・心身障害者等の災害時における要配慮者（以下「要配慮者」とする。）対策に協力する。

(7) 安城市赤十字奉仕団

市が実施する被災者の救援活動及び義援金品の募集等について協力する。

(8) 町内会

地域の被害状況を調査、通報し、市が実施する生活安全及び福祉に関する応急対策等に協力する。

(9) 自主防災組織

地域の被害状況調査や消火、被災者の救出救助、集団避難等を実施し、また市が実施する生活安全及び福祉に関する応急対策や避難所の運営等に協力する。

(10) 安城市青年団協議会及びその他の社会活動団体

市が実施する被災者の救援活動及び義援金品の募集等について協力する。

(11) あいち中央農業協同組合

ア 農業被害調査を実施し、被災者への復旧対策指導及び必要資機材、融資のあっせんを行う。

イ 市が行う米穀の調達に協力する。

(12) 安城商工会議所

商工業被害調査を実施し、被災者への復旧対策指導及び必要資機材、融資のあっせんを行う。

(13) 安城市水道指定工事店協同組合

市が実施する給水及び配水に関する応急対策等に協力する。

(14) 株式会社キャッチネットワーク、株式会社エフエムキャッチ

ケーブルテレビ、エフエム放送により、防災知識の普及と市が提供する災害に関する予報警報等の情報、応急対策の実施状況等について放送を行う。

(15) 安城都市農業振興協会等、市が出資する団体等

管理する公共的施設について、市が行う応急対策に協力する。

(16) 一般財団法人安城市学校給食協会

管理を委託された公共施設について、市が行う応急対策に協力する。

(17) 指定管理者

管理を委託された公共施設について、市が行う応急対策に協力する。

(18) 危険物等施設の管理者

危険物等の安全確保など防災上必要な措置を行い、地域の防災活動に協力する。

第 2 編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

市は、大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、市民が被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民等による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画(Business Continuity Plan)(以下「BCP」という)の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。

第1節 防災協働社会の形成推進

■実施担当：全班

1 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2 市民の基本的責務

(1) 「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

(2) いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

- (3) 災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- (2) 市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

■実施担当：本部班・消防班・市民安全班

風水害等による災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。このような事態において風水害による被害の阻止又は軽減を図るためには、「自らの命と地域は自ら守る」市民の自主的な防災活動、すなわち市民自らが初動期における出火防止・消火・避難・被災者の救助・救護等を組織的に行うことが必要である。

このため市は、全地域に自主防災組織の編成を進めるとともに、事業所等においても自衛消防組織の設置を促進しその育成に努める。

また、大きな災害が発生した場合、行政の能力を超える各種の救援要請が予想される。この際には、公平を原則とする行政と自由で多彩な対応をとることができるボランティアとが、相互の活動原理の相違を認識し、協力関係を築くことが不可欠である。このため、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

1 市における措置

(1) 自主防災組織の育成

市は自主防災組織連絡協議会と連携し、女性参画の促進に努めながら、各町内会の自主防災組織を育成する。このため、組織のリーダーに対しては、リーダー養成研修の実施及び防災訓練の実地研修などを行う。また、組織に対しては、災害時活動マニュアル等の整備指導を行うとともに、消火・救助・救援等のための資器材の充実を図る。

なお、各自主防災組織間の意見、情報交換や相互協力体制を図るために、自主防災組織連絡協議会を開催する。

(2) 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。

(3) 自主防災組織と防災関係機関のネットワーク化の推進

市は、自主防災組織が社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、防災ボランティア団体など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努める。

(4) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

市は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努める。

ア 防災リーダーの養成

市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行え、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。

イ 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが、各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

また、防災リーダーが地域や企業等の自主防災活動等において円滑な活動ができるよう、市は防災リーダーを積極的に活用する。

(5) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（安城市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。

特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、安城市災害時受援計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化する。

(6) 防災ボランティア活動の支援

ア ボランティアコーディネーターの確保

市は、行政、住民、自主防災組織などに対応困難な大規模災害が発生した場合に、ボランティアがその力を十分に発揮するため、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の確保に努める。

イ 防災ボランティア活動の環境整備

NPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

ウ コーディネーター養成

NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努める。この

ため、市はコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等の受講を促す。

(7) 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を図ることが重要である。そのため、平常時から自主防災組織、消防団、女性防火クラブ、企業、学校、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努める。

(8) ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

ア ボランティアの受入体制の整備

(ア) あらかじめ平常時において定期的に次のaからc等の災害発生時の対応や連絡体制について、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

a ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保して、災害ボランティアセンターを設置する。

b 災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

c 災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

(イ) 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

イ NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、災害時におけるボランティアの円滑な受入れ及びボランティアの効果的な活動を担保するため、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。また、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

(9) 防災ボランティア活動の普及・啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、普及・啓発活動を行う。特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、防災ボランティアフェアの開催などの広報・啓発活動を行うように努める。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

2 自主防災組織における措置

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平常時の活動

ア 情報の収集伝達体制の確立

- イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - オ 地域内の要配慮者の把握
- (2) 災害発生時の活動
- ア 初期消火の実施
 - イ 地域内の被害状況等の情報の収集
 - ウ 救出・救護の実施及び協力
 - エ 住民に対する避難命令の伝達
 - オ 集団避難の実施や避難所運営の協力
 - カ 炊出しや救助物資の配分に対する協力

第3節 企業防災の促進

■実施担当：関係各班

1 企業における措置

(1) BCPの策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にする意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保することが望ましい。

(5) 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

第2章 水害予防対策 第3節 浸水想定区域における対策 3 参照

2 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCP等の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

(1) BCP等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していくものとする。

イ 情報の提供

企業がBCP等を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、市は策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。

(2) 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておくものとする。また、市は、あらかじめ商工団体等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第2章 水害予防対策

洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ河川改修を推進する。

水災による被害の軽減を図るため、水防法等に基づく減災対策を推進する。

また、市民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

第1節 河川防災対策

■実施担当：土木班

1 中部地方整備局、県及び市における措置

(1) 河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

(2) 河川改修

一級河川の本川については、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削、しゅんせつ、護岸、水制等を施工し、河積の拡大、河道の安定を図り、上流ダム群等により洪水調節を行う。一級河川の支川や二級河川についても同様に河道の整備を図り、地盤沈下による治水機能の低下に対応して、排水機場設置などにより低地河川としての整備も併せて実施する。

(3) 流域水害対策

境川・猿渡川流域については、都市化の進展が著しく、従来どおりの治水施設の整備のみでは、早急に治水安全度を向上させることが困難となっていることから、総合的な治水対策として、治水施設の整備を早急に実施するだけでなく、流域関係機関と連携して、雨水貯留施設の整備や、農地の保全など流域が従来から有している保水・遊水機能の確保等に努める。

なお、東海豪雨などを契機に、県は平成24年に境川・猿渡川流域を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域に指定している。

(4) 流域治水プロジェクト

気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化に対応するため、国・県・市町村、地元企業、住民等あらゆる関係者が協働してハード・ソフトの両面から「流域治水」を推進する。

(5) 河川情報等の提供

中部地方整備局、県及び市は、水防活動を行う上で必要な雨量、河川水位、潮位観測局のデータや河川監視カメラの画像を水防関係機関へ提供するとともに、住民の自主避難や迅速かつ的確な避難態勢の確保を図るため、インターネットによる公開を行う。

また、県は、雨量、河川水位、潮位等について、メールによる情報配信を行う。

(6) 予想される水災の危険の周知等

市は、区域内に存する河川のうち洪水時の避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知する。

(7) 水災害連携の協議会・連絡会

ア 大規模氾濫減災協議会（矢作川水防災協議会、矢作川圏域水防災協議会）

市は、国及び県管理河川を対象に、各圏域、流域の関係市町、気象台で構成する大規模氾濫減災協議会に参加し、氾濫特性、治水事業の現状を踏まえて、円滑な避難水防活動、減災対策等のために連携して一体的に取り組む。

イ 洪水予報連絡会

市は、洪水予報河川について、国、県、気象台、関係市町で構成する洪水予報連絡会に参加し、水位等観測通報に協力し、水害の軽減に努める。

ウ 流域治水協議会

近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、一級河川及び二級河川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（「流域治水」）を計画的に推進するため流域治水協議会において必要な協議・情報共有を行う。

(8) 市は、河川改修、たん水防除、下水道、農耕用水路の整備等の基盤整備の推進とともに、危険区域の把握に努め、定期パトロールの実施等被害の未然防止措置を講ずる。

(資料)・重要水防箇所（資料編・別表第14）

第2節 雨水出水対策

■実施担当：土木班

1 市における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

2 関連調整事項

- (1) 過去の浸水状況等を参考の上、慢性的排水不良地域の実態を十分調査把握しておく。
- (2) 側溝、下水道、中小河川等は一体となり排水するので、計画、事業に当たり相互の調整を図るよう考慮する。
- (3) 排水機場の運転管理者は、排水機の運転及び停止に関し、河川水位を基準として操作規則を定める。

第3節 浸水想定区域における対策

■実施担当：本部班・関係各班

1 洪水浸水想定区域の指定

(1) 区域の指定

中部地方整備局及び県は、水防法に基づき、洪水予報を実施する河川、洪水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川及び洪水による災害の発生を警戒すべき河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

安城市では平成28年5月に矢作川における洪水浸水想定区域が指定された。

(2) 市への情報提供

中部地方整備局及び県は、洪水浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の洪水ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

2 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

3 高潮浸水想定区域の指定

(1) 区域の指定

県は、水防法に基づき、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

(2) 市への情報提供

県は、高潮浸水想定区域を指定したときには、関係市町村に高潮浸水想定等の情報を提供することにより、市町村の高潮ハザードマップ（防災マップ）作成を支援する。

4 浸水想定区域の指定により市が行う措置

(1) 地域防災計画に定める事項

水防法第15条に規定される地域防災計画へ定める事項は以下とする。

ア 洪水予報等の伝達方法は電子メール又はFAX又は電話とする。

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項は「第8章第2節、第8章第4節」へ定める。

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項は「第11章第1節」へ定める。

エ 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの（以下、「要配慮者利用施設」という）の施設の名称及び所在地は（資料）・浸水想定区域内にある要配慮者施設（資料編・別表第16）へ定める。

なお、市は新たに要配慮者利用施設を地域防災計画へ定めた場合、当該施設へ周知を行う。

オ 要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法は電子メール、FAX又は電話とする。

（2）避難計画及び避難訓練の実施状況の確認等

市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

（3）市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（4）市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

（5）ハザードマップの配布

市は、避難場所その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じる。ハザードマップには、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべ

きこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(1) 避難計画の策定等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

ア 避難計画の策定

要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成

イ 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

ウ 避難計画の提出

アに定める避難計画を作成又は変更したときの市への報告

(2) 自衛水防組織の設置

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

ア 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置

第4節 農地防災対策

■実施担当：物品調達班

1 東海農政局、県、市及び土地改良区における措置

農用地において、土地改良等による用排水の整備によりたん水などの災害発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、併せて市域の保全に努める。

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、排水路等の新設又は改修を行う。

(2) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

第3章 土砂災害等予防対策

土砂災害警戒区域等を的確に把握する。

土砂災害リスク情報を踏まえ、警戒避難体制を整備する。

第1節 土砂災害の防止

■実施担当：本部班

1 市における措置

(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

ア 市は、土砂災害警戒区域等に関する資料について、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

イ 土砂災害警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項((エ)に掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等)

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(エ) 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの要配慮者利用施設の名称及び所在地

(オ) 救助に関する事項

(カ) 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

(2) ハザードマップの作成及び周知

ハザードマップ作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、Webサイトに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するよう努める。

(資料)・土砂災害警戒区域（資料編・別表第15）

第2節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1 市における措置

(1) 連絡体制の確立

施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

(2) 施設管理者等に対する支援

安城市地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者等に対して県と連携して支援するよう努める。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

(1) 避難計画の策定等

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

ア 避難計画の策定

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成

イ 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

ウ 避難計画の提出

アに定める避難計画を作成又は変更したときの市長への報告

第3節 被災宅地危険度判定の体制整備

■実施担当：建築班

1 県及び市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、市と協力して土木・建築技術者等を対象に判定士養成講習会を開催し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

県及び市は、地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第4章 事故・火災等予防対策

石油類、高圧ガス、火薬類、化学薬品、放射性物質等の危険物取扱事業所では、火災、爆発、流出等の災害が発生することが予想される。

このため、危険物等取扱事業者は、関係法令を順守し危険物の取扱い・管理を厳密にするとともに、施設等の防災対策を実施することにより、安全管理に万全を期するものとする。

衣浦東部広域連合消防局（以下、「消防局」という。）は保安体制・組織の整備、予防・応急対策等総合的、計画的な防災体制の確立に努める。

また、関係機関において、事故・火災等に対する連絡体制の整備、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することにより、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

第1節 鉄道災害対策

■実施担当：本部班・消防班・鉄道事業者

1 鉄道事業者における措置

（1）ポスターの掲示、チラシ類の配布

鉄道事業者は、全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。

（2）保安設備の点検

鉄道事業者は、保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。

（3）乗務員等に対する教育訓練体制の整備充実

鉄道事業者は、乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備充実に努める。

（4）鉄道施設の防災構造化

鉄道事業者は、鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

（5）広報活動

鉄道事業者等は、踏切事故を防止するため、広報活動に努めるものとする。

2 中部運輸局、県、県警察、市及び消防局における措置

（1）救急救助用資機材の整備

県、県警察、市及び消防局は、大規模鉄道災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

（2）情報通信手段の確保及び運用・管理

中部運輸局、県、県警察及び市及び消防局は、大規模鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

（3）防災体制の強化

中部運輸局、県、県警察及び市及び消防局は、大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 道路災害対策

■実施担当：維持管理班・消防班

1 道路管理者（中部地方整備局、県及び市）、県警察、市及び消防局における措置

（1）道路パトロールカー等による道路構造物の定期点検

道路管理者は、道路パトロールカー等により道路構造物の定期的な点検を行い、事故防止に努める。

（2）道路の防災対策

道路管理者は、道路の防災対策について、第5章第1節「交通関係施設対策」により実施する。

（3）実践的な訓練の実施

道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。

（4）情報通信手段の確保及び運用・管理

道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。

2 県、県警察及び市における措置

（1）救急救助用資機材の整備

県、県警察及び市は、大規模道路災害に対処できるように救急救助用資機材の整備に努める。

（2）道路利用者等に対する情報伝達体制等の整備

県、県警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第3節 危険物等保安対策

■実施担当：消防班

1 県及び消防局における措置

（1）立入検査の強化及び屋外タンク等の実態把握調査

県及び消防局は、危険物等施設に対する保安法令の定めるところにより立入検査の強化を図るとともに屋外タンク等の実態把握調査の実施を図る。

（2）危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化

県及び消防局は、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに、法令等の講習会等を実施する。

2 消防局における措置

（1）消防局は、化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化促進を図る。

- (2) 消防局は、法令その他の定めるところにより、予防査察・立入検査等を実施し、施設の維持管理及び貯蔵取扱い、保安体制・組織の整備、その他予防・応急対策の総合的、計画的な実施について指示・指導を行うものとする。

また、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練及びシステム維持等に努める。

3 危険物等取扱事業者における措置

- (1) 事業所の自主点検の徹底

ア 事業者は、危険物等施設の位置、構造、設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が法令の定める基準に適合するよう点検を実施する。

イ 従業員に対し、防災に関する指導及び講習会等による保安教育を行う。

ウ 各法令に定める予防、保安規程等を作成・整備し、保安体制を確立する。

エ 日常の点検事項及び点検方法等あらかじめ具体的に定めておく。

- (2) 自衛消防隊の強化等

事業者は、自衛消防隊を充実し、必要資器材の整備に努める。

- (3) 安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

4 危険物等取扱事業者、危険物等輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、消防局及び市における措置

- (1) 防災関係機関及び関係企業は、それぞれ又は、共同して災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

- (2) 安全管理の推進

消防局及び事業者は、それぞれ又は共同して、危険物安全週間等において徹底した危険物等施設の安全管理の推進に努める。

- (3) 防災訓練の実施

消防局及び事業者は、災害時に迅速かつ的確な対応ができるよう単独又は共同して防災訓練を実施する。

5 危険物取扱事業所の状況

(資料)・石油類等大量保有事業所(資料編・別表第1)

・放射性物質保有事業所(資料編・別表第3)

・高圧ガス(液化石油ガス)大量保有事業所(資料編・別表第4)

第4節 火薬類保安対策

■実施担当：消防班

1 消防局における措置

消防局は、法令その他の定めるところにより、予防査察・立入検査等を実施し、施設の維持管理及び貯蔵取扱い、保安体制・組織の整備、その他予防・応急対策の総合的、計画的な実施について指示・指導を行うものとする。

2 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者における措置

火薬類については、火薬庫から速やかに安全な場所に移転しうる体制を確保し、また、あらかじめ安全な一時保管所を定めておく。

3 火薬類施設及び火薬類の所有者・管理者・占有者、火薬類輸送機関、中部近畿産業保安監督部、県、消防局及び市における措置

防災関係機関及び関係企業は、それぞれ共同して、災害防止技術及び防災用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。

4 煙火製造・貯蔵所の状況

(資料)・煙火製造・貯蔵所 (資料編・別表第2)

第5節 火災予防対策及び消防体制に関する計画

■実施担当：消防班

1 消防局における措置

(1) 火災予防に関する指導

ア 一般家庭等に対する指導

火災の早期発見に必要な住宅用火災報知器、初期消火に必要な消火器具等を普及し、これらの取扱方法を指導する。

イ 事業所等の防火体制の推進

防火対象物に対する、防火管理業務の遂行及び自衛消防体制の強化等法令に基づく防御措置について指導を行う。

(資料)・自衛消防隊車両保有状況 (資料編・別表第5)

ウ 建築同意制度の活用

建築物の新築、増築等について計画の段階で、防火上安全性を確保できるようにするため消防法(昭和23年法律第186号)第7条の規定に基づく建築同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 立入検査等

法令その他の定めるところにより、防火査察、立入検査等を実施し、施設の維持管理及び貯蔵取扱い、保安体制について指示・指導を行う。

(3) 消防力の強化

常備消防体制を強化し、消防団活動を充実する。

(4) 火災警報等

ア 火災警報の発令

次に掲げる状況のいずれかに該当し、消防長が火災予防上必要があると認めたときは、火災警報を発令する。

(ア) 実効湿度が60パーセント以下であつて、最低湿度が30パーセント以下となったとき。

(イ) 実効湿度が65パーセント以下であつて、最低湿度が35パーセント以下となり、かつ、現に風速10メートル以上であり、又は風速10メートル以上になると予想されるとき。

(ウ) 現に風速12メートル以上であるとき、又は風速12メートル以上になると予想されるとき。(降雨若しくは降雪の場合又は実効湿度70パーセント以上で、最低湿度50パーセント以上である場合を除く。)

イ 火災予防上必要な警戒広報の実施

消防局は、火災警報を発令したときは、消防法第22条の規定に基づく火災警報発令中の屋外の火の使用制限の実施、衣浦東部広域連合火災予防条例に規定する事項の徹底及びその他について警戒広報に当たる。

第5章 建築物等の安全化

災害時における施設の防災構造化に努めるとともに、各施設の被害を最小限にとどめるため、被害軽減のための諸施策を実施し、万全な予防措置を講ずる。

第1節 交通関係施設対策

■実施担当：維持管理班・鉄道事業者

1 施設管理者等における措置

災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を推進し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

2 道路

中部地方整備局、県、市及び道路占有者は、次の対策を実施又は推進する。

(1) 道路の交通機能の拡充及び防災構造化

国道、県道等幹線道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれ大きい橋梁等交通施設の防災構造化を推進する。

また、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防局等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(2) 浸水時の転落防止対策及び占有者に対する指導

浸水時の転落防止のため、占有者に対してマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等必要な対策を指導し、安全性の向上を図る。

3 鉄道

鉄道事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

大雨による浸水あるいは盛土箇所崩壊等による災害を防止するため、路線の盛土、法面改良等を実施する。

(2) 安全施設等の整備

列車事故による災害を防止するため、道路との立体交差化、自動制御装置の設置等安全施設整備事業を推進する。

第2節 ライフライン関係施設対策

■実施担当：上水道班・下水道班・本部班・各施設管理者等

1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系

統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

県及び市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。

(資料)・災害時における相互連携・協力に関する協定書（中部電力パワーグリッド株式会社）

2 電力施設

電気事業者は、次の対策を実施する。

(1) 変電設備

変電設備は、地盤の強度や機器等の強度・設置場所・防水性等を考慮した設計がされているが、過去に発生した災害に伴う被害の実態等を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。

(2) 送電設備

送電設備は、台風を考慮した風圧荷重で支持物や電線の強度設計がされているが、飛来物による被害が考えられることから、破損・飛散しやすい工事用防護ネット、ビニールハウス等の補強又は一時撤去について施設者への協力依頼に努める。

(3) 配電設備

配電設備は、安全を考慮した電気設備技術基準に基づき設計されているが、集中豪雨などによる対策として、建設ルートを選定にあたっては土砂の流出、崩壊を起こしそうな箇所を極力避けて、迂回するよう慎重な配慮をする。

(4) 保安の確保

設備の巡視・点検を行い、保安の確保を図る。

(5) 資機材等の確保

災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。

ア 応急復旧用資機材及び車両

イ 食糧その他の物資

(6) 電力融通

災害発生時に供給力が不足することも考えられるので、他電力との電力融通体制を確立する。

3 ガス施設

ガス事業者は、次の対策を実施する。

(1) 風水害対策

ア ガス製造設備

(ア) 浸水のおそれがある設備には、防水壁、防水扉及び排水ポンプ等の設置及び機器類・物品類の嵩上げによる流失防止等必要な措置を講ずる。

(イ) 風水害の影響を受けやすい箇所の補強又は固定を行うとともに、不必要なものは除去する。

(ウ) 風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

イ ガス供給設備

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管及び浸水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

(2) ガス事故対策

ア ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検、火気取締等の実施により火災防止を図る。

イ ガス供給設備

(ア) 大規模なガス漏洩などのガス事故を予防するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。

(イ) 供給所には防消火設備を設置するとともに、架管・地区整圧器等については、一般火災に対しても耐火性を確保する。

(3) 防災業務設備の整備

ア 検知・警報設備等

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に検知・警報設備等を設置し遠隔監視をする。

イ 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高・中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、大型の油貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

ウ 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、必要に応じて防消火設備を整備する。

エ 漏洩拡大防止設備

液化ガス等の流失拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともに、オイルフェンス、油処理剤等を整備する。

オ 緊急放散設備

製造設備及び導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ、緊急放散設備等を設置する。

カ 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

キ 自家発電設備等

常用電力の停電時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 災害対策用資機材等の確保及び整備

ア 災害対策用資機材等の確保

製造設備、供給設備の配管材料、工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、資機材リストの整備に努めるとともに調達先等をあらかじめ調査しておく。

イ 車両の確保

非常事態における迅速な出動及び資機材の輸送手段の確保を図るため、製造所・供給所等においては、工作車、緊急自動車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車等の特殊な作業車及び工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備しておく。

ウ 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給について、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類の調達ルートを明確化しておく。

(5) 協力体制の確立

一般社団法人日本ガス協会、協力会社等との間の非常時の連絡、応援について事前に体制を強化しておく。

4 上水道

水道（用水供給）事業者は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造としたり、嵩上げるなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(3) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(4) 協定の締結

発災後においても上水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

(5) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

5 下水道

下水道管理者（県及び市）は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の安全構造化

主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。

(2) 災害対策用資機材の確保

可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。

(3) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

(4) 協定の締結

発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

6 通信施設

通信事業者は、次の対策を実施する。

(1) 施設の防災構造化

災害のおそれのある地域の電気通信施設整備等の耐水機能を高めるなど防災構造化を進める。

(2) 重要地域・施設等への伝送経路の分散化及び二重化

主要区間、主要地域及び市民の生活上、福祉上重要な施設の設備等の防災化、伝送経路の分散化、重要設備等の二重化等防災対策を実施する。

(3) 施設・設備の構造改善

災害が発生した場合に、迅速に復旧できるよう施設、設備の設置基準を設けるとともに、構造の改善を進める。

(4) 定期点検・整備の実施

定期的に施設、設備等の点検、整備を実施する。

(5) 応急対策計画及び設備・資機材の整備

災害が発生した場合に備えて、あらかじめ応急対策計画を定めるとともに、代替機能設備、応急対策用資機材を整備する。

第3節 文化財保護対策

■実施担当：避難所班

1 市における措置

(1) 防災思想の普及

文化財に対する愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 管理者に対する指導・助言

管理者に対する防災知識の普及を図るとともに管理、保護について指導、助言を行う。

(3) 連絡・協力体制の確立

災害が発生した場合に備え、管理者等は、県、市及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。

(4) 適切な修理の実施

適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(5) 防火・消防施設等の設置

自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の設置を促進する。

(6) 文化財及び周辺の環境整備

文化財並びに周辺の環境整備を常に実施する。

(7) 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

2 平常時からの対策

(1) 国指定、県指定、市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の掌握に努める。なお、文化財レスキュー台帳の内容は次のとおりとする。

ア 所有者名、所在地、連絡先、管理団体・責任者がある場合は、その名称・所在地・連絡先、所轄消防署名

イ 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、その他）

ウ 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、その他）

エ 所在地内の地図・周辺地図・広域地図

(2) 文化財レスキュー台帳（非常災害時以外は非公表）を市内3箇所に配備し、大規模災害時に備える。

(3) 所有者（管理者）に対する防災知識の普及を図るために「文化財の防災の手引き」を発行し、その管理・保護対策について指導・助言をする。

(4) 自動火災報知設備、消火栓、放水銃、貯水槽、避雷設備等の防災・防火設備の設置を促進する。

(5) 文化財保護委員を委嘱し、文化財に関する定期的な点検を実施のうえ報告を受ける。

3 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

4 災害時の対応

災害時には、次の対策を実施する。

(1) 被害状況の把握と報告

(2) 事後措置の指示・伝達

5 応急協力体制

市は、他自治体の協力を得て、緊急避難用保管場所（公立博物館、資料館等）の提供など文化財の安全確保に努めるとともに、文化財の専門知識を有する者を派遣し、適切な対応が図れるよう応急協力体制の確立を図るものとする。

第4節 防災建造物整備対策

■実施担当：建築班・教育総務班

1 県、市及び地方住宅供給公社における措置

(1) 公共建築物の不燃化

公営住宅、公団住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化を図る。

(2) 優良建築物等整備事業の推進

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

2 独立行政法人住宅金融支援機構及び日本政策投資銀行における措置

中高層耐火建築物を建設する中小企業者の組織及び市街地再開発事業を施行する組合に対して融資を行い、耐火建築物の建設を促進する。

3 県及び市における措置

(1) 防災上重要な施設の耐水性能の確保

防災拠点など防災上重要な施設については、浸水等の水害により大きな機能障害を発生させない必要があり、当該建築物の機能確保の観点から、新設等に際して浸水対策設計・施工を講じるなど必要な浸水対策等を促進する。

(2) 公共建築物における雨水流出抑制機能の確保

河川への雨水流出抑制を図る必要があることから、公共建築物の新設に際して、必要な雨水流出抑制機能の確保を促進する。

4 県、市及び私立学校管理者における措置

(1) 文教施設の耐震・耐火性能の保持

文教施設及び設備を、災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能を保持することが必要であり、そのための改修工事等を促進する。また校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(2) 文教施設・設備等の点検及び整備

文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの改善を図る。

災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な数量を備蓄するとともに定期的に点検を行い整備する。

(3) 危険物の災害予防

化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第6章 都市の防災性の向上

都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進する。

また、これらの整備に加え、「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

第1節 都市計画マスタープラン等への位置づけ

■実施担当：都市対策班

1 市における措置

(1) 都市計画マスタープラン等への位置づけ

都市計画マスタープラン及び立地適正化計画において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備や住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を促進する。

第2節 防災上重要な都市施設の整備

■実施担当：都市対策班・土木班

1 市における措置

(1) 都市における道路の整備

都市内の道路は延焼遮断帯などの都市防災空間を形成するとともに、避難や消防活動、救援活動のための空間を提供する機能を有している。

このため、特に密集市街地内の道路の計画に当たっては、大規模火災等の災害時における避難や延焼遮断帯としての機能、消防や救援のための活動空間を確保することを考慮した配置及び道路構造を検討する。

(2) 都市における公園等の整備・維持

都市における大規模火災に対する安全性確保のためには、建築物の不燃化とともに、緑地・公園・道路等の防災空間（オープンスペース）を確保することが必要である。

都市公園は、過去の例が示すように災害時の避難場所、避難路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備または機能の維持を図る。

(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第3節 建築物の防火促進

■実施担当：都市対策班・建築班

1 市における措置

(1) 防火・準防火地域の指定

市は、市街地における建築物の延焼の危険を防除するため、土地利用の実情を踏まえ、防火地域、準防火地域の指定を行い、市街地全体としての防災性能の向上を図る。

(2) 建築物の不燃対策

市は、建築物自体の耐火・防火について、建築基準法を中心とする各種法令により、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措置をとるものとする。

特に、大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種措置の徹底を図っていくものとする。

(建築基準法の防火規制)

ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等階数が3以上であるものあるいは規模に応じて一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。

イ 不特定多数の使用に供する特殊建築物、階数が3以上である建築物、無窓建築物、延べ面積が1,000㎡を超える建築物は、避難階段を設けるなど、避難上・消火上支障がないようにする。

ウ イに掲げる建築物、火気使用室等は、その壁、天井の室内に面する部分の仕上げを防火上支障がないものとする。

第4節 建築物の強風対策

1 市における措置

建築基準法の告示（瓦屋根に係る基準）改正に伴い、市内全域を対象とし、建築物の強風対策を推進する。

第5節 災害に強いまちづくりの推進

■実施担当：都市対策班・建築班

1 市における措置

(1) 市街地開発事業等の推進

土地区画整理事業をはじめとする、市街地を面的に整備・改善する事業は、道路・公園等の公共施設が整備され、延焼遮断機能や避難機能等の防災機能が確保されることにつながり、都市の防災性の向上に資するものである。

しかしながら、市街地の面的な整備は、地域の負担も大きく実施が限られることから、住民との十分な意思疎通を図りながら災害に強いまちづくりを推進する。

特に老朽化した木造建築物が密集し、都市基盤施設が不足する地区は地震等が発生した場合に大きな被害が予想されるため、被災後の都市が迅速かつ円滑に復興できるよう、市民と行政が協働でまちづくりを考える「事前復興まちづくり」に取り組みたい地域を支援する。

(2) 災害対策等に関する土地利用規制

ア 災害危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を知事が指定した場合、居室を有する建築物の構造等の制限をすることにより、被害の未然防止あるいは軽減を図る。

※現時点で愛知県知事が指定する区域はない。

第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、BCPや各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

■実施担当：全班

1 市における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るように努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

ア 市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続性の確保を図る。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

イ 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

(ア) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(イ) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(ウ) 電気・水・食料等の確保

(エ) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(オ) 重要な行政データのバックアップ

(カ) 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市は、市の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局は災害対応について、防災担当部局を通じて、庁内及び避難所等へ情報提供を行うこととし、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

ア 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。

イ 緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

ウ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

ア 市は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

ア 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

イ 市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、県及び防災関係機関と「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

ウ 市は、災害時に発生する状況を予め想定し、実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要なくい木、

土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 各部各班における業務用資機材等の整備・充実

関係部・班長は、定期的に保有資機材の状況を把握し、不足・不備なものについては速やかに補充・整備するとともに、必要の都度危機管理監に報告する。

(10) 保有状況

災害用資器材の保有状況は、以下のとおりである。

- ア 消防車両（安城消防署）（資料編・別表第6）
- イ 消防車両（消防団）（資料編・別表第7）
- ウ 救助活動用機器材（資料編・別表第8）
- エ 消防通信施設（資料編・別表第17）
- オ 広報車両一覧表（資料編・別表第19）
- カ 応急給水用機器保有一覧表（資料編・別表第23）
- キ 防疫器具器材の整備備蓄一覧（資料編・別表第26）
- ク 収集、処理車両保有状況（資料編・別表第28）
- ケ 市有車両等一覧表（資料編・別表第30）

2 消防局における措置

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ航空機、無人航空機、船、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、マルチコプターなど情報収集用資機材の充実及び操作者の育成など、情報収集体制の強化を図る。

（資料）・災害時における無人航空機による活動に関する協定

(2) 通信手段の確保

ア 通信施設の防災構造化等

県、市町村及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体

制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

イ 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、浸水する危険性が低いなど堅固な場所に整備し、その保守点検等を実施する。

ウ 防災情報システムの整備

市は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、市の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指す。

4 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

5 道路等の復旧に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車輛では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛の導入や舟艇を配備する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

6 物資の備蓄、調達供給体制の確保

- (1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立って、「安城市備蓄計画」に基づき初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

- (2) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、

災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

7 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮する。

8 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 広域連携、民間連携の促進

市は、災害廃棄物処理計画（平成30年3月）に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図るものとする。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

9 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。
- (3) 県は、市に対し、住家被害の調査担当者のための研修機会の充実等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

第8章 避難行動の促進対策

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、市民の安全の確保に努める。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

■実施担当：本部班

1 市における措置

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平常時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。

また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、IP通信網、ケーブルテレビ網、防災ラジオ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。

2 県（防災安全局）、市及びライフライン事業者における措置

県、市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Lアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難路の指定等

■実施担当：本部班・都市対策班

1 市における措置

（1）指定緊急避難場所

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

また、指定緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

なお、指定緊急避難場所への市職員の配置及び災害対策用品の配備は、行わないものとする。

ア 広域避難場所

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平常時から関係地域住民に周知を図る。

- (ア) 広域避難場所は大規模火災からの避難を中心に考え、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等が適当と考えられる。
- (イ) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。
- (ウ) 広域避難場所は、要避難地区のすべての市民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。
- (エ) 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。
- (オ) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。
- (カ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

(資料)・広域避難場所一覧表（資料編・別表第12）

イ 一時避難場所

市は、避難所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、選定した場合には、一時避難場所に標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。避難者1人当たりの必要面積等については、広域避難場所と同様の取扱いとする。

(資料)・一時避難場所一覧表（資料編・別表第13）

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

■実施担当：本部班

1 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

ア 豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること

イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること

(ア) 気象予警報及び気象情報

(イ) 河川の水位情報、指定河川洪水予報

(ウ) 海岸の水位情報

(エ) 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報

ウ 「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること

エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるとともに、いざというときに市長自らが躊躇なく避難情報を発令できるよう、具体的な区域を設定すること

(ア) 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(イ) 高潮氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）

(ウ) 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等）

オ 情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める

カ 洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（〔警戒レベル5〕）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること

キ 避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること

(ア) 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風、高潮等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状

況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

- (イ) 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

- (ウ) 水位周知海岸において氾濫発生情報が発表された場合は、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

(2) 判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求める。

(3) 事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整える。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

■実施担当：本部班・避難所班・学校教育班

1 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

ア 避難指示等の発令を行う基準及び伝達方法

イ 指定緊急避難場所・避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所・避難所へ経路及び誘導の方法

エ 指定緊急避難場所開放・避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、日用必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

オ 指定緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

(ア) 指定緊急避難場所や避難所の秩序保持

(イ) 避難者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

(ア) 広報車による周知

(イ) 避難誘導員による現地広報

(ウ) 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期するものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

イ 義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

ウ 病院において、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域のある市における措置

浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた市における措置については、第2章第3節、第3章第1節による。

3 避難行動要支援者の避難対策

第9章第2節 要配慮者支援対策（3）避難行動要支援者対策 参照

第5節 避難に関する意識啓発

■実施担当：本部班

1 市における措置

市は、市民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

(1) 緊急避難場所等の広報

緊急避難場所や避難所の指定を行った場合、次の事項につき、市民に対し周知徹底に努めるものとする。

- ア 緊急避難場所、避難所の名称
- イ 緊急避難場所、避難所の所在位置
- ウ 避難地区分け
- エ 緊急避難場所、避難所への経路
- オ 緊急避難場所、避難所の区分
- カ その他必要な事項

(ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと

(イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

(2) 避難のための知識の普及

市は、必要に応じて、次の事項につき市民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における知識

(ア) 避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること。

あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと

(イ) 避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）

(ウ) 洪水等及び高潮については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること。あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸

水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと

(エ) 市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること。急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと

ウ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

ア 防災マップの作成にあたっては市民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

イ 市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。また、設置にあたっては、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とする。

ウ 市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

市は、あらかじめ指定避難所の指定、整備や避難所の運営体制の整備を行う。市及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」(平成6年愛知県条例第33号)の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。

避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。

また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、「安城市避難行動要支援者支援制度」や県が作成した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」などを活用するものとする。

社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、ボランティア団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。

令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。

市は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

■実施担当：本部班・教育総務班・避難所班・福祉避難所班

1 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

ア 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な

公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

避難所は、被害を受け、又は受けるおそれのある者に対し、一時的に生活の場を提供するものであり、地域の被害情報等の収集や伝達、また避難者に対する物資の供給や傷病者に対する応急救護などの救援措置を行う。指定に当たっては、原則として防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。

避難所には、市職員を直接参集させ、速やかに開設できる体制をとる。

(ア) 公民館避難所

地域の防災拠点として位置づけ、地区公民館をこれに充てる。ここでは、地域の被害状況等を取りまとめ、物資の集積基地等の役割を担う。

(イ) 一般避難所

それぞれの地域に配置する避難所であり、小・中学校その他公共施設をこれに充てる。情報の伝達、物資等の要請、その他必要な事項は、原則として、管轄する公民館避難所を通して行う。

(ウ) 福祉避難所

障害者や要援護高齢者等の専門的な救援措置を必要とする一般避難所では生活することが困難な要配慮者の避難所として総合福祉センター及び地域福祉センターを充てる。

(資料)・避難所一覧表 (資料編・別表第10-1)

・福祉避難所一覧表 (資料編・別表第11-1)

イ 上記アの基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。

ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。

<一人当たりの必要占有面積>

1 m ² /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m ² /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m ² /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

<新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積>

一家族が、目安で3 m×3 mの1区画を使用し、各区画(一家族)の距離は1～2 m以上空ける(※人数に応じて区画の広さは調整する。)

エ 市は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を明確にしておくものとする。

(3) 福祉避難所の設置

ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等 について必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 標識の設置

避難所には標識を設置し、災害時に速やかに避難できるよう日ごろから市民に周知を図る。

(5) 避難所が備えるべき設備の整備

ライフラインが途絶した場合、その復旧には時間を要することが予想されることから、市は避難所における避難市民の生活を確保するため、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等、必要と考えられる生活必需物資、資機材等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

避難所には、情報ネットワークの整備として防災行政無線を導入する。また、備蓄倉庫の整備充実や飲料水、食糧品等の備蓄に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

ア 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等

イ 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

ウ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(6) 避難所の破損等への備え

避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(7) 避難所の運営体制の整備

ア 市は、愛知県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。

イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。

また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること

ウ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

エ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討する。

オ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第2節 要配慮者支援対策

■実施担当：援助班・市民安全班・避難所班・消防班

1 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

ア 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

イ 緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

ウ 防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、市との連携のもとに食糧や生活必需品等の備蓄を図るよう努める。

オ 非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

ア 応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

イ 防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

市は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する支援が適切に行われるように努める。

また、避難行動要支援者名簿を整備すると共に、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などの避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する情報の共有、個別避難計画の作成等に努める。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。

※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となり得る点に留意すること。

ア 避難支援等関係者となる者

(ア) 避難行動要支援者による事前合意の下に名簿情報の提供を受けて個別避難計画の作成等の支援活動を行う者

- a 自主防災組織・町内会
- b 地域支援者・避難サポーター（避難支援等実施者）
- c 民生委員・児童委員
- d 社会福祉協議会
- e 地域包括支援センター
- f 警察
- g 避難先の施設管理者

(イ) 災害発生時に名簿情報の提供を受けて安否確認や避難誘導等の避難支援を行う者
上記（ア）に加え、消防班等の消防機関、自衛隊その他公的な機関から派遣されて救助活動を行う者

イ 避難支援等関係者へ名簿情報及び個別避難計画情報を事前提供することの周知

避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報及び個別避難計画情報（以下「名簿情報等」という。）を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行い、災害対策基本法第49条の11第2項ただし書の同意を得られた場合は安城市避難行動要支援者名簿情報提供同意書兼個人台帳（以下「個人台帳」という。）の提供を受ける。

ウ 避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲

市内に住所を有し、かつ、在宅する者であって、次のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 65歳以上のひとり暮らし高齢者として市に登録されている者

(イ) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3から5までの認定を受けている者

(ウ) 日常生活自立度B又はCとされる寝たきり高齢者

(エ) 日常生活自立度Ⅲa以上の認知症高齢者

(オ) 身体障害者手帳を所持する者のうち、次のaからcまでに掲げる障害に応じ、それぞれ当該aからcまでに定める等級のいずれかに該当するもの

- a 肢体不自由 1級から3級までのいずれか
- b 視覚障害 1級又は2級
- c 聴覚障害 2級

(カ) 視覚障害又は聴覚障害があり、かつ、障害等級1級又は2級に該当する者（b又はcに掲げる者を除く。）

(キ) 療育手帳Aを所持する知的障害者

(ク) 発達障害又は精神障害があり、精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者

(ケ) 特定疾患医療給付受給者のうち、身体障害者手帳の第1種を所持する難病患者

(コ) 前各号に掲げる者のほか、災害時において支援が必要な者として市長が特に認める者

エ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

(ア) 市内部での情報の集約

市は、避難行動要支援者の名簿を作成するのに必要な範囲で、市内部の個人情報を共有して名簿台帳を利用する（災害対策基本法第49条の10第3項）。

(イ) 都道府県等からの情報の取得

避難行動要支援者となる難病患者の情報については、都道府県と調整の上、これを取得するものとする。

オ 名簿の更新に関する事項

(ア) 避難行動要支援者となる者の名簿情報は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、毎年これを更新し、名簿の記載内容が避難行動要支援者の現状と一致するよう努め、関係者間で共有する。

(イ) 市は、個人台帳に記載された事項に変更が生じたことを直接又は自主防災組織、地域支援者若しくは民生委員の報告により知ったときは、個人台帳の原本にその旨を記載するとともに、避難行動要支援者本人及び避難支援等関係者に連絡する。

(ウ) 個人台帳に記載された事項に変更が生じたときは、直接又は民生委員を通じて市長に報告するよう、市は避難行動要支援者又は避難支援等関係者に指導する。

カ 個別避難計画の作成等

(ア) 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、市内の一定の地区内の居住者及び事業者が主体となって地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

キ 名簿情報等の情報漏えいを防止するための措置

(ア) 名簿情報等の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置

- a 名簿情報等の提供を受けた者は、支援以外の目的でそれを活用してはならない。
- b 名簿情報等の提供を受けた者は、それに記載された個人情報及び支援上に知りえた個人の秘密を漏らしてはならない。支援をする役割を離れた後も同様とする。
- c 名簿情報等の提供を受けた者は、それを紛失しないように厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

d 名簿情報等の提供を受けた者がそれを紛失した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(イ) 名簿情報等の提供に際し情報漏えいを防止するために市が講ずる措置

a 市は避難支援等関係者に名簿情報等を提供する際に、提供を受けた者は法律上の守秘義務（災害対策基本法第49条の13）を負うことや、個人情報の適切な保管・取扱方法について十分に説明した上で、名簿情報等の管理について適宜指導を行う。

b 市が避難支援等関係者に名簿情報等を提供する際は、提供を受ける避難支援等関係者の支援活動に必要な範囲の名簿情報等のみを提供する。

c 災害時に緊急的に外部提供した名簿情報等については、支援活動後にその情報の返還又は廃棄を求めるものとする。

d 名簿情報等の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて情報漏洩防止の措置を求める等、名簿情報等の提供を受けた者へ周知を行う。

ク 要支援者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
市は、要支援者の対応能力を考慮して、複数の情報伝達手段を活用するとともに、自主防災組織や民生委員等を中心に、地域ぐるみの避難誘導體制の確立を図る。

ケ 避難支援等関係者の安全確保

個別避難計画の作成にあたっては、避難支援等関係者が自身や家族の安全を確保する必要があることを踏まえる。

コ 応援協力体制の整備

被災時の要支援者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民やボランティア団体、国・県・他市町村等との応援協力体制の確立に努める。

サ 防災教育、防災訓練の実施

避難訓練の際には、要支援者の参加を呼びかけるなど、要支援者が自らの対応能力を高めるための防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

シ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報等の適切な管理に努める。

(4) 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

ア 避難場所や避難所、避難路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

イ 外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。

ウ 多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動を推進する。

エ 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

オ 災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進するとともに、一般財団法人自治体国際化協会の「災害時多言語表示シート」を活用するよう努める。

(5) 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

ア 浸水想定区域内等の施設の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について以下に定めるとともに、当該施設及び住民へ周知を図る。

(資料)・浸水想定区域内にある要配慮者利用施設 (資料編・別表第16)

イ 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達
要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達方法は第2章第3節へ定める。

ウ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

(ア) 計画の作成等

地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

(イ) 施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

(ウ) 施設管理者等に対する支援

市の関係部局は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、連携して支援するよう努める。

(エ) 市長の指示等

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

(オ) 市長の助言・勧告

市長は、地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

(6) 災害ケースマネジメント

市は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

■実施担当：企画班

1 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

(1) 帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

(2) 事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

(3) 一時的に滞在する場所として利用する施設の確保

市は、旅行者や買い物客等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在する場所として利用する施設を、公共施設や民間施設を活用し、必要に応じて確保しておく等の対策を行うものとする。

(資料) ・大規模災害時における帰宅困難者等支援施設の使用に関する協定書

・災害時における帰宅困難者等支援施設の使用に関する協定書

2 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在场所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 広域応援・受援体制の整備

市等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

■実施担当：本部班・職員班・物品調達班・消防班

1 市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国、県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

ア 相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

イ 技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

ウ 民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市は、国、県や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保

に配慮する。

また、市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

2 防災関係機関における措置

防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第49条の2及び同条の3の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。

第2節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備

■実施担当：消防班

1 市における措置

(1) 緊急消防援助隊

市は、大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努めるものとする。

(2) 広域航空消防応援

市は、大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

(3) 県内の広域消防相互応援

市は、愛知県下で大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努めるものとする。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

■実施担当：本部班・物品調達班

1 市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

(2) 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

■実施担当：本部班・職員班・物品調達班・消防班

1 市における措置

市は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、災害対策業務従事者（自衛隊・警察・消防、TEC-FORCE、DMAT 等）の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

第11章 防災訓練及び防災意識の向上

市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。

防災訓練、教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

■実施担当：全班

1 市における措置

市は、国、県や防災関係機関とできる限り多くの民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた住民等の協力、連携のもとに大規模災害に備えて防災訓練を実施する。

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明確にするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な内容となるように努め、次のとおり実施する。

(1) 基礎訓練

ア 水防訓練

水防管理団体は、水防計画に基づき、水防活動の円滑な遂行を図るため、地域の河川状況を勘案した水防訓練を実施する。また、必要に応じ広域洪水等を想定し、水防管理団体が連合するなど防災関係機関が合同して実施する。

(ア) 実施時期

出水期を前に最も訓練の効果のある時期に実施する。

(イ) 実施地域

河川の危険地域等洪水のおそれのある地域で実施する。

イ 消防訓練

市等は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定し、市及び県等が合同して実施するものとする。

ウ 避難・救助訓練

市その他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、高層建築物等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

エ 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

オ 非常参集訓練

市は、各種災害を想定し勤務時間外における職員、消防団、水防団等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

カ 非常連絡訓練

市は、災害発生時における職員の安否確認及び参集見込みの把握を目的とした非常連絡訓練を必要に応じ行う。

（2）総合防災訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

ア 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

ウ 実施の方法

市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市等との訓練の相互参加及び共同訓練に実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

（3）広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県と他の市町村が連携し、広域的な応援を行う防災訓練を実施する。

（4）地域の訓練

自主防災組織の活性化のため、自主防災組織が自ら計画・立案して行う。初動期の活動を想定した初期消火訓練、救助・救護訓練、避難（誘導）訓練や飲料水・食料・生活必需物資の配布等の避難所運営協力訓練など、実践的な訓練を消防署等と連携して行う。

（5）防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

(6) 訓練の検証

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

(7) 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部等において応急対策活動に従事する本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練（ロールプレイング方式）等を実施するものとする。

2 県、市及び私立学校管理者における措置

児童生徒等及び職員の防災に対する意識の高揚を図り災害発生時に迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

(1) 計画の策定及び周知徹底

災害の種別に応じ、学校等の規模、所在地の特性、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、市防災担当部局等の関係機関との連絡を密にして専門的立場からの指導・助言を受ける。

(2) 訓練の実施

学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動とも相まって、十分な効果をあげるよう努める。

(3) 訓練の反省

訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

第2節 防災のための意識啓発・広報

■実施担当：全班

1 市における措置

(1) 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- ア 災害に関する基礎知識
- イ 正確な情報の入手
- ウ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- エ 地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- オ 警報等や避難情報の意味と内容
- カ 警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール
の取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- コ 応急手当方法の紹介、平素から市民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、
出火防止等の対策の内容
- サ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活
の再建に資する行動

（2）防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

（3）家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等（トイレットペーパー）等の生活必需品について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

（4）過去の災害教訓の伝承

市は、市民が過去の災害から得られた教訓を伝承するよう、その重要性について啓発を行う。

また、教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正し

く後世に伝えていくよう努めるものとする。

第3節 防災のための教育

■実施担当：本部班・学校教育班

1 県、市及び私立学校管理者における措置

学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。

また、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、学校等では平素から災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織を整備しておく。

なお、児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先する。

(1) 児童生徒等に対する防災教育

児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため学校（認定こども園・幼稚園を含む。以下同じ。）において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする。

(2) 関係職員の専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上

関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の涵（かん）養及び技能の向上を図る。

(3) 防災思想の普及

P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保

児童生徒等の登下校（登降園を含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、あらかじめ登下校の指導計画を学校ごとに樹立し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。

ア 通学路の設定

(ア) 通学路については、警察署、建設事務所、消防署等関係機関及び地元関係者と連携を図り、学区内の様々な状況下における危険箇所を把握して点検を行う。

(イ) 平常の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定するなどしておく。

(ウ) 異常気象時における通学路の状況の把握についてその情報収集の方法を確認しておく。

(エ) 児童生徒の個々の通学路及び誘導方法等について常に保護者と連携を取り確認しておく。

(オ) 幼児の登降園については原則として個人又は小グループごとに保護者が付き添うものとする。

(カ) 高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに（ア）から（エ）までに定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。

イ 登下校の安全指導

（ア）異常気象時の児童生徒等の登下校について指導計画を綿密に確認する。

（イ）通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。

（ウ）登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。

2 市における措置

（1）防災教育への協力

児童生徒及び園児に対し防災訓練や防災学習など防災教育を行うために、各学校、各幼稚園、各認定こども園、各保育園等に対し資料を提供し、協力を求める。

（2）自主防災組織のリーダーに対し、災害時に即応し、市民の情報の把握等が的確にできるための訓練に努める。

（3）市職員に対し、災害に即応し、かつ、的確な行動がとれるための訓練を実施する。

3 防災関係機関における措置

防災関係機関は、それぞれ又は他と共同して、その所掌事務又は業務について、防災教育の実施に努める。

第12章 防災に関する調査研究の推進

災害は広範な分野にわたる複雑な現象で、かつその実態は地域的特性を有する。そのため、防災に関する研究は、広範多岐にわたる研究部門相互の緊密な連繋を図るとともに、各地域の特性に応じた総合的かつ一体的研究体制を確立し、その効率的推進を図る。

第1節 防災に関する調査研究の推進

■実施担当：本部班

1 県及び市における措置

重点を置くべき調査研究事項は、次のとおりとする。

(1) 危険地域の把握

法により災害危険地域の指定を受けた地域の現況調査を行うとともに、これだけにとどまらず、水害危険地域、地すべり危険地域及び火災危険地域について、広範囲にあらゆる角度から調査し、その実態を把握する。

(2) 危険地区の被害想定

災害時において迅速的確な災害対策が実施できるように社会的要請が強く、かつ調査の促進が必要とされている上記の危険地域について関係機関、学識経験者等と共同して実態調査を行い、この調査結果並びに過去に受けた災害状況等から被害想定をする。

2 市における措置

(1) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備

市においては、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握、危険地区の被害想定等各種の調査研究による成果を活用し、災害危険性を地域の実状に即して的確に把握するための、防災アセスメントを積極的に実施する。また、コミュニティレベル（集落単位、自治会単位、学校区単位、自主防災組織単位等）でのきめ細かな防災カルテ・防災マップの作成を積極的に推進する。

(2) 地籍調査

市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の最も基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

3 調査研究成果の活用

調査研究の成果を将来の具体的防災施策樹立の参考に資するよう計画するとともに、教訓となるべき要素を収録して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。

第3編 災害応急対策

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。

安城市における防災行政を総合的に運営し、各種注意報・警報等の発表があった場合、あるいは災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害対策を速やかに実施するための組織編成について定める。

各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止するための活動体制を整備する。

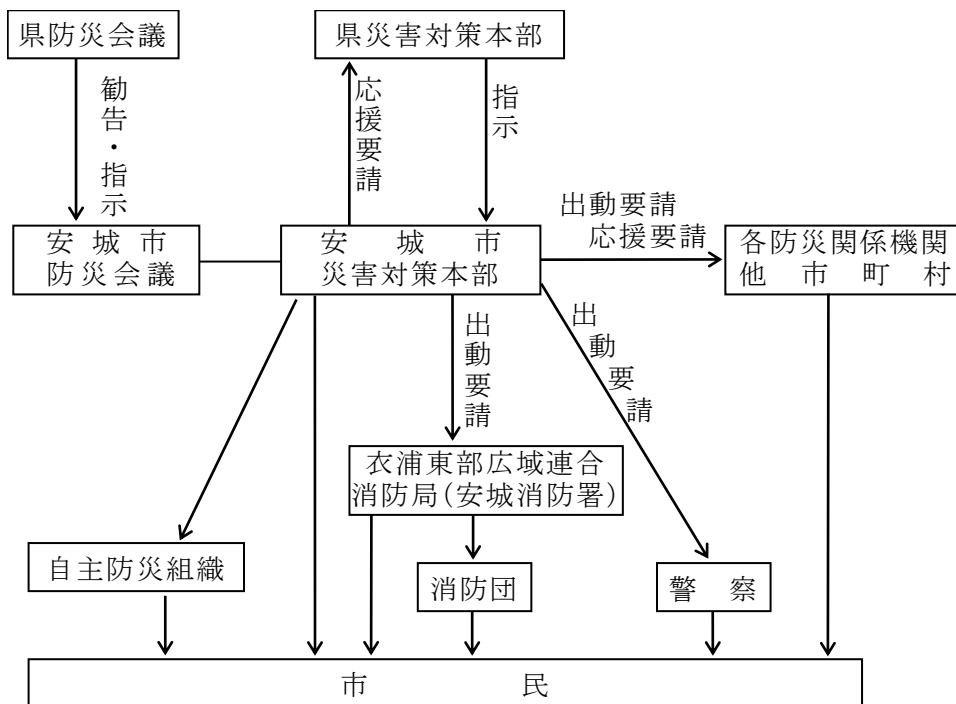
また、各防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えるものとし、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の緊密な協力体制を整える。

なお、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 防災組織計画

■実施担当：本部班

1 安城市防災組織図



2 安城市防災会議

災害対策基本法第16条及び安城市防災会議条例（昭和38年条例第23号、資料編・関係規程1）に基づき設置運営されるもので、安城市における防災に関する基本方針の決定及び総合的な地域防災計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、防災に関する重要事項の審議、関係機関相互の連絡調整を図る。

（参考）安城市防災会議運営要綱（資料編・関係規程2）

3 安城市災害対策本部

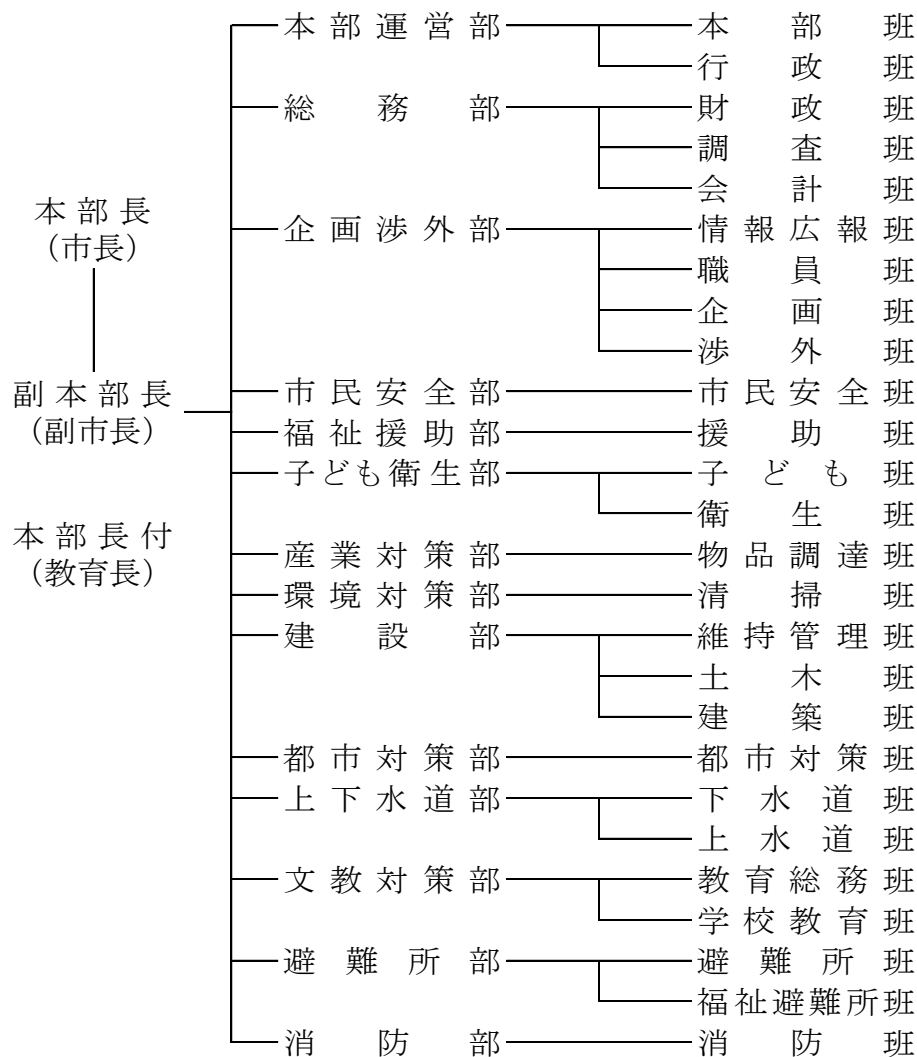
災害対策基本法第23条の2及び安城市災害対策本部条例（昭和38年条例第24号、資料編・関係規程4）に基づき設置運営されるもので、安城市防災会議と密接な連絡のもとに、各種災害対策を実施する。なお、災害対策のため必要がある場合は、現地災害対策本部を設置し、迅速な対応を図る。

（参考）・安城市災害対策本部要綱（資料編・関係規程5）

・安城市災害対策実施要綱（資料編・関係規程9）

（1）災害対策本部の組織

災害対策本部の組織体制は以下のとおりである。



第2節 災害対策本部の設置・運営

■実施担当：本部班・職員班・避難所班

1 市における措置

市は、市の区域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一次的な防災上の責務を有する団体として、関係法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、指定地方行政機関、当該市町村内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮し災害応急対策を行う。

(1) 災害対策本部の設置

災害対策本部は、次の区分により設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと本部長が認めたときに廃止する。

ア 安城市内において気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく特別警報が発表されたとき。

イ 安城市内において気象業務法に基づく警報が発表され、その必要が認められるとき。

ウ 市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その必要があると認められるとき。

(2) 組織及び活動体制

市長は、災害対策の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための職員の動員、組織、配備態勢、情報連絡体制等を、休日、夜間等の勤務時間外における体制を含め定めておくものとする。

(3) 災害対策本部の設置又は廃止の県等への報告

市長は、災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（西三河県民事務所）へ報告するとともに、安城警察署、消防署、その他関係機関に通知する。

(4) 本部員会議の開催

ア 本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じて本部員会議を招集する。

イ 本部員会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。ただし、必要に応じ、防災関係機関を出席させることができる。

ウ 各部長は、それぞれの所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。

エ 各部長は、会議の招集を必要と認めるときは、危機管理監にその旨申し出る。

(5) 本部員会議の協議事項

ア 対策本部の配備体制の切替え及び廃止に関すること。

イ 災害情報、被害状況の分析並びにそれに伴う災害対策の基本方針に関すること。

ウ 避難のための立退きの勧告及び指示に関すること。

エ 自衛隊の災害派遣に関すること。

オ 国、県、公共機関、他市町村、団体等に対する応援の要請に関すること。

カ その他災害対策に係る重要事項に関すること。

(6) 決定事項の周知

会議の決定事項で、職員に周知すべきことは、各部長が、速やかにその徹底を図る。

(7) 情報連絡会

情報連絡会は、災害の発生が予測される場合等に必要に応じて開催し、情報を収集し、災害対策を実施するための配備体制を協議調整するものとする。

情報連絡会は、安城市災害対策本部要綱に基づき設置される本部員会議の構成員で組織する。

2 動員計画

災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための職員の動員配備について定める。また、職員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害も念頭において行う。

（参考）・安城市災害対策実施要綱（資料編・関係規程9）

(1) 非常配備の基準

非常配備区分	配 備 時 期	配 備 内 容	災害対策本部	避 難 所
第1 非常配備 準備体制	1 警報が発表されたとき。 2 その他本部長が必要と認めたとき。	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各課の少数の人員をもって当たり、災害対策本部を設置する。 避難所の開設及び職員の配備を検討し、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	設置する。	必要に応じて開設する。
第1 非常配備 警戒体制	1 警報が発表され、災害が発生するおそれがあるとき。 2 小規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 3 矢作川岡崎水位観測所の水位が「氾濫注意水位(5.80 m)」に到達したとき。 4 その他本部長が必要と認めたとき。	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため、関係各班の所要人員をもって当たり、職員の配備を検討し、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とする。	設置する。	必要に応じて開設する。
第2 非常配備	1 上記のほか、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。 2 矢作川岡崎水位観測所の水位が「避難準備水位(8.47 m)」に到達したとき。 3 その他本部長が必要と認めたとき。	上記のほか、関係各班の所要の人員をもって当たり、状況により速やかに第3 非常配備に切り替える前においても災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動を開始できる体制とする。	設置する。	開設する。
第3 非常配備	1 市の全域に大災害が発生若しくは発生するおそれがあるとき、又は全域でなくても被害が特に甚大と予想されるとき。 2 矢作川岡崎水位観測所の水位が「はん濫危険水位(10.72 m)」に到達したとき。	各部各班の全員を持って当たる。	設置する。	開設する。

*対象とする警報は、大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪、波浪又は高潮のいずれかとする。

*対象とする特別警報は、大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪、津波又は火山噴火のいずれかとする。

*大雨注意報、洪水注意報又は強風注意報が発表されたときは、情報収集連絡活動のため、本部班が当たる。

(2) 非常連絡

ア 職員の勤務時間内の伝達方法

市職員は、県から非常配備に該当する特別警報若しくは警報等を受けたとき又は市民から緊急情報を受けたときは、直ちに危機管理監に報告しなければならない。

衣浦東部広域連合消防局は、市民から緊急通報を受けたときは、安城市に連絡するものとする。

(ア) 出張及び休暇中等により口頭指示できない者については、所在地へ電話等適当な方法により連絡をとり、速やかに参集させる。

(イ) 非常連絡を受けた職員は、直ちに所定の配備体制につかなければならない。

(ウ) 各部署の責任者は、所属職員の点呼を終わったときは、直ちに参集状況について危機管理監に報告しなければならない。

イ 職員の勤務時間外の伝達方法及び参集

勤務時間外に職員の非常配備を円滑に行うため、各部に非常連絡責任者を、各班に非常連絡員を置く。

危機管理監は、毎年度当初に、非常連絡責任者及び非常連絡員の名簿並びに非常連絡系統図の作成を職員に指示し、報告させるものとする。

(ア) 衣浦東部広域連合消防局は、勤務時間外において、市民から緊急情報を受けたときは安城市（宿日直者）に連絡するものとする。

(イ) 宿日直者は、直ちに危機管理課及び所要の部署の職員に連絡しなければならない。

(ウ) 連絡を受けた危機管理課職員は、直ちに危機管理監に報告するものとする。

(エ) 危機管理監は、災害対策に関し市長に報告し、指示を受けたとき又は当該指令を受ける前であっても、状況により自らが必要と判断したときは、速やかに関係者及び非常連絡責任者に緊急連絡を行う。

(オ) 非常連絡責任者は、危機管理監から連絡を受けたときは、直ちに非常連絡員に連絡しなければならない。

(カ) 非常連絡員は、非常連絡責任者から連絡を受けたときは、あらかじめ定められた非常連絡系統図により直ちに関係職員に連絡しなければならない。

(キ) 非常連絡を受けた職員は、直ちに所定の配備体制につかなければならない。

(ク) 各部署の責任者は、所属職員の点呼を終わったときは、直ちに参集状況について危機管理監に報告しなければならない。

(ケ) 職員が、被災により、いかなる手段によっても所定の場所に参集できないときの措置

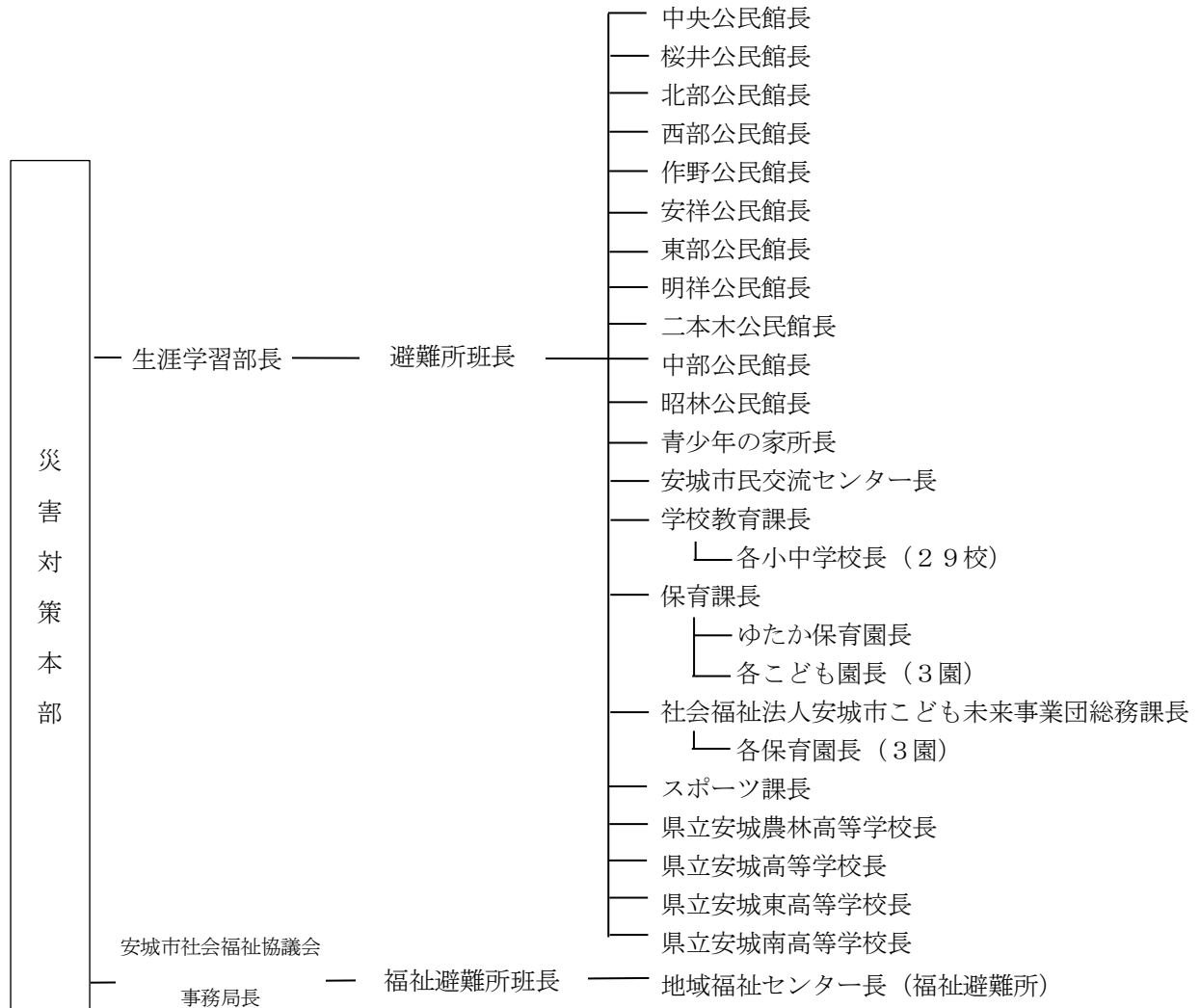
a 通信連絡により所属長又は災害対策本部の指示を受ける。

b 前記 a が不可能なときは、最寄りの市の施設又は市の指定避難所に参集し、災害対策活動に従事する。

ウ 避難所開設に伴う連絡系統

(ア) 避難所開設の連絡は次のとおりである。

避難所開設連絡系統



(イ) 避難所の開設は、施設の職員及び避難所特命者があたる。避難所開設時の避難所特命者の配置及び連絡は、非常配備の基準により、安城市災害対策実施要綱（資料編・関係規程9）第11条のとおりである。

(ウ) 避難所特命者は、その所属する部署の所掌事務にかかわらず、指定された避難所の業務を行う。

(エ) 避難所への参集職員は、その所属する部署の所掌事務に関わらず、指定された避難所の業務を行う。ただし、指定された避難所の業務が不要になった時は、所属する部署の所掌事務を行う。

エ 自主参集

(ア) 職員は、勤務時間外において非常連絡がない場合においても、非常配備の基準に該当する災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、所定の場所に自主参集するよう努めなければならない。

この場合において、非常連絡系統図による連絡が途切れないよう配慮しなければならない。

- (イ) 被災によりいかなる手段によっても所定の場所に参集できないときの措置は、
- (2) イ（ケ）の規定を準用する。

第3節 職員の派遣要請

■実施担当：職員班

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）

市長は、災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり市の職員のみでは不足する場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他市町村の職員の派遣要請（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（災害対策基本法第30条）

市長は、知事に対し災害対策基本法第29条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の市町村職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

(4) 被災市町村への市職員の派遣

市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

第4節 災害救助法の適用

■実施担当：行政班

1 市における措置（災害救助法第13条）

(1) 救助の実施

市長は、市の区域に災害救助法が適用され、知事の委任を受けた場合、災害救助法に基づく救助を行う。

(2) 県が行う救助の補助

市長は、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。

2 適用基準

- (1) 市内の被害世帯（全壊、全焼、流出等による住家の滅失した世帯）数が100世帯以上に達したとき。

- (2) 被害世帯数が(1)の基準に達しないが、県の被害世帯数が2,500世帯以上で、市内の被害世帯数が50世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯数が(1)及び(2)の基準に達しないが、県の被害世帯数が12,000世帯以上で、市内の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 市内の被害が(1)、(2)及び(3)の基準に達しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき、又は多数の者が生命・身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じたとき。

3 被害世帯の算定基準

被害世帯数 = (全壊 + 全焼 + 流出) + (半壊 + 半焼) × 1/2 + (床上浸水等) × 1/3

4 災害救助法適用の手続

市長は、被害が適用基準のいずれかに適合する可能性があるときは、早期にその旨を知事に報告し、被害が適用基準のいずれかに適合し、かつ、適用を希望する場合は速やかにその旨を知事に要請する。

第2章 避難行動

被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

市長その他災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

第1節 気象警報等の発表・伝達

■実施担当：本部班・維持管理班・避難所班・各班

1 警報等の種別

安城市において、風水害等に関して発表等がされる警報等の種類は以下のとおりである。

（1）特別警報（名古屋地方気象台発表）

警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に発表される。特別警報の種類は次のとおりである（市町村単位で発表）。

- ア 大雨特別警報（警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕、警戒レベル5相当情報〔浸水害〕）
- イ 大雪特別警報
- ウ 暴風特別警報
- エ 暴風雪特別警報

（2）警報（名古屋地方気象台発表）

重大な災害の発生が予想される場合において、一般の警戒を促すために報ずるものをいう。気象台から発表される警報の種類は、おおむね次のとおりである（市町村単位で発表）。

- ア 大雨警報（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕、警戒レベル3相当情報〔浸水害〕）
- イ 洪水警報（警戒レベル3相当情報）
- ウ 大雪警報
- エ 暴風警報
- オ 暴風雪警報
- カ 高潮警報（警戒レベル4相当情報）

（3）注意報（名古屋地方気象台発表）

災害の発生が予想される場合において、一般の注意を促すために報ずるものをいう。気象台から発表される注意報の種類は、おおむね次のとおりである（市町村単位で発表）。

- ア 大雨注意報（警戒レベル2）
- イ 洪水注意報（警戒レベル2）

ウ 強風注意報
エ 風雪注意報
オ 大雪注意報
カ 雷注意報
キ 融雪注意報
ク 濃霧注意報
ケ 乾燥注意報
コ なだれ注意報
サ 低温注意報
シ 霜注意報
ス 着氷注意報
セ 着雪注意報

(4) 洪水予報（中部地方整備局、名古屋地方気象台共同発表）

矢作川について、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるとき（氾濫注意情報（警戒レベル2相当情報〔洪水〕）、氾濫警戒情報（警戒レベル3相当情報〔洪水〕）、氾濫危険情報（警戒レベル4相当情報〔洪水〕）及び氾濫発生情報（警戒レベル5相当情報〔洪水〕））に発表され、安城市及び関係機関へ連絡される。

(5) 高潮氾濫発生情報（県）

三河湾・伊勢湾沿岸について、水位が高潮特別警戒水位（警戒レベル5相当情報〔高潮〕）に達したとき、安城市及び関係機関に通知される。

(6) 水防警報（中部地方整備局発表）

矢作川について、洪水によって災害の起こるおそれがあると認められたときに発表され、安城市及び関係機関へ連絡される。

(7) 火災気象通報（名古屋地方気象台発表）

火災の予防上危険であると認められる気象状況について、知事に通報される。

(8) 火災警報（衣浦東部広域連合発表）

火災気象通報を受けた知事が、市に対し伝達し、衣浦東部広域連合長が必要に応じて発表する。

(9) 土砂災害警戒情報（県、名古屋地方気象台共同発表）

市町村ごとに、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに発表され、安城市及び関係機関へ連絡される。県は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）を補足し、避難情報の発令対象地域を特定するための参考情報として、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を該当する警戒レベル相当情報を付して市や住民へ提供している。

(10) 土砂災害緊急情報（中部地方整備局及び県が発表）

大規模な土砂災害が切迫した場合、中部地方整備局及び県が緊急調査を実施し、重大な

土砂災害の切迫した危険があると認めるときに発表される。

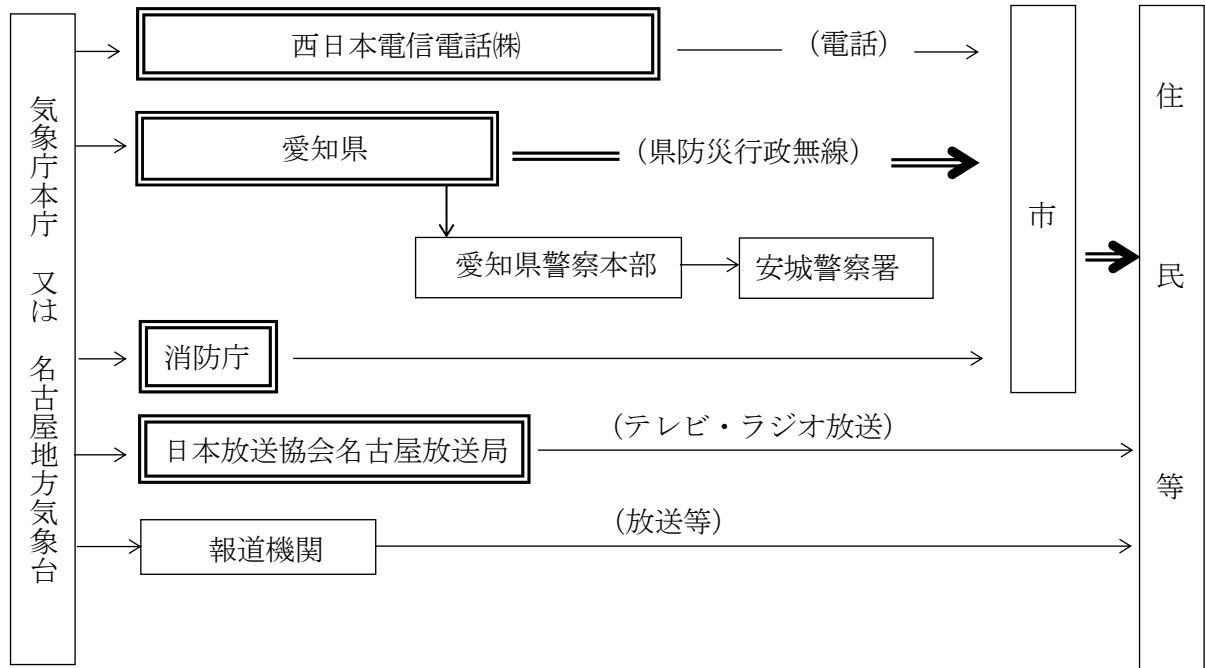
2 市における措置

市は、必要事項を住民及び所在の官公署等へ周知する。

3 気象警報等の伝達系統

気象警報等の伝達は、(1)～(7)のとおり行う。

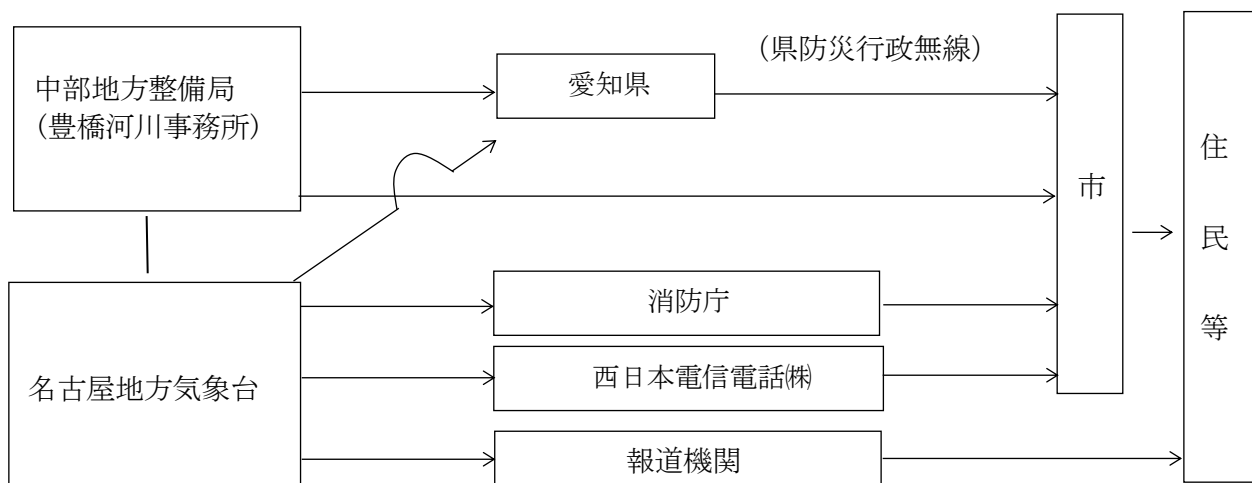
(1) 気象・水象に関する特別警報・警報等の伝達系統



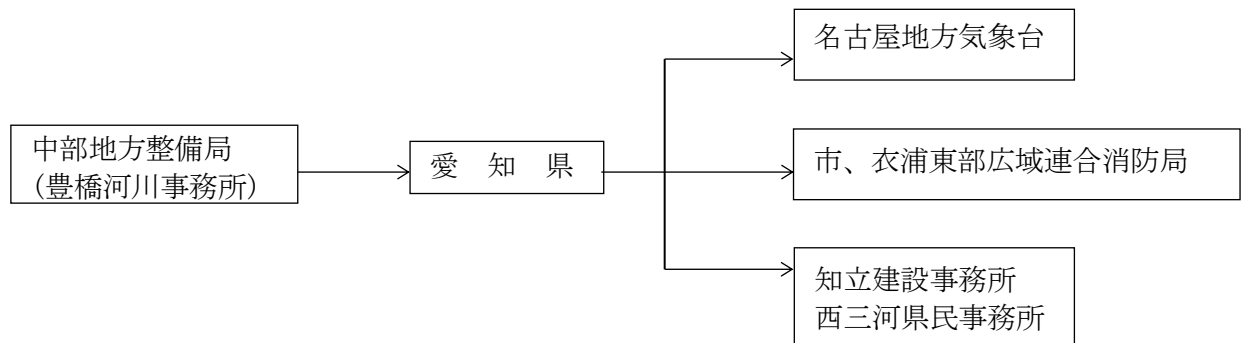
※1 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

※2 名古屋地方気象台から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

(2) 洪水予報の伝達系統(矢作川 岩津、岡崎、米津地区)

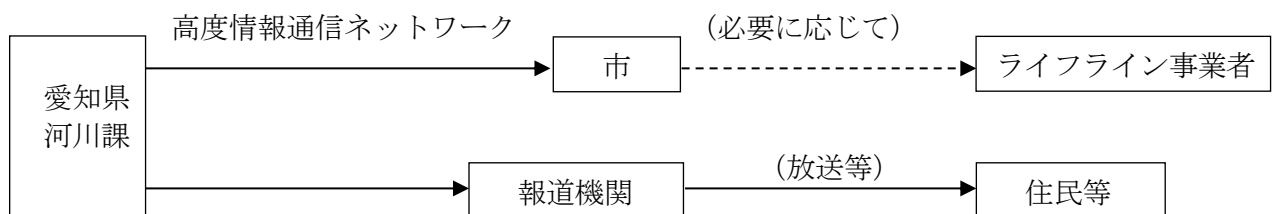


(3) 水防警報の伝達系統（矢作川 岩津、岡崎、米津地区）

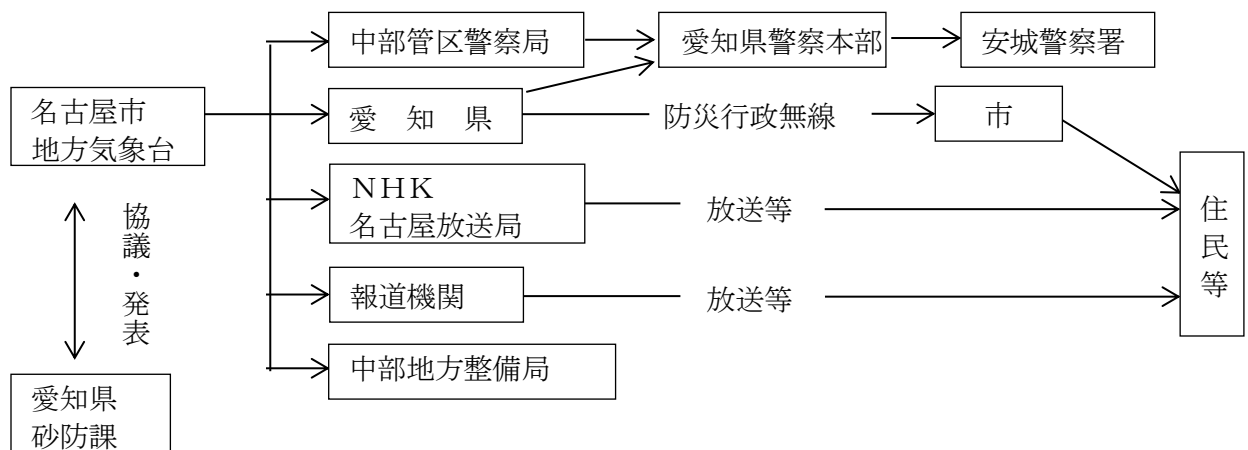


(4) 水位周知海岸の水位情報（高潮氾濫発生情報）

・三河湾・伊勢湾沿岸



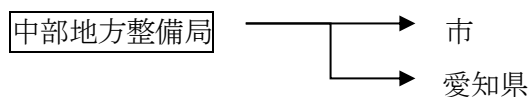
(5) 土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の伝達系統



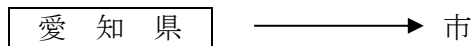
（注）土砂災害警戒情報は名古屋市地方気象台と愛知県建設局砂防課が協議の上、愛知県と名古屋市地方気象台が共同して発表する。

(6) 土砂災害緊急情報の伝達系統

ア 大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流、湛水など）

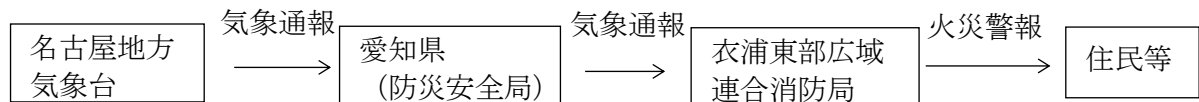


イ 大規模な土砂災害（地すべり）



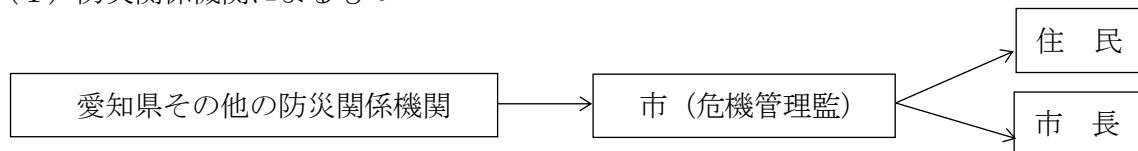
（注）土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害（河道閉塞による土石流・湛水、地すべりなど）が急迫した場合に、国・県が実施する緊急調査の結果に基づき、市へ通知される情報で、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報

（7）火災気象通報、火災警報の伝達系統



4 予警報等を受領したときの通報

（1）防災関係機関によるもの



ア 県の伝達する警報、注意報及び情報は愛知県高度情報通信ネットワークー斉受令ファックス等により受報する。

イ 予警報等を受報したときは、直ちに危機管理監を経由して市長に報告する。

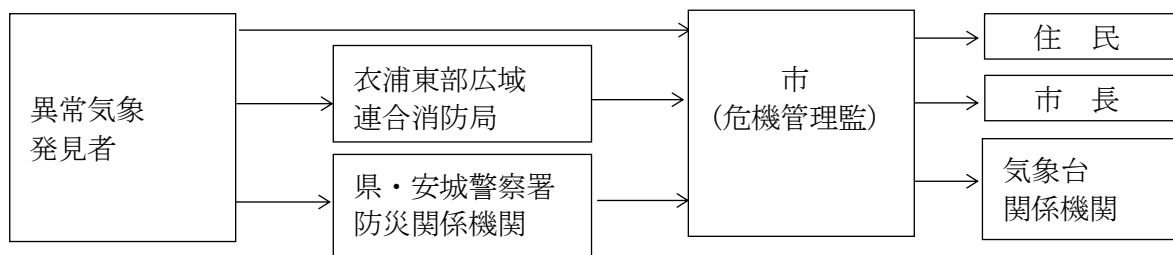
ウ 関係部課等は、市長の指示を受けたときは、直ちにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先等へ伝達する。

（2）異常現象発見者によるもの

災害の発生が予想される異常な現象（以下「異常現象」という。）を発見した者は、直ちに市長又は警察署に通報するものとする。

また、異常現象を承知した市長は、直ちに名古屋地方気象台、県、隣接市等その他関係機関に連絡する。

関係部課等は、市長の指示を受けたときは、直ちにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係先へ伝達する。



第2節 避難情報

■実施担当：本部班・避難所班・消防班

1 市における措置

(1) 避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、[警戒レベル4] 避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

ア [警戒レベル5] 緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

イ [警戒レベル4] 避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難指示の発令基準に基づき、速やかに的確な[警戒レベル4] 避難指示を発令する。

その他、河川管理者や水防団等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

ウ [警戒レベル3] 高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、[警戒レベル3] 高齢者等避難の発令等と併せて避難所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において[警戒レベル3] 高齢者等避難を発令する。

エ 対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記

するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

カ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風や線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

また、気象庁防災対応支援チーム（JETT）の派遣があった場合においては、今後予想される気象状況に関する助言を受けるとともに、適切な情報の共有・伝達に努める。

（2）知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

（3）報告（災害対策基本法第60条第4項）

安城市——— 方面本部（西三河県民事務所等）———→知事

（4）他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

（5）市長の事務の代行

ア 避難指示につき、緊急を要する場合は予想されるので、消防職員等関係職員が避難指示を行い得るよう、市長の権限の一部を代行させることができるものとする。

イ 知事は、当該災害の発生により市が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市長に代わって立退き等の指示を行う。

2 水防管理者（市長）における措置

（1）立退きの指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

（2）通知（水防法第29条）

水防管理者—————→警察署長

3 県警察（警察官）における措置

（1）警察官職務執行法第4条による措置

災害で危険な事態が生じた場合、警察官は、その場に居合せた者、その事物の管理者、

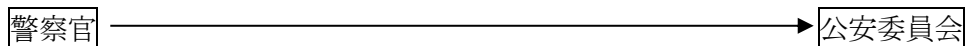
その他関係者に必要な警告を発し、及び危害を受けるおそれのある者を避難させ、又は必要な措置をとる。

(2) 災害対策基本法第61条による指示

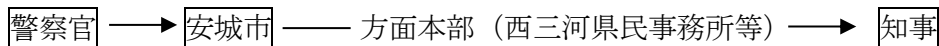
市長による避難のための立退き若しくは「緊急安全確保」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「緊急安全確保」の措置を指示する。この場合は直ちに市長に連絡する。

(3) 報告・通知等

ア (1) の場合（報告・警察官職務執行法第4条第2項）



イ (2) の場合（通知及び報告・災害対策基本法第61条第3項及び第4項）



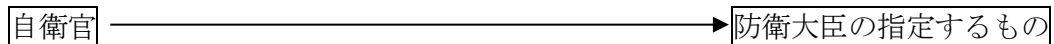
4 自衛隊（自衛官）における措置

(1) 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいな

い場合に限り、3(1)「警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置を執る。

(2) 報告（自衛隊法第94条）



5 避難の指示の内容

市長等の避難指示を発令する者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難指示の理由
- (5) その他の必要な事項

6 避難の措置と周知

避難の指示をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。

(1) 住民への周知徹底

ア 避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、メール、防災ラジオ等を始めた伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。

イ 伝達手段は、コミュニティFM、ケーブルテレビ、防災ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、広報車の巡回、警鐘、サイレン、吹き流しあるいは自主防災組織・

町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。

このほか、災害情報共有システム（Ｌアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様な身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。

警笛、サイレンは水防法第20条の規定に基づき、水防信号及び標識に関する規則（昭和31年愛知県規則第34号）に定める次の水防信号により伝達する。

種別	打鐘信号	余いん防止付サイレン信号
避難信号		 約3秒→約2秒(短声連点)

(注) 1 信号継続時間は、適宜とする。

2 打鐘のほか太鼓も併用する。

ウ 避難の指示等は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。

エ 夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

(2) 関係機関の相互連絡

県、県警察、市、自衛隊及び第四管区海上保安本部は、避難の措置を行ったときは、その内容につき相互に通報連絡するものとする。

第3節 住民等の避難誘導等

■実施担当：本部班・援助班・消防班

1 住民等の避難誘導等

- (1) 市職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- (2) 誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・町内会・自治会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- (3) 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員や地域住民と連携して行うものとする。
- (4) 避難誘導は、できるだけ各地域ごとに責任者及び誘導員を決めておき、誘導にあたっては極力安全と統制を図る。
- (5) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には表示なわ張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は、照明を用意して、また浸水地等には必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を配置して誘導の安全を期する。
- (6) 避難所が危険等不適當となった場合は別の避難所に移送する。
- (7) 避難の方法

ア 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知徹底を図る。

- (ア) 火気危険物等の始末をする。
- (イ) 氏名標を身に付ける。
- (ウ) できるだけ身軽な服装で帽子・ヘルメット・手袋をつける。
- (エ) 持ち物は最小限にし、身軽に行動できるよう背おうなどの方法をとる。(食料、飲料水、医薬品、衣類、貴重品等)
- (オ) 自動車は使わず、歩いて避難する。
- (カ) 会社・工場等では施設の損壊、浸水による危険物の流出防止、化学薬品、電気ガス等の保安措置を講ずる。
- (キ) 大雨、台風等に際して浸水が予想される場合は、日用品など普段使うものを2階等高い所へ移動させる。
- (8) 移送の方法

避難の移送及び輸送は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者の自力による立退きが不可能な場合は、車両舟艇等により行うものとする。なお、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、本部長は、県（西三河県民事務所）に対し応援を要請するものとする。
- (9) 市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

2 避難行動要支援者の支援

(1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

(2) 避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災ラジオや広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあってはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報等を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報等に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報等の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報等を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

ウ 避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効に活用する。

エ 避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報等について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者ととも避難場所から避難所への移送を行うこと。

第4節 広域避難

■実施担当：本部班・避難所班

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を市内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

(資料)・災害発生時における広域避難に関する協定書

第3章 災害情報の収集・伝達・広報

発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努める。

災害応急対策責任者（災害対策基本法第51条）は、災害に関する情報の収集及び伝達が迅速かつ正確になされるよう活動体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意する。

県及び市は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

県、市及び防災関係機関は、重要通信の疎通を確保するとともに、効果的な通信の運用を図るため、有線・無線の通常の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送の依頼等を行う。

被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問い合わせに対応する。

各防災関係機関は、広聴活動を通じて災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

また、被災者の生活再建と生活の安定を支援するため、被災地域の市民が抱える生活上の不安、悩みなどの相談に応じ、その要望事項等の把握と解決に努める。

第1節 被害状況等の収集・伝達

■実施担当：全班

被害状況等の収集は、災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための基礎となるものである。

このため、各班において速やかに被害状況等を収集し、収集結果は、災害応急対策活動の資料とするとともに、併せて県又は関係機関へ報告する。

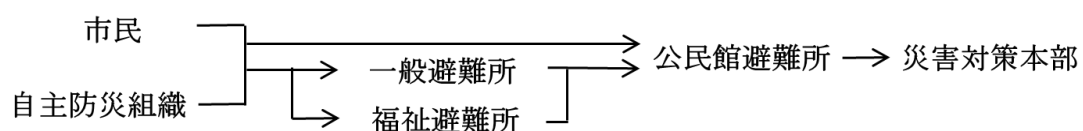
初動期は、おおよその被害状況の把握を目的とし、迅速かつ正確を期するよう心がける。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。

なお、被害が甚大なため、被害状況等の調査収集が困難なとき、あるいは調査に専門的な技術が必要な場合は、県等関係機関に応援を求めるとともに、関係機関と十分な連絡をとる。

1 避難所における被害状況等の収集・伝達計画

（1）初動期の被害状況の収集と報告

災害発生時の被害状況の収集は、災害応急対策活動を実施するうえで最も重要なものである。このため、十分な被害状況の把握に努めるとともに、その状況を速やかに災害対策本部に報告しなければならない。



(2) 被害状況の調査

- ア 自主防災組織からの聴き取り調査
- イ 避難者からの聴き取り調査
- ウ 避難所へ集合する職員からの聴き取り調査

(3) 被害報告

被害状況の報告は、4に掲げる様式第3により報告する。

特に、避難所は、下記に掲げる事項の把握に努める。

ア 1次報告

- (ア) 人的被害状況「死者、行方不明者、負傷者（重傷・軽傷の別）」
- (イ) 倒壊家屋の状況
- (ウ) 火災発生状況

イ 2次報告

- (ア) 避難者の状況「住所、氏名、性別、年齢等」
- (イ) ライフライン（電気、ガス、水道、道路、橋梁等）の被害状況

2 各班における被害調査の報告

被害が発生したとき、各部調査報告責任者は、前記の調査の基本を旨とし、参集職員や各班による調査で得た被害状況を速やかに災害対策本部に報告する。

(1) 被害概況の報告

初期的段階では、被害程度及び被害が発生拡大するおそれの有無等全般的概況について、迅速に報告する。特に、状況の変化があった場合は、その都度報告する。

被害概況の速報後、被害状況がある程度まとまった段階においては、逐次それぞれの該当する事項を、被害報告の様式に掲げる様式第4から第15までの報告書により報告する。

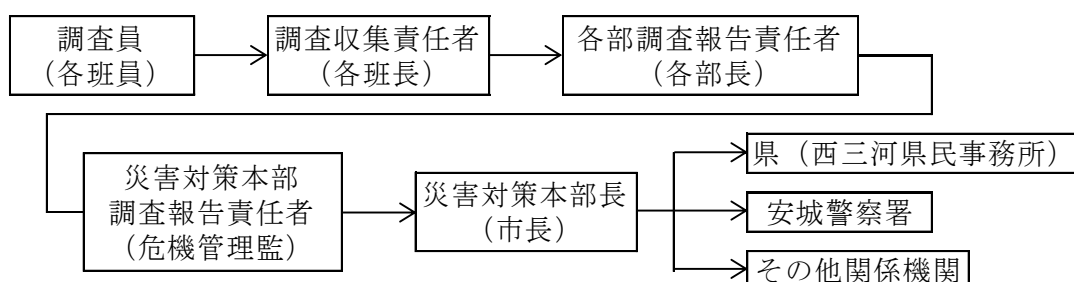
なお、被害の状況等により概況速報は、各部調査報告責任者の判断で省略することができる。

(2) 確定報告

被害拡大のおそれがなく、被害が確定した後は、表第4-4に掲げる様式第16-1から様式第19の報告書により確定報告をする。

なお、各部等は災害対策本部が必要とする事項について、その指示に従い報告する。

(3) 調査報告系統（図第4-7）



3 報告上の留意事項

- (1) 報告にあたっては、被害の程度及びその応急対策状況（経過）を必ず記載する。
- (2) 報告すべき事項が報告書の様式にそぐわない場合は、適宜別紙により作成する。
- (3) 各班の分担以外の被害状況を確認した場合で、当該分担の担当班が確認していないと認められるときは、担当班へ通知する。
- (4) 前記による各報告については、人的被害を優先し、次に住家の被害を報告する。
ただし、必要に応じ、被害の種別、規模等や二次災害の危険性を勘案し報告する。

4 被害報告の様式

- (1) 被害状況報告書（資料編・様式第3）
- (2) 人的被害状況報告書（資料編・様式第4）
- (3) 家屋被害状況調査票（資料編・様式第5－1～5－16）
- (4) 家屋被害状況報告書（資料編・様式第6）
- (5) 衛生施設関係被害状況報告書（資料編・様式第7）
- (6) 商工業及び観光施設関係被害状況報告書（資料編・様式第8）
- (7) 農業関係被害状況報告書（資料編・様式第9）
- (8) 社会福祉施設関係被害状況報告書（資料編・様式第10、様式第11）
- (9) 土木施設関係被害状況報告書（資料編・様式第12）
- (10) 文教施設関係被害状況報告書（資料編・様式第13、様式第14）
- (11) 市有財産関係被害状況報告書（資料編・様式第15）

5 本部における被害状況の総括及び報告

- (1) 各部より報告を受けた被害状況及び災害応急対策状況を取りまとめる。
- (2) (1)の結果を本部会議に資料として提出し、災害応急対策、災害復旧対策を検討する。
- (3) 被害情報の収集
市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。
特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。
- (4) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告
市は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。
報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。
- (5) 安否不明者・行方不明者の情報収集

搜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

表第4-4

報告の対象となる被害		伝達内容
災害発生状況等	被害状況・災害対策本部の設置状況 応急対策状況（全般）	資料編・様式第16-1 資料編・様式第16-2
人、住家被害等	人的被害・住家被害	資料編・様式第17
	避難状況・救護所開設状況	資料編・様式第18
公共施設被害	河川・道路・上・下水道施設被害	資料編・様式第19 （ 確定報告は、 各機関、各部の 定める独自の 様式による。 ）
	鉄道バス施設被害	
	電信電話施設被害	
	電力施設被害	
	ガス施設被害	

なお、災害応急対策完了後15日以内に確定報告を行う。

災害の発生及びその経過を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。

（消防庁への連絡先）平日昼間 電 話 03-5253-7527

FAX 03-5353-7553

夜間休日 電 話 03-5253-7777

FAX 03-5253-7537

（6）火災・災害等即報要領に基づく報告

ア 市は、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号）（以下、「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、即報要領様式1（資料編・様式16-1）により、その第一報を県（災害情報センター／西三河県民事務所経由）に報告するものとし、以後判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡がとれない場合は直接内閣総理大臣（消防庁）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合については、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

(7) 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

6 重要な災害情報の収集伝達

(1) 国に対する逐次の情報伝達

関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。

(2) 災害の規模の把握のために必要な情報

市長は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。

(3) 安否情報

市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。

ただし、安否情報の提供については、応急救助や施設の応急復旧等災害による被害拡大防止に直結する他の重要業務に支障を与えない範囲で行うとともに、実際の安否情報の提供にあたっては、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

7 報告の方法

(1) 被害状況等の報告は、最も迅速確実な通信手段を活用するものとするが、県防災情報システムを有効に活用するとともに、県防災行政無線設置機関にあつては、原則、県防災行政無線により報告するものとする。

なお、県防災行政無線未設置機関にあつては、原則、有線電話を使用するものとする。

また、県防災行政無線が途絶した場合は、有線電話を使用するものとする。

(2) 県防災行政無線及び有線電話等が途絶した場合は、各防災関係機関が所有する専用電話の利用や警察無線等他機関の無線通信施設を利用するものとする。

(3) すべての通信施設が不通となった場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段を尽くして報告するよう努めるものとする。

8 被害状況判定の基準

災害により被害を受けた人的及び物的な被害判定は、人的・物的被害判定表（資料編・別

表第18)の基準による。

9 被害状況等の一般的収集、伝達系統

- (1) 市は被害状況等の収集に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するのに必要な情報（画像情報を含む。）及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。
- (2) 情報の収集伝達については、第2節「通信手段の確保」に記載した各種の方法を有効に活用し、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、あらかじめ災害時優先電話を登録した上での非常通話や緊急通話の取り扱い、あるいは、携帯電話を利用する。
- (3) 同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するので直接電話、災害時優先電話により防災関係機関相互の回線を確保する。
- (4) 通信連絡用機器の設置に当たっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないように設置箇所等に留意する。
- (5) 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- (6) 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

10 被害状況の照会・共有

- (1) 市は、他機関所管の被害情報を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。
- (2) 全県的な被害状況については、県防災情報システムを有効に活用して把握・共有するとともに愛知県災害対策本部災害情報センター（河川、道路被害、水道施設被害については関係課）へ照会する。

第2節 通信手段の確保

■実施担当：本部班・消防班

1 無線通信の使用

(1) 市内における通信

有線電話が途絶し利用できない場合、直接現地との連絡を必要とするときに無線の有効な活用ができるよう防災行政無線及び消防無線の統制を行う。

防災行政無線は、市役所、各施設及び市内の防災関係機関に配置されている。

災害時にはこれらの無線を有効に活用し、通信連絡にあたることとする。

（資料）・安城市防災行政無線局管理規程（資料編・関係規定10）

・消防通信施設（資料編・別表第17）

(2) 県、他市町村との通信

県機関及び他市町村に対する無線通信は、愛知県防災行政無線を利用できるものであるが、これが不通となった場合は他の関係機関の活動している無線局に対して、県災害対策

本部へ「非常通信」を依頼する。

(資料)・有線通信途絶時の通信施設の優先利用図(資料編・別図第4)

(3) 非常通信

無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならないこととなっている。ただし、災害時等において、有線通信を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信(以下「非常通信」という。)については、当該無線局の目的以外にも使用することができる。

ア 非常通信の通信内容

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 災害の予警報(主要河川の水位を含む。)及び災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 秩序維持のために必要な緊急措置に関するもの。
- (オ) 遭難者救護に関するもの。(日本赤十字社の本社及び支部相互間に発受するものを含む。)
- (カ) 電信電話回線の復旧のため緊急を要するもの。
- (キ) 鉄道の復旧、道路の修理、被災者の輸送、救援物資の緊急輸送等のために必要なもの。
- (ク) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、特定災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- (ケ) 電力設備の修理復旧に関するもの。
- (コ) 安城市長が医療、土木、建築、工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

イ 非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関する通報及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

ウ 非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。依頼する無線局の選定に当たっては、非常通信協議会構成員所属の無線局を選定することが望ましい。

2 有線通信の使用

(1) 災害対策本部臨時電話の整備

本部に臨時電話を設置し、夜間でも即時に市外、市内自動通話ができるよう有線電話の有効活用ができる体制をとる。

(2) 電話・電報施設の優先利用

各防災関係機関は、災害時の予警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話・電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を使用することができる。

ア 一般電話及び電報

(ア) 災害時優先電話

災害等で電話が混み合うと、発信規制や接続規制といった通信制限により、通常の電話は被災地からの発信や被災地への接続を制限されるが、あらかじめ固定電話・携帯電話事業者に登録された「災害時優先電話」はこうした制限を受けずに発信や接続を行うことができる。

(イ) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報については、非常扱いの電報として、他の電報に優先して取り扱われる。

(ウ) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報で発信できるものを除き、公共の利益のために通報することを要する次に掲げる事項を内容とする電報については、緊急扱いの電報とし、非常扱いの電報の次順位として取り扱われる。

(非常又は緊急電報の利用方法)

非常又は緊急電報は、電話により発信する場合は、市外局番なしの『115番』（22時以降から翌朝8時までは、0120-000115で受付）にダイヤルして次の事項をオペレーターに告げて申し込む。

- ・ 緊急扱いの電報の申し込みであること
- ・ 発信電話番号と機関名
- ・ 電報の宛先の住所と機関名などの名称
- ・ 通信文と発信人名

イ 避難所事前設置型特設公衆電話の利用

避難所一覧表（資料編・別表第10-1）及び福祉避難所一覧表（資料編・別表第11-1）には事前設置型特設公衆電話を設置し、災害時の通話を確保する。

ウ 専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法としては、一般電話に準じて行う。

3 放送の依頼

市長は、緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、

警告及び予警報等の放送を、知事を通じて、依頼することができる。

なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。

4 県防災情報システムの使用

各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システムの効果的な使用を行う。

第3節 広報

■実施担当：情報広報班・企画班

1 市における措置

- (1) 市が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行うものとする。
 - (2) 市は、できる限り相談窓口等を開設し、被災地域の市民からの相談、要望、苦情を聴取の上、必要な応急対策の推進に当たるものとする。
 - (3) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり情報の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。
 - (4) 市は、次の広報手段を有効に組み合わせて、市民への災害広報を実施する。
 - ア 報道機関（テレビ・ラジオ放送局、通信社、新聞社）への情報提供
 - イ ケーブルテレビ・コミュニティFM等の利用
 - ウ Webサイト掲載及びX（旧ツイッター）などのソーシャルメディアによる情報提供
 - エ メール等の配信
 - オ 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供
 - カ 広報紙等の配布
 - キ 広報車の巡回
- (資料)・広報車一覧（資料編・別表第19）
- ク 掲示板への貼紙
 - ケ 防災ラジオの利用
 - コ 自主防災組織の活用
 - サ その他広報手段

2 広報内容

市は、次の事項について広報を実施する。

- (1) 事前情報の広報
 - ア 気象に関する情報
 - イ 河川の水位の情報
 - ウ 公共交通機関の情報

エ その他の情報

(2) 災害発生直後の広報

ア 災害の発生状況

イ 地域住民のとるべき措置

ウ 避難に関する情報（避難場所、避難情報）

エ 医療・救護所の開設状況

オ 道路情報

カ その他必要事項

(3) 応急復旧時の広報

ア 公共交通機関の状況

イ ライフライン施設の状況

ウ 食料、水、その他生活必需品等の供給状況

エ 公共土木施設等の状況

オ ボランティアに関する状況

カ 義援金、救援物資の受入れに関する情報

キ 被災者相談窓口の開設状況

ク その他必要事項

3 広報活動の実施方法

(1) 報道機関への発表

ア 市は情報広報班を窓口とし、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関に対し情報及び必要な資料を速やかに提供し、広報活動を要望する。

特に避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。

イ 外国人等情報伝達について特に配慮を要する者に対する対応として、可能な限り多言語による情報提供等も合わせて行う。

(2) 多様な情報伝達手段の活用

各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、Ｗｅｂサイト、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。

（資料）・災害時の放送に関する協定書

・災害に係る情報発信等に関する協定

4 記録写真等の作成

被災地の状況は、写真・ビデオ等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

なお、各班で撮影した写真等は、撮影日時、場所、内容を整理してすべて情報広報班へ提出する。

第4章 応援協力・派遣要請

市はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

被災地の速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループなどの受入れはもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入れを行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

第1節 応援協力

■実施担当：本部班・職員班

1 県における措置

(1) 市の応急措置の代行（災害対策基本法73条）

県は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

- ア 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限
- イ 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- ウ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

2 市における措置

(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第68条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第67条）

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。

なお、市長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。

また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。

(資料)・安城市、砺波市災害時相互応援協定書

- ・安城市、加賀市災害時相互応援協定書
- ・災害時における相互応援に関する協定書
- ・愛知県安城市、千葉県香取市災害時相互応援協定書
- ・西三河災害時相互応援協定書
- ・災害時相互応援に関する協定

(3) 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援

市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施する。

- (4) 応援及び派遣要請は、文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、電話その他迅速な方法で要請し、事後速やかに文書を提出する。なお、応援及び派遣を受けた場合は、応援受入簿（資料編・様式第66）に記録する。

3 中部地方整備局における措置

(1) 市の応急措置の代行（災害対策基本法第78条の2）

中部地方整備局は、被災により、市及び当該市を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市に与えられた次の権限のうち、実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市に代わって行う。

- ア 他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限
- イ 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限
- ウ 緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去等をする権限
- エ 現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限

4 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、愛知県内が関係地域の全部又は一部となった場合、県、市町村をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、県の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

5 経費の負担

- (1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。
- (2) 指定公共機関等が市に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度あるいは事前に相互に協議して定めておくものとする。

6 応急対策活動の補充措置

応援、派遣を受けてもなお災害応急対策及び災害救助の実施に人員の動員を必要と認めるときは労務者の雇い上げを行う。なお、労務者の雇い上げについては職員班が行う。

(1) 労務者雇い上げの範囲

災害応急対策及び救助の実施に必要な人夫とするが、災害救助法に基づく救助の実施範囲においての必要な人夫の雇い上げは、刈谷公共職業安定所を通じ雇用を図る。

また、埋葬、炊き出し、その他救助作業の人夫を雇い上げる必要がある場合は、県に要請する。

(2) 労務者の賃金

雇い上げ労務者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労務者を使用した地域における平常時の通常実費程度を支給する。

(3) 整備保存すべき帳簿

臨時雇い上げ人夫勤務状況表(資料編・様式第67)、人夫賃支払関係証拠書類を備える。

7 民間人に対する従事命令等

災害応急対策を実施するための人員がボランティア団体等の協力及び労務者の雇い上げ等の方法によってもなお不足し、他に供給の方法がないとき、又は緊急の必要があると認められるときは、従事命令等を執行する。

なお、従事命令等の種類と執行者及び命令対象者は、地震災害対策編・表第4-5による。

(1) 公用令書の交付

従事命令又は協力命令を発するとき、及び発した命令を変更し、又は取り消すときは、公用令書等を交付する。知事の委任を受けた場合に発する以外の従事命令については、公用令書を交付しない。

(2) 費用

従事命令又は協力命令により、災害応急対策及び救助に従事した者に対して実費を弁償するものとする。

(3) 損害補償

従事命令又は協力命令により、災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の遺族等に対しては、安城市救慰金支給条例で定める損害補償金を支給する。

(4) 整理保存すべき帳簿

従事者台帳(資料編・様式第68)

(5) 公用令書等の様式

ア 公用令書(資料編・様式第69)

イ 公用変更令書(資料編・様式70)

ウ 公用取消令書(資料編・様式71)

第2節 応援部隊等による広域応援等

■実施担当：本部班・消防班

1 市の措置

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

- ア 市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。
- イ 応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。
- ウ 衣浦東部広域連合消防局庁舎において、緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力する。
- エ 衣浦東部広域連合消防局は、「愛知県緊急消防援助隊受援計画」による的確な受け入れ体制を早期に確立するものとする。

2 応援要員の受入体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するにあたり、各機関が県外から必要な応援要員を導入した場合、派遣先の市長は、これらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備するものとする。

第3節 自衛隊の災害派遣

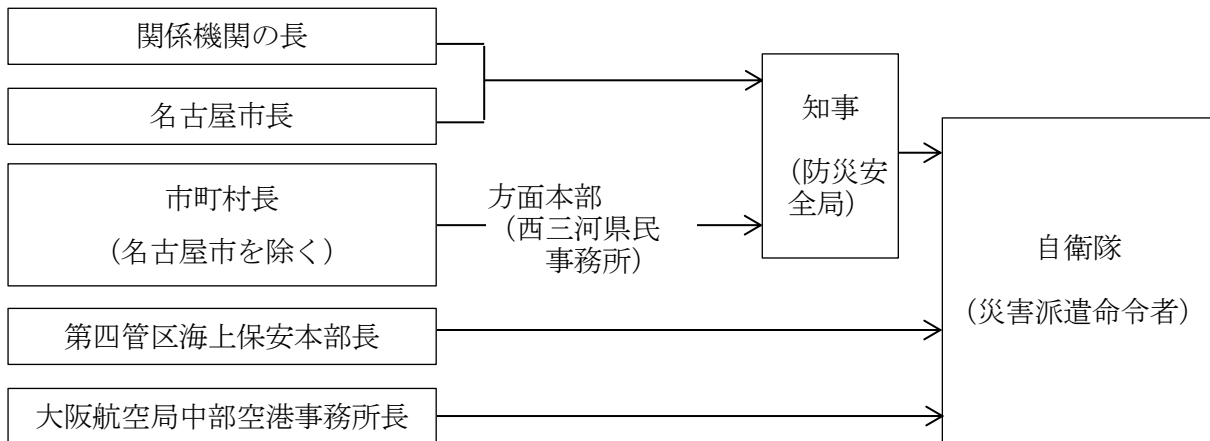
■実施担当：行政班

災害に際して、人命または財産の保護に必要な応急対策を実施するため、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する場合における手続等を定める。

1 市における措置

- (1) 市長は、自ら保有する手段では対応が困難と判断し自衛隊の災害派遣を必要と認めるときには、速やかに災害対策本部員会議で部隊等の派遣要請依頼書（資料編・様式第23）に定める事項を検討し、部隊等の派遣要請依頼書により、災害派遣要請者に対して、災害対策基本法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請を依頼する。
この場合において、市長は、その旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。
- (2) 事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話により連絡し、事後速やかに文書を提出する。
- (3) 災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。
- (4) 市長又は防災関係機関の長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、速やかに災害派遣要請者に対して災害派遣部隊撤収要請依頼書（資料編・様式第24）により撤収要請を依頼する。

2 災害派遣要請等手続系統



（注）市は、時間にいとまがない場合等、やむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに、方面本部（西三河県民事務所）へも連絡すること。

3 災害派遣部隊の受入れ

- （１）災害派遣要請者は、自衛隊の災害派遣が決定（自衛隊の自主派遣を含む。）したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入体制を整備させ、必要に応じて職員を派遣し、派遣された部隊長及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の連絡に当たるとともに、自らも自衛隊と緊密に連絡をとる。
- （２）受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるように努めなければならない。
 - ア 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
 - イ 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、派遣部隊到着後は速やかに作業を開始できるようあらかじめ準備しておく。
 - ウ 派遣部隊が到着した場合は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに派遣部隊指揮官と協議し、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
 - エ 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
 - オ ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の事項を準備する。
 - （ア）事前の準備
 - a ヘリポート用地として、基準を満たす地積を確保する。その際、土地所有者又は管理者との調整を確実に実施しておく。
 - b ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図（縮尺１万分の１程度のもの）を提供する。
 - c 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度によりヘリポート位置を明らかにする。
 - d 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練の実施に対して協力する。

(資料)・ヘリポート用地基準(資料編・別図第5)

(イ) 受入時の準備

- a 着陸点には、㊸記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- b ヘリポート内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- c 砂塵の舞い上がる時は散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- d ヘリポート付近の市民に対して、ヘリコプターの離着陸等について広報を実施する。
- e 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- f 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。

(資料)・ヘリポート表示基準(資料編・別図第6)

カ ヘリポート可能箇所は、緊急時ヘリポート可能箇所(資料編・別表第20)のとおりである。

キ 派遣部隊の宿泊施設(場所)及び車両等の保管場所は、安城市総合運動公園とする。

4 災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、下記を基準とする。

ア 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費(自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。)、水道料、汚物処理料、電話等通信費(電話設備費を含む。)及び入浴料

ウ 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

エ 県、市町村が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第4節 ボランティアの受入

■実施担当：市民安全班

1 ボランティア団体の受入

(1) 市は、災害ボランティアセンターを速やかに設置し、コーディネーターの派遣を協力団体に要請する。併せて、机、椅子及び電話等必要な資機材を確保する。

(2) 災害ボランティアセンターに配置された市職員は、ボランティアの受入れに関してコーディネーターの自主性を尊重し、市災害対策本部との間の必要な情報提供や資機材の提供等を行うなどの支援を行うものとする。

(3) 災害ボランティアセンターは、市民安全班と社会福祉協議会があたり、市の災害対策本部の各班と連絡を取り、ボランティアの受入れに必要な情報の提供及び収集を行う。

- (4) 災害ボランティアセンターは、宿泊所等のあつせん要請があった場合、必要に応じてその確保に努める。
- (5) 災害が発生し、その地域でボランティア活動をしようとする団体等は、ボランティア団体等協力申出書（資料編・様式第72）を災害ボランティアセンターに提出し、その指示に従うものとする。
- (6) 災害ボランティアセンターの指示により派遣されたボランティアは、同本部に活動開始を報告し確認を受ける。また、終了も同様とする。

2 コーディネーターの役割

- (1) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れ（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。
- (2) コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、適当な時期以降、被災地の自立をより一層進めるために、ボランティア活動から地元の自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努めるものとする。

3 NPO・ボランティア関係団体等との連携

市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

さらに市と、社会福祉協議会のボランティアグループ及び愛知県防災ボランティアグループ、並びに赤十字奉仕団との相互協力については、各機構編成を尊重しながら可能な限り連携した活用を図る。

第5節 防災活動拠点の確保等

■実施担当：本部班・職員班

1 市における措置

- (1) 市は、大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な活動拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市町村又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点や地域内輸送拠点の確保を図るものとする。

- (4) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

第5章 救出・救助対策

市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び救助実施市の長並びに事務の一部を行うこととされた市長）等は、災害により生命及び身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。

救出にあたっては、要配慮者を優先する。

第1節 救出・救助活動

■実施担当：消防班

1 市における措置

- (1) 市は、県警察と緊密な連携のもとに救出活動を行い、負傷者については、医療機関（救護所を含む。）に搬送する。
- (2) 市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県へ救出の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2 救出活動

消防機関及び警察署は、関係機関及び団体等に協力を求め救出活動を実施する。

3 応援要請

被害が甚大な場合には、他市町村等の消防機関へ応援要請を行う。
また、県に対し、自衛隊の応援要請を依頼する。

4 整理保存すべき帳簿

- (1) 被災者救出状況記録簿（資料編・様式第28）
- (2) 被災者救出用機械器具燃料受払簿（資料編・様式第29）
- (3) 被災者救出用機械器具修繕簿（資料編・様式第30）
- (4) 被災者救出用関係支払証拠書類

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、「1 市における措置」は県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 航空機の活用

■実施担当：行政班・消防班

1 市における措置

(1) 市は、必要に応じて下記活動のために愛知県防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 被害状況調査等の情報収集活動
- イ 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ウ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- エ 火災防御活動
- オ 救急救助活動
- カ 臓器等搬送活動
- キ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

(2) 愛知県防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により次の事項について速報を行ってから緊急出動要請書を提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害の発生場所
- ウ 災害発生現場の気象状況
- エ 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- オ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡手段
- カ 応援に要する資機材の品目及び数
- キ その他必要な事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

8：45～17：30 名古屋市消防航空隊

電話 0568-54-1190

FAX 0568-28-0721

17：30～8：45 名古屋市防災指令センター

電話 052-961-0119

FAX 052-953-0119

第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策

医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われるものであるため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に従い迅速に実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するものとする。

第1節 医療救護

■実施担当：衛生班・安城市医師会・安城市歯科医師会
・安城市薬剤師会・安城更生病院・八千代病院

1 市における措置

（1）市の行う救護

ア 市は、協定に基づき安城市災害医療コーディネーターに対し、医療救護所へ医療救護班の派遣その他災害医療に関することを実施するよう要請する。

イ 所属する医療機関がＪＲ東海道本線より北の地域にある医師会、歯科医師会及び薬剤師会の各会員並びに看護師などの医療従事者は八千代病院に、南の地域にある医療従事者は安城更生病院に参集する。ただし、診療時間外においては居所に応じて各自の判断で八千代病院または安城更生病院に参集する。

ウ 災害医療コーディネーターは、参集した医療従事者を医療救護班に編成し、医療救護所へ派遣する。また、市外より派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）を適宜医療救護所へ派遣する。そのほか、援助医薬品の配分、医療救護班の撤収、医療救護所の閉鎖など災害医療全般について、市と協力して実施する。

（資料）・災害時の医療救助に関する協定書（医師会等）

エ 医療救護班において応急手当後、医療機関等への搬送を必要とする者は、医師等と連携し適切な医療機関へ搬送する。

オ 災害救助法が適用された場合は、この医療救護班が県の組織する医療救護班を構成する。

カ 市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

（2）医療救護所の設置

ア 被害状況に応じて次の５か所の公共施設に開設する。

東山中学校、安城北中学校、安城南中学校、桜井中学校、明祥プラザ

イ 発災直後の初動期を経過した後は、必要に応じて避難所等の巡回救護を行う。

（3）救急搬送の応援要請

- ア 患者の搬送は、消防機関等が行うものであるが、必要があれば「西三河災害時相互応援協定」に基づき近隣市に派遣を要請する。
- イ 道路の損壊、交通機関不通等の場合及び遠隔地への搬送は、県防災ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター等の派遣要請を県に依頼する。

2 県における措置

県は、県全域の医療及び公衆衛生活動に関する調整のため、下記のことを実施する。

- (1) 医療及び公衆衛生活動に関する調整
- (2) D M A T（災害派遣医療チーム）の派遣要請等
- (3) 救護班の派遣要請等
- (4) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣等
- (5) J D A T（日本災害歯科支援チーム）の派遣要請等
- (6) S C U（航空搬送拠点臨時医療施設）の設置

3 D M A T 指定医療機関における措置

D M A T 指定医療機関に所属する災害派遣医療チーム（D M A T）は、地域内活動として地域内搬送・病院支援・現場活動の業務を行う。

4 日本赤十字社愛知県支部における措置

- (1) 日本赤十字社愛知県支部は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 日本赤十字社愛知県支部は、災害救助法による県及び救助実施市からの委託又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動を実施する。

5 県医師会における措置

- (1) 県医師会は、保健医療調整本部に参画して、情報の共有を図る。
- (2) 県医師会は、県又は市の要請に基づき、日本医師会災害医療チーム（J M A T）の派遣等を日本医師会と調整し、積極的に医療救護活動に協力する。
- (3) 県医師会は、保健医療調整会議への地区医師会の参画を調整する。
- (4) 愛知県救急医療情報センターは、愛知県広域災害・救急医療情報システムなどを活用し、県内の医療情報の収集と保健医療調整本部への情報提供に努める。

6 D P A T の編成・派遣等

- (1) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T の派遣要請を行う。
- (2) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、D P A T を派遣する。
- (3) D P A T は、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。

- (4) DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。
- (5) 県は、DPATの派遣について、必要と認めるときは、国及び他都道府県に対し、DPATの派遣を要請するものとする。

7 救急搬送の実施

- (1) 患者の搬送は、原則として地元及び応援消防機関の救急車両等及びヘリコプター等の航空機により行う。
- (2) 消防の救急車両が手配できない場合は、県、市、災害拠点病院及び医療救護班で確保した車両により搬送を実施する。
- (3) 道路や交通機関の不通時等又は遠隔地及びSCUへ搬送する場合については、要請に基づき県、県警察、自衛隊、第四管区海上保安本部等がヘリコプター等により空輸する。
- (4) 重症患者の緊急空輸については、ドクターヘリを活用する。

8 助産

災害救助法に基づく助産は、原則として最寄りの病院、助産所又は助産師によって行う。
救急搬送の応援要請等については、医療の場合と同様とする。

9 医薬品その他衛生材料の確保

- (1) 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市町村等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- (2) 保健医療調整会議は、災害発生後、圏内の医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握するとともに、市町村等から医薬品等について調達の要請を受けた場合は、圏内の医薬品等販売業者に対し供給を要請する。

圏内での調達が不可能な場合は、保健医療調整本部に調達を要請する。

- (3) 保健医療調整本部は、災害発生後、医薬品等販売業者の被害状況を速やかに把握し、災害薬事コーディネーターとともに、愛知県医薬品卸協同組合、中部衛生材料協同組合、愛知県医療機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会東海地域本部及び東海歯科用品商協同組合愛知県支部に、医薬品等の供給を要請する。

ア 薬剤師会災害本部

救援医療品の薬効別仕分け、麻薬・向精神薬の管理等を行うため、薬剤師会は安城市スポーツセンター内に薬剤師会災害本部を設営し、適切な管理及び分配を行う。

イ 株式会社スギ薬局からの供給

(資料)・災害時における医薬品、生活必需品等の供給協力に関する協定書

ウ 医薬品メーカーからの供給

エ 市内病院における備蓄

オ 市（医療救護所5箇所）における備蓄
カ 県へ調達要請

10 整備保存すべき帳簿

- (1) 医療救護班診療記録
 - (2) 医療救護班医療薬品衛生材料使用録
 - (3) 医療救護班の編成及び診療日報
 - (4) 医薬品衛生材料受払簿（資料編・様式第31）
 - (5) 病院診療所医療実施状況（資料編・様式第32）
 - (6) 医薬品、衛生材料等、購入関係証拠書類
 - (7) 助産台帳（資料編・様式第33）
 - (8) 助産関係支出証拠書類
- （資料）・「災害時の医療救助に関する協定書」関係書類
・病院一覧表（資料編・別表第21）

11 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。また、当該災害が広域災害の場合は、日本赤十字社愛知県支部への救助事務の委託を想定している。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 防疫・保健衛生

■実施担当：清掃班・衛生班・避難所班・職員班・子ども班

1 市における措置

- (1) 防疫活動支援体制及び保健衛生活動体制

市は、県に準じて、防疫活動支援及び保健衛生活動を行う。
- (2) 防疫活動の支援及び保健衛生活動
 - ア 「災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定」に基づき、愛知県ペストコントロール協会の協力を得ながら、防疫活動の支援をする。
 - イ 感染症法による生活の用に供される水の供給は、「第3編第10章第1節 給水」に準じて実施する。
 - ウ 市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。
 - エ 感染症法による患者又は保菌者が発生した場合には、速やかに保健所に通報する。
 - オ 避難所の防疫指導を行う。

カ 町内会からの要請に応じて、二兼機の貸出し及び油剤、発泡錠剤の提供をする。

キ 避難所において、衛生に関する自治組織を作るよう指導し、その協力を得る。

(3) 臨時予防接種の実施

予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定により、知事から臨時予防接種の実施の指示を受けた場合には、その指示に従い的確に実施する。

2 予防教育及び広報活動

ポスター、広報紙の利用、及び報道機関の活用等により感染症などの疾病に対する注意事項等を周知させるとともに、市民に接する機会をとらえて衛生指導をする。

3 防疫用器具器材等の整備・備蓄

大規模災害に対処するため防疫用器具器材及び薬剤の整備・備蓄を行う。

(資料)・第二種感染症指定医療機関（資料編・別表第25）

・防疫用器具器材の整備備蓄一覧（資料編・別表第26）

4 栄養指導等

(1) 市は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

5 健康管理

(1) 市は、必要に応じ、避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、保健師、歯科衛生士による巡回健康相談を行う。

(2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保険・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

6 健康支援と心のケア

(1) 被災状況の把握と避難所・地域の保健活動

市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。

(2) 長期避難者等への健康支援

ア 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。

イ ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行ったり、必要な場合には県に心のケアチーム（DPAT）の派遣要請を行ったりして、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。

(3) 子供たちへの健康支援活動

ア 学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。

イ 児童相談センターでも相談窓口を設置する。

(4) 職員等支援活動従事者の健康管理

支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

7 避難所の生活衛生管理

県及び市は、避難所の生活衛生を確保するため、飲料水等の衛生指導を行う。

8 応援協力関係

(1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。

(2) 県が疫学調査及び健康診断を行う際に、市に応援要請があった場合は、情報提供など必要な協力をする。

(3) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。

(4) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

(5) 応援の要求を受けた機関は、これに積極的に協力する。

(資料)・災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書

第7章 交通の確保・緊急輸送対策

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、応急措置及び交通規制等の措置を推進する。

災害時においては、対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、このための交通の円滑を期するよう道路、鉄道等交通施設に対する応急復旧活動を実施するとともに、輸送機能の確保に努める。

緊急輸送道路等の復旧作業等を他の道路に優先して実施する。

市及び関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して、緊急輸送体制を確保するものとする。

第1節 道路交通規制等

1 県警察における措置

県警察は、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。

この場合において、被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、被災地域周辺の県警察の協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施するものとする。

(1) 緊急交通路の確保

ア 人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送等に要する人員及び物資の輸送を優先した交通規制を行う。

イ 緊急交通路として交通規制を実施する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて段階的に見直しを行う。

ウ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮しつつ段階的に見直しを行う。

(2) 緊急交通路の通行を認める車両の分類

ア 緊急通行車両

(ア) 緊急自動車

(イ) 緊急自動車のほか、災害応急対策に使用される車両

イ 規制除外車両

(ア) 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別のナンバープレートを有しているもの

(イ) 上記のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち災害発生時に優先すべきものに使用される車両

(3) 交通規制の実施

ア 初動対応

(ア) 交通情報の収集

a 道路の損壊状況、交通状況等の交通情報の収集に努め、特に緊急交通路に予定されている道路の状況は、通行に支障がないか優先的に確認する。

b 道路の損壊が見込まれる場所においては、警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、歩行者及び車両の安全を確保しつつ、道路管理者と連携し、道路情報の収集を行う。

(イ) 緊急交通路の指定等に係る連絡及び調整

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制の実施に向け、緊急交通路の指定又は検問体制に係る関係機関との連絡及び調整を行う。

なお、必要に応じて警察署長による交通規制又は現場の警察官の指示により、被災区域への車両の流入抑制を行う。

イ 第一局面（災害発生直後）

(ア) 緊急通行車両及び規制除外車両（民間事業者等による社会経済活動に使用される車両のうち、人命救助及び輸送施設等の応急復旧に必要な車両に限る。）以外の車両については、原則として、第一局面での緊急交通路の通行を禁止する。

(イ) 交通規制の方法は、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第2の標示を設置して行う。なお、信号機の滅灯等がある場合は、信号機電源付加装置の活用等に配慮する。

ウ 第二局面（交通容量は十分ではないが、第一局面で通行可能な車両以外の車両の通行も可能となった局面）

(ア) 第一局面において交通規制の対象とした車両について、必要に応じた見直しを図る。

エ 交通規制を実施する場合は、標示を設置して行うが、緊急を要するとき、又は設置が困難である時は、警察官の現場における指示により交通規制を行う。

（資料編）別図第8「通行の禁止・制限の標識」

（4）強制排除措置

ア 緊急交通路を確保するため必要な場合は、緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置等を行う。

イ 緊急通行車両の通行の支障となる車両その他の物件の撤去等の措置命令に従わない場合又は当該車両その他の物件の運転者等が現場にいないことから措置命令をすることができない場合は、警察官自ら当該措置を行うことができる。この場合、やむを得ない限度で当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

ウ 警察官の措置命令では車両等の移動ができないとき、一般社団法人日本自動車連盟中部本部愛知支部との「災害時における車両等の除去活動についての協定」に基づきレッカー車等による車両等の除去活動の協力を要請することができる。

エ 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請することができる。

（5）緊急通行車両の確認等

ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。

イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。

ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。

エ 規制除外車両に対する確認事務については、県公安委員会が行う。

(資料編) 別図第9「緊急輸送(通行)車両標章」

(6) 交通情報の収集及び提供

交通管制機器、交通情報板等を活用した交通規制及び道路の被災状況等に係る情報の収集及び提供を行う。

2 自衛官及び消防吏員における措置

災害派遣を命じられた自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急交通路において災害対策基本法第76条の3の規定により緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件に対して必要な措置をとることができる。その場合、措置命令・措置通知書により当該命令及び措置を行った場所を管轄する警察署長に直接又は警察本部交通規制課経由で通知しなければならない。

3 自動車運転者の措置

災害対策基本法に基づき緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 速やかに車両を次の場所に移動させること。

ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所

イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。

(3) 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

4 相互協力

(1) 車両の通行を禁止し、又は制限する場合には、できるだけ道路管理者等及び関係機関が相互に緊密な連携を保ち、適切な交通規制を行うようにする。

(2) 交通規制のため車両が滞留し、その場で長時間停止することとなった場合は、関係機関が協力し、必要な対策を講ずるものとする。

第2節 道路施設対策

■実施担当：市民安全班・維持管理班・土木班

1 市における措置

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有

- ア 巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
- イ 道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。

(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保

- ア 道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
- イ 管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
- ウ 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
- エ 応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
- オ 上記の緊急対策のために、市は応急復旧計画を策定し、災害緊急協力登録事業者等と連携して緊急復旧を行い、道路機能を確保する。

(3) 応急工事の実施

- ア 道路、橋りょう等に被害が生じた場合、その被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。
- イ 応急工事は、次の被災箇所を重点に、迅速かつ能率的に実施する。
 - 第1次 主要幹線道路の交通確保
 - 第2次 集落間の連絡、避難路の確保
 - 第3次 道路被災による沿道家屋等に及ぼす被害除去
 - 第4次 道路障害の除去

(4) 応急工事実施方法

- ア 災害対策業務委託に基づき、地区ごとに定められた業者に出動を依頼し、応急工事の実施を指示要請する。
 - （資料）・被害調査区域図（資料編・別図第2）
- イ 市保有の建設機械・車両の出動により、アを補完する。
- ウ 国・県道については、各道路管理者が実施するものであるが、被災箇所を発見したときは、できるだけの応急措置を行うとともに被災の状況を各道路管理者に通報する。

(5) 応援協力体制

- 市単独で応急工事を実施することが困難な場合は、県へ要員の確保等について協力を要請する。

(6) 情報の提供

- 緊急輸送道路の確保状況、通行規制、迂回路等の情報については、職員、警察署、報道

機関等を通じて関係機関、避難者、運転者等に対し適時適切に情報提供する。

第3節 鉄道施設対策

1 鉄道事業者（東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、名古屋鉄道株式会社等）における措置

（1）列車の避難並びに停止

鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合は、列車の避難並びに停止を行う。

（2）鉄道新設改良工事現場における被害防止措置

鉄道新設改良工事現場においては、使用資機材の倒壊、盛土又は掘削現場の崩壊等の防止を重点に適切な措置をとる。

（3）仮線路、仮橋の架設等の応急工事

線路、橋梁等関係施設に被害を生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、とりあえずの交通を確保する。

（4）他の鉄道事業者に対する要員・資機材確保の応援要求

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他の鉄道事業者へ要員、資機材の確保につき、応援を要求する。

（5）県又は自衛隊に対する応急工事实施の応援要請

鉄道事業者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保につき応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の実施につき応援を要請する。

第4節 緊急輸送手段の確保

■実施担当：財政班

1 輸送機関における措置

鉄道事業者、自動車運送事業者及びその他の輸送機関は、災害輸送を行うにあたって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じて運賃の割引、列車・車両の特発、う回運転、代替輸送等臨機の措置を講ずる。

2 市における措置

（1）市は、あらかじめ定める災害時における輸送車両等の運用計画又は調達計画により、車両等の調達先及び予定数を明確にし、人員及び物資の輸送手段を確保する。車両は本部において集中管理とし、要請を受けて財政班が配車計画を行う。

（2）市が運用又は調達する輸送車両等で不足が生じた場合は、次の事項を明示して他市町村又は県に調達あつせんを要請する。また、必要に応じて、東海旅客鉄道株式会社や名古屋鉄道株式会社に対する鉄道輸送並びに自衛隊・防災航空隊に対する空中輸送等の応援を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ その他必要事項

3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲

- (1) 応急（復旧）対策作業に従事する者
- (2) 医療、通信、調達等で応急（復旧）対策に必要とされる者
- (3) 食料、飲料水等、その他生活必需物資
- (4) 医薬品、衛生機材等
- (5) 応急（復旧）対策用資材及び機材
- (6) その他必要な人員及び物資、機材
- (7) 被災者（滞留者、要配慮者、傷病者等）及びボランティア

4 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、公安委員会が区域又は道路の区間を指定し、車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行った場合に当該道路区間を通行するときは、緊急通行車両の確認を県（西三河県民事務所）において受ける。

(1) 対象となる車両

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両で、災害応急対策の実施のために必要な車両。

(2) 災害等発生前の緊急通行車両の確認に関する手続

市長は、緊急通行車両に関する書類を事前に安城警察署交通課に申し出ることにより、災害発生前でも、緊急通行車両であることの確認を受け、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受けることができる。

ア 緊急通行車両確認申出書（2通、資料編・様式第56）

イ 自動車検査証（軽自動車届出済証）の写し（2通）

ウ 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足る書類（2通）

エ 契約書の写し、輸送協定書の写し又は当該事業者を災害応急対策に従事させることを証した書類等のいずれか（2通）

オ 災害応急対策等を実施する者の車両であることを確かめるに足る書類（2通）

(3) 交通規制地域での運用

知事又は公安委員会から交付を受けた標章を前面ガラスの内側にはり付け、緊急通行車両確認証明書を携帯して通行する。

（資料）・緊急輸送（通行）車両標章（資料編・別図第9）

5 整理保存すべき帳簿

- (1) 輸送記録簿（資料編・様式第53）
- (2) 燃料及び消耗品受払簿（資料編・様式第54）
- (3) 修繕費支払簿（資料編・様式第55）
- (4) 輸送関係支払証拠書類
（資料）・市有車両等一覧表（資料編・別表第30）

第8章 水害防除対策

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため農地、農業用施設、農作物、家畜に対する措置を実施する。

洪水による風水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒・防御し、及びこれによる被害を軽減するよう、水防活動を実施する。

第1節 水防

■実施担当：本部班・消防班

水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき洪水による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減するため、市内の河川に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信連絡輸送及び水防のための消防団の活動、水防管理団体相互の応援並びに水防に必要な器具、資材、施設の整備と運用、避難立退きに関する計画とし、この計画の細部は「安城市水防計画」によるものとする。

第2節 防災営農

■実施担当：物品調達班

1 農産物の応急措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に農林水産物の被害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するものとする。

(1) 応急対策指導

県西三河農林水産事務所・農業改良普及課・市役所・農協等が連絡を密にして災害応急対策について、指導の一元化と分業を明確にし、重複指導等のないよう指導方法等の統一を行う。

(2) 草樹勢回復対策

ア 農作物

倒伏・冠水等の回復のために、適切な処置の指導を行う。

イ 畜産物

(ア) 畜産施設の補強整備、生産物の集出荷の迅速を図る。

(イ) 畜産飼料の緊急確保と輸送体制の整備を図る。

(ウ) 死亡獣畜家畜処理の迅速化と病傷家畜の保健体制の強化を図る。

(3) 病虫害予防薬の散布

ア 農作物

災害による農作物の損傷及び環境の変化による病虫害の多発及びまん延が予想されるため、予防的かつ早急に薬剤散布を行い、被害を未然に防止するよう指導する。

イ 畜産物

家畜伝染病発生とまん延を防止するために、家畜保健衛生所を中心とした防疫組織の強化を図る。

(4) 種苗対策

次期栽培用の自家産種子の確保及び現在栽培中の予備種苗の確保配分等について適切な早期処置指導を行う。

(5) その他

果樹、施設園芸、養魚池等は、予想される非常時に対処できるようそれぞれ応急対策の指導を行う。

2 農業施設の応急措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、農業施設の被害の発生を防御し、又は被害の拡大を防止するものとする。

市及び土地改良区は、たん水排除の実施にあたり、必要に応じて県へ可搬式排水ポンプの貸与を依頼し、県は依頼状況を広域的に勘案の上、貸付を行う。また、市及び土地改良区は、単独で排水作業を行うことが困難な場合には、県へ応援を要求する。

(1) 公共施設

農道、堤防、用排水路、揚水機施設等で被災した場合又はそのおそれのある場合は見廻りを強化し、災害の発生を予見し、被害のおそれのある箇所の補強工事を至急に施行する。

被害の発生した場合は、調査を早急に実施し、早期復旧に努める。

(2) 共同利用施設

作業所、倉庫、集荷場等が被災したとき、又はそのおそれのあるときは、被害の調査を早急に実施し、又は被害のおそれのある箇所の補強工事を至急施行する。

第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

市は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者への支援体制を整備するものとする。

帰宅困難者対策は、帰宅困難者等の発生による混乱を防止することが重要であり、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

第1節 避難所の開設・運営

■実施担当：避難所班

1 市における措置

(1) 避難所の開設

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 多様な避難所の確保

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

なお、市の避難所は、避難所一覧表（資料編・別表第10-1）及び福祉避難所一覧表（資料編・別表第11-1）のとおりであり、給水の確保、食料の給与、毛布、寝具、衣料、日用必需品等の給・貸与、傷病者等に対する応急救護等を行う。避難所の機能的な役割により、公民館避難所、一般避難所及び福祉避難所に区別する。避難所では、テント、仮設トイレ、毛布等の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備にも努める。

(3) 他市町村又は県に対する応援要求

市は、自ら避難所の開設が困難な場合、県又は他市町村へ避難所の開設につき応援を要求する。

(4) 避難所の運営

災害対策本部は、避難所を開設する避難所特命者及び当該施設の管理者等に対して、避難所を開設する旨及び受入れ準備等必要な指示を行う。

避難所部各班は、避難所に必要な班員を派遣し、避難所の管理、避難者に対する指示、本部との連絡にあたらせる。

災害対策本部の開設指示がない場合であっても、現に避難者があるとき、又は班長が必要と認めたとき、避難所特命者は、当該施設の管理者等と協議のうえ避難所を開設するこ

とができる。開設したら、事後速やかにその旨を本部長に報告しなければならない。

また、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所の運営に当たっては次の点に留意する。

ア 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営

災害時には、「避難所運営マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図ること。

イ 避難者の把握

必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努めること。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講ずること。

また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

ウ 避難所が危険になった場合の対応

避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。

エ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。

オ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

カ 避難者への情報提供

常に市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努めること。

特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努めること。

また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「愛知県避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮すること。

キ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいることを認めた場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずること。なお、必要に応じて福祉施設への入所、保健師、ホームヘルパーなどによる支援を行うこと。

ク 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮すること。

ケ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者に対して、その避難生活の環境整備に必要な措置を講じること。

コ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努めること。

サ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼育場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼育場所や飼育ルールを飼育者及び避難者へ周知・徹底を図ること。また、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

シ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との災害時における被災者支援に関する協定」に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

ス 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 広域一時滞在に係る協議等

市は、災害が発生し、被災した住民の、市の区域又は県域を越えての避難が必要となる場合は、県内の他の市町村への受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。

3 避難所の設置報告及び状況報告

市長は避難所を設置した場合は、直ちに避難所開設状況を県（西三河県民事務所）及び安城警察署に報告する。

報告内容はおおむね次のとおりである。

- (1) 避難所開設の日時及び場所
- (2) 箇所数及び避難所別避難者数
- (3) 開設期間

4 整理保存すべき帳簿

- (1) 避難所収容台帳（資料編・様式第25）
- (2) 避難所用物品受払簿（資料編・様式第26）
- (3) 避難所設置及び収容状況（資料編・様式第27）
- (4) 避難所設置に要した支払証拠書類
- (5) 避難所設置に要した物品受払証拠書類

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となるが、当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 要配慮者支援対策

■実施担当：援助班

1 市における措置

- (1) 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第2章 第3節 住民等の避難誘導 1 住民等の避難誘導 参照

- (2) 避難行動要支援者の避難支援

第2章 第3節 住民等の避難誘導 2 避難行動要支援者の支援 参照

- (3) 障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

- (4) 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は、被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

- (5) 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

- (6) 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するものとする。

- (7) 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ

要請するものとする。

(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

ア 市国際交流協会や各種ボランティア団体との連携

イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用

ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第3節 帰宅困難者対策

■実施担当：企画班

1 市における措置

(1) 「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報及び一時滞在施設（滞在場所）の確保等

市は、公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行うものとする。

(2) 災害情報、徒歩帰宅支援ステーションの情報提供

市は、安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

(3) その他帰宅困難者への広報

市は、各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業者の責務等、必要な広報に努める。

(4) 帰宅途中で救援が必要となった人等の対策

市は、帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。

2 事業者や学校等における措置

事業者や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

第10章 水・食品・生活必需品等の供給

市は被災住民に対し、最低限必要な水、食料、生活必需品を供給する。

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するものとする。必要量の確保が困難な場合には県等へ援助の要請をする。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

第1節 給水

■実施担当：上水道班、物品調達班

1 市における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。

(資料)・応急給水用機器保有一覧表(資料編・別表第23)

2 応急給水

- (1) 実施主体は、市長であり、県はこれを応援する。
- (2) 県及び市は、給水体制の組織についてあらかじめ編成を考慮して、それぞれの分担を明確化しておくものとする。
- (3) 給水の方法は、目標水量に基づく非常用水源からの「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

3 非常用水源の確保

非常用水源としてあらかじめ次のものを選定し、平素からの維持管理を充分に行う。

- (1) 愛知県広域調整池の利用
北部浄水場に隣接する安城広域調整池及び西尾広域調整池を活用する。
- (2) 水道用貯留施設の利用
北部浄水場、南部浄水場、中部配水場の配水池を利用して応急給水する。
- (3) 最寄利用可能水源の利用
水道基幹管路の消火栓から路上配管等により応急給水する。
- (4) 受水槽の利用
公共施設、ビル、アパート等の受水槽を利用して応急給水する。
- (5) 井戸の利用

ア 浅井戸あるいは深井戸などは、地震により崩壊、水脈変化による水質・水量の変化等

の心配があるので、使用にあたっては水質に十分注意して使用すること。

イ 生活用水を確保するための災害用井戸の指定に努める。

(6) 民間事業所の地下水くみ上げ施設の利用

「災害時における飲料水の供給に関する協定書」締結の事業所の地下水により応急給水する。

(7) プールの利用

原則として、飲料用に利用せず、二次水源として、防火用水、洗い水、清掃用等に使用する。

(8) 専用水道の活用

安城市内の事業所等の専用水道を活用する。

4 供給方法

(1) 平常時の水源に被害があつて給水に支障のある場合は、次の方法による。

ア 「3 非常用水源の確保」に掲げる非常用水源を利用して給水する。

なお、非常用水源の利用にあたっては、汚染等に充分留意し、水質検査の実施等衛生管理を徹底する。

イ 「水道災害相互応援に関する覚書」により他市町村から供給を受ける。

(2) 飲料水の供給に使用する器具の衛生管理を徹底する。

(3) 取水した水は、給水車による搬送又は搬出容器に入れて自動車等による搬送を行う。ただし、上水とそれ以外の水源水との混載等による汚染には十分注意すること。

5 応援体制

(1) 市は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。

(2) 市町村相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」による給水活動を要請し、その要請が困難な場合には、公益社団法人日本水道協会中部地方支部等他機関への応援を要請する。

(3) 水道業務受託者の応援が必要な場合は「災害等発生時における水道事業の協力に関する協定」により要請する。

6 水道施設の応急復旧

取水、浄水、配水、給水等において災害が発生した場合、その被害状況に応じ上水道班をもって応急復旧にあたるが、状況により安城市水道指定工事店協同組合や隣接市等への応援要請を行い、復旧作業の円滑を図る。

(資料)・安城市災害対策緊急時対応組織図(資料編・別図第3)

- ・日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定
- ・水道災害相互応援に関する覚書
- ・災害時における復旧工事の協力に関する協定

- ・災害時における応急対策の協力に関する協定

7 整備保存すべき帳簿

- (1) 飲料水供給記録簿（資料編・様式第37）
- (2) 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿（資料編・様式第38）
- (3) 給水用機械器具修繕簿（資料編・様式第39）
- (4) 飲料水供給のための支払証拠書類

8 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 食品の供給

■実施担当：物品調達班・避難所班

1 市における措置

(1) 炊き出しその他による食品の供給

市は、炊き出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

ア 備蓄物資、自ら調達した食品、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された食品を、状況に応じて被災者に供給する。

調達にあたっては、パン、ビスケット、せんべい、洋菓子等の菓子製造会社、うどん、即席ラーメン等の製麺会社及び缶詰、ソーセージ等の魚肉加工会社等の市内食品会社の協力を得て、「災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書」に基づき、食品の円滑な調達を図る。

イ 熱源の使用不可能時には、調理が不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。

第1段階 乾パン、ビスケットなど

第2段階 パン、おにぎり、弁当など

ウ 熱源の使用可能時には、簡単な調理を前提とした即席めん、乾めん、生めん、レトルト食品、包装米飯等の食品を供給する。

エ 高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。

オ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供給される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

(2) 他市町村又は県への応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、県及び他市町村へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送

が開始される場合があることに留意する。

(3) 米穀の原料調達

ア 市は、炊き出しを実施する場合の米穀の原料（玄米）調達にあたっては、「愛知県応急米穀取扱要領」に基づき実施する。

イ 市は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

配給経路は、地震災害対策編（図第4－10）のとおりである。

ウ 市長は、緊急に必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、いずれの場合も、事後、速やかに知事に報告するものとする。

エ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

2 整備保存すべき帳簿

(1) 炊き出し受給者名簿（資料編・様式第40）

(2) 炊き出しによる食品給与のための物品使用簿（資料編・様式第41）

(3) 食料品現品給与簿（資料編・様式第42）

(4) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

(5) 炊き出しその他による食品給与のための物品受払簿（資料編・様式第43）及びその証拠書類

(6) 炊き出し用物品借用簿（資料編・様式第44）

(7) 県知事への米穀売却依頼文例

ア 応急米穀の売却依頼文例（資料編・様式第45）

イ 応急米穀の売却回答文例（資料編・様式第46）

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 生活必需品の供給

■実施担当：避難所班、物品調達班

1 市における措置

(1) 市は、被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、(2)の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。

(2) 供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

2 給与の方法

指定避難所において、給与又は貸与する。避難所責任者は、公平性を期すため、自主防災組織等と協力して被災者数を速やかに把握し、生活必需品の必要量の確保に努める。また、給与等に必要な作業は、ボランティア等の協力を得て実施する。給与又は貸与品目は、次のとおりである。

- (1) 被服、寝具及び身の回り品
- (2) 日用品
- (3) 炊事用具及び食器
- (4) 光熱材料
- (5) 衛生用品等（ストマケア用品、経管栄養用品）

3 物資の調達方法

必要物資については、備蓄物資の放出により対応し、必要量の確保が困難な場合には、市内大規模小売店舗及び安城市商店街連盟等の協力を得て調達する。

(資料)

- ・災害時における食料品・生活必需品等の供給協力に関する協定書
- ・災害時における医薬品、生活必需品等の供給協力に関する協定書
- ・災害時における食品の衛生確保等の協力に関する協定書
- ・災害時における食料品等の供給協力に関する協定書
- ・災害救助物資の緊急調達に関する協定書

4 整備保存すべき帳簿

- (1) 物資購入（配分）計画表（資料編・様式第47）
- (2) 物資受払簿（資料編・様式第48）
- (3) 物資給与及び受領簿（資料編・様式第49）
- (4) 物資購入関係支払証拠書類

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第11章 環境汚染防止及び地域安全対策

第1節 環境汚染防止対策

■実施担当：清掃班

災害により、有害物質に起因する環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、市民への被害の防止及び軽減を図る。

1 環境汚染防止

- (1) 災害に伴い、有害物質による環境汚染が生じた場合は、速やかに愛知県及び消防局、県警察等の関係機関に通報する。
- (2) 市民の生命や健康に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、消防局、県警察等の関係機関と連携し、速やかに市民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) 愛知県が行う環境汚染の防止対策等の措置に協力する。

第2節 地域安全対策

■実施担当：市民安全班

1 県警察における措置

(1) 社会秩序の維持対策

- ア 被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。
- イ 地域防犯団体等に対して、盗難の予防、交通整理、関係機関が行う諸活動の補助、情報の伝達に関する事項等について、協力を要請する。
- ウ 災害に便乗した犯罪、生活必需物資等の欠乏に伴う悪質業者の買占め、売り惜しみ、暴利販売等については、取り締まりを強化する。
- エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(2) 広報、相談活動

ア 広報活動

被災者の不安を解消し、混乱を防止するため、被害の規模・区域、避難場所、避難経路、救護所の設置場所、高潮等の気象情報、交通規制状況等について積極的な広報を行う。

イ 相談活動

警察本部、警察署に災害相談窓口を開設し、又は避難所等を訪問しての各種相談活動を推進する。

(3) 行方不明者発見・保護活動

行方不明者を早期に発見・保護するための活動拠点として、警察署等に行方不明者相談窓口を設置する。

(4) 一般社団法人愛知県警備業協会に対する出動要請

警察本部長は、被災地の被害拡大の防止を図るとともに、救援活動、救護活動等を円滑

に実施するため一般社団法人愛知県警備業協会との「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき警備員の出動要請を行うものとする。

2 市における措置

市は、県警察の実施する地域安全活動に対し、積極的に協力する。

大規模な災害の発生により、社会活動、経済活動が麻ひし市民生活に大きな混乱が生じ、その混乱に乘じ各種犯罪の発生や道路交通の無秩序化などが予想される。

市は、災害が発生した場合、市民の生命、身体及び財産の保護を第一とし、警備活動の要請及び必要な範囲における協力などについて、安城警察署に設置される現地警備本部との連絡を密にし、これらの災害応急対策の障害となる様々な混乱を早期に収拾又は予防し、市民生活の安定を図る。

また、町内会、自主防災組織等による、地域の生活安全対策についても、防犯連絡所などを通じ、警察等との連携を保ちながら実施するよう協力を求める。

警察の実施する警備活動の重点は、次のとおりである。

(1) 各種情報等の収集及び伝達

(2) 被害実態の把握

ア 初期的段階

(ア) 人的被害の状況

(イ) 家屋等の倒壊状況

(ウ) 火災の発生及び延焼状況

(エ) 危険物貯蔵設備等の被害状況と二次災害の発生状況

(オ) 道路、橋梁の損壊状況

(カ) 交通機関の被害状況

(キ) 市民の避難、混乱の発生状況

(ク) 水道、ガス、電気等の被害状況

(ケ) 堤防、危険箇所等の状況

イ その後の段階

(ア) 被災者の動向、デマの発生の状況、治安状況

(イ) ライフライン等の復旧状況及び見通し

(3) 被災者の救助及び負傷者の救護

(4) 危険箇所の警戒及び市民に対する避難誘導等

(5) 避難路及び緊急輸送路の確保、交通混乱の防止及び交通秩序の確保

(6) 保安、地域安全対策及び生活経済対策

(7) 広報、相談活動

(8) 検視及び行方不明者の搜索

第12章 遺体の取扱い

周囲の状況から判断して、災害により死亡したと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処理をした後、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）する。

また、遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 遺体の搜索

■実施担当：市民安全班・消防班

1 市における措置

(1) 遺体の搜索

消防及び県警察は緊密に連絡をとりながら遺体の搜索を実施する。

(2) 検視（調査）

遺体を発見したときは、警察官の検視（調査※）を得る。

現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にする。

※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）

(3) 応援要求

自ら遺体の搜索の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の搜索の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第2節 遺体の処理

■実施担当：市民安全班

1 市における措置

(1) 遺体の収容及び一時保存

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時日に埋火葬ができない場合等においては、遺体安置所（総合斎苑等）を確保するとともに、棺、ドライアイス等を調達し、埋火葬等の措置をするまで遺体を一時保存する。

なお、遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定して

おくよう努めるものとする。

(資料)・災害時における協力に関する協定書(遺体の取扱い)

(2) 遺体の検視(調査)及び検案

警察官の遺体の検視(調査)を得るとともに、医師による遺体(医師の診療中に死亡した者を除く。)の検案(死亡の確認及び死因その他の医学的検査)を受ける。

(3) 遺体の洗浄等

検視(調査)及び検案を終了した遺体について、遺体の識別のため又は遺族への引き渡しまで相当の期間を要する場合の措置として、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

(4) 遺体の身元確認及び引き渡し

身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たる。身元が判明し、引き取り人があるときは、速やかに遺族等へ引き渡す。

なお、被災地域以外に漂着した遺体のうち身元が判明しない者は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(5) 応援要求

自ら遺体の処理の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処理の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要求する。

2 県警察における措置

(1) 遺体発見現場で遺体の検視(調査)を実施する。なお、現場での検視(調査)が困難な場合は、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視(調査)を行う。

(2) 身元識別のため必要があるときは、血液の採取、爪の切除等を実施する。また、必要に応じて歯科医師会に応援を要請する。

3 整理保存すべき帳簿

(1) 遺体処理台帳(資料編・様式第34)

(2) 遺体処理費支出関係証拠書類

(3) 身元不明者調書(資料編・様式第36)

4 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第3節 遺体の埋火葬

■実施担当：市民安全班

1 市における措置

(1) 死亡届書の受理、火葬（埋葬）許可証の交付

死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。

(2) 遺体の搬送

遺体安置所又は火葬場までの遺体の搬送を行う。

(3) 埋火葬

火葬（埋葬）許可証を確認し、遺体を埋火葬する。

(4) 棺、骨つぼ等の支給

棺、骨つぼ等を現物で遺族に支給する。

(5) 埋火葬相談窓口の設置

速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。

(6) 応援要求

自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、「災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定」に基づき、他市町村へ遺体の埋火葬の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。さらに、必要に応じて県へ応援を要求する。

(資料)・火葬場及び能力（資料編・別表第22）

2 整理保存すべき帳簿

(1) 埋火葬台帳（資料編・様式第35）

(2) 埋火葬費支出関係証拠書類

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第13章 ライフライン施設等の応急対策

市民生活及び被害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は市災害対策本部との連携の緊密化及び協力のもと、被害状況を早期的確に把握し、火災、爆発など二次災害の防止を図り、要員及び資機材を確保するとともに機動力を発揮し、応急復旧を迅速に実施するものとする。

ガス供給施設に甚大な被害を受けた場合、的確な情報の把握により災害規模を迅速に総合判断し、被災地域へのガスの供給を停止して、火災、爆発など二次災害の防止を図るとともに、早期復旧の措置を講じる。なお、都市ガスにおいては、被災地域以外へは、可能な限りガスの供給を継続する。

水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水の応急給水を実施するとともに、被害施設を短期間に復旧するため浄水施設の十分な機能を確保する。

工業用水の供給は、その必要量が多量であるため、断水箇所の早期復旧を進めるための迅速な対応を行う。なお、復旧可能な箇所から随時給水を開始し、受水事業所の必要受水量を把握し、その状況に応じた復旧方法を実施する。

下水管渠、ポンプ場、終末処理場の被害に対して、機能回復を図るための応急措置を講ずる。特に排水機能の被害については、市民生活に多大な影響を及ぼすばかりか、衛生的にも悪い状態を招くため、優先的に応急復旧させる。

復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

1 中部電力パワーグリッド株式会社における措置

(1) 非常災害対策本部の設置

大地震が発生した場合には、非常体制を発令し、本社等に非常災害対策本部を設置する。

(2) 情報の収集と伝達

非常災害対策本部は通信の確保を図り、情報の収集と伝達を行う。通信方法は社内電話・NTT加入電話、衛星通信、移動無線等の施設を利用する。

(3) 危険防止措置の実施

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

(4) 応急復旧活動の実施

ア 優先的に復旧する設備、施設

(ア) 電力会社側

a 火力設備

b 超高圧系統に関連する送変電設備

(イ) 利用者側

a 人命に関わる病院

b 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、自衛隊、ガス、水道、交通、通信などの機関・民心の安定に寄与する報道機関、避難施設

イ 復旧方法

(ア) 変電設備

変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

(イ) 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り仮設、他ルートからの送電、移動用発電機の利用等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

ウ 関係機関との連携

路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。

(5) 要員、資機材等の確保

ア 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに必要に応じ、請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ 資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

(6) 広報活動の実施

ア 利用者に対する広報

(ア) 災害時におけるPR

電気の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ、Webサイト等の広報機関その他を通じてPRする。

(イ) 臨時電気相談窓口の設置

被災地域における需要家の電気相談を実施し、公衆感電事故防止を図るため、臨時電気相談窓口の設置を検討・実施する。

イ 地域防災機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため地域防災機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

(7) 広域運営による応援

電力広域的運営推進機関と協調するとともに、必要に応じて他電力会社へ応援を依頼する。

(8) 電源車等の配備

大規模停電発生時には直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

1 東邦ガスネットワーク株式会社における措置

(1) 災害対策本部の設置

地震発生後、速やかに災害対策本部等を設置する。

緊急動員については、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。

(2) 情報の収集

供給区域内の導管網の主要地点における供給圧力の変化、移動無線車及び各事業所からの需要家等の被害状況、漏えい通報等の情報に加え、関係諸官庁、報道関係の情報を得て、総合的に被害程度を把握する。

(3) 緊急対応措置の実施

導管等のガス施設の被害箇所付近では、必要に応じて供給停止を行う。また、火災発生等により被害が集中して発生する地域にあっては、低圧ブロック単位での供給停止を行う。また、被害が著しく集中している地域を中心に、広域的な中圧ブロック単位でのガスの供給停止を行い、二次災害の防止を図る。

(4) 応援の要請

被害の程度に応じて、一般社団法人日本ガス協会に要請して他ガス事業者の応援を受ける。

(5) 応急復旧活動の実施

供給を一時停止した地域に対しては、直ちに次の順序で復旧する。

ア 需要家の閉栓の確認

イ 導管の被害箇所の調査及び修理

ウ 需要家の内管、消費機器の被害箇所の調査及び修理

エ 需要家の開栓、試点火

なお、災害対策本部、避難所、病院等の社会的優先度の高い施設については、可能な限り早期復旧に努める。

また、復旧用資機材置場や仮設用地等が必要となる場合は、関係機関と連携し、迅速な確保に努める。

(6) 広報活動の実施

ガス施設の被害状況、ガス供給停止のお知らせ、復旧の見通し、ガス使用上の注意、マイコンメーターの復帰方法等を広報車等により周知、さらに報道機関を通じて呼びかける。

第3節 上水道施設対策

■実施担当：上水道班

1 水道事業者（市）における措置

水道施設の被災により給水できなくなった場合は、応急給水及び施設復旧体制を速やかにとる。断水が長期間にわたると市民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短期間に復旧するため浄水施設の十分な機能を確保し、「安城市災害対策緊急時対応組織図」（資料編・別図第3）に基づき、関係業者と連携して浄配水場から避難所等に至る送配水幹線を最優先

として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。

なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

また、この応急給水及び施設復旧は被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 配水管設備破損の場合

(ア) 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

(イ) 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設給水栓を設置する。

(2) 応援の要請

ア 水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

イ 県は、被害状況により必要があると認めたときは、応援可能な県内水道事業者等へ応援するよう指示する。

ウ さらに県は、水道事業者への応援事項について、自衛隊あるいは国等への応援を要請する。

(3) 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

市が独自で十分に応急措置等が実施できない場合は、「水道災害相互応援に関する覚書」に基づき西三河水道連絡協議会または愛知県水道震災復旧支援センターへ応援を要請する。

また、受援体制と緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

(4) 被災後の広報

被災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、広報に努め、周知を図る。

第4節 工業用水道施設対策

1 工業用水道事業者（県）における措置

(1) 応急復旧活動の実施

工業用水道施設の被災に対する復旧は、二次災害の発生箇所もしくは発生可能性のある箇所を優先的に行うこととする。

多数の断水箇所を生じた場合には、ライフライン等公共性の高い事業所への給水を可能な限り早期に応急復旧させることも考慮する。

(2) 応援の要請

被災時において、県内の関係職員、関係業者（復旧作業協力者）等による対応が不十分な場合には、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市の工業用水道事業者の間で締

結されている「東海四県及び名古屋市との工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の事業体に応援の要請にあたる。また、必要に応じ関係省庁に対し、復旧のために必要な手続きの特例措置等を要請する。

(3) 受援体制の確立

他府県からの応援を迅速に受け入れられる体制とするため、緊急時の窓口を整え、その実効性を確保するものとする。

第5節 下水道施設対策

■実施担当：下水道班

1 下水道管理者（県及び市）における措置

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

(1) 応急復旧活動の実施

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い、排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるように努める。

なお、排水機能や処理機能に影響が出た場合、まず市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。

あわせて、停電したマンホールポンプを稼働させるため、発電機を積み込んだトラックによる巡回運転を行い、下水の溢水防止に努める。

(2) 応援の要請

市独自では対応が不十分であると判断された場合には、中部10県4市の相互応援体制を定めた「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」に基づき、県を通して下水道事業災害時中部ブロック支援対策本部へ応援要請する。

(3) 被災後の広報

市民に対して、下水道施設の被害状況、復旧状況等の広報に努め、周知を図る。

また、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

(資料)・災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

第6節 通信施設の応急措置

1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置

西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急

に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

(1) 西日本電信電話株式会社

ア 可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し、総合的判断により設置する。

イ 交換機被災ビルには、非常用可搬型デジタル交換機等を使用し、復旧を図る。

ウ 電力設備被災ビルには、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

エ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

(2) エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

ア 応急用ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。

イ 電力設備被災ビルには、移動電源車を使用し、復旧を図る。

2 移動通信事業者（ＫＤＤＩ株式会社、株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社）における措置

緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。

(1) 基地局の故障により利用できなくなった地域を救済するために、周りの基地局から対象地域を補完する。

(2) 周りの基地局から補完できない場合は、移動無線基地局車を出動させて救済する。

(3) 電源供給が停止した基地局へは、発動発電機又は移動電源車を出動させ、電力供給を実施する。

3 県、市及び防災関係機関における措置

無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。

なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は、応急措置をとる。

(1) 県及び通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス、株式会社キャッチネットワーク）における措置

ア 県及び株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス

携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合で、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断し

た場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。

イ 株式会社キャッチネットワーク

通信事業者（株式会社キャッチネットワーク）において、災害時実施される災害放送が開始された時点で、安城市公衆無線LANサービスのSSID「Anjo-City-Free」について、当該事業者より災害時モードへの切り替えを実施し、接続時間及び回数を無制限で接続できるように設定情報を変更する。

（資料）・安城市公衆無線LAN災害時専用アクセスポイントの運用に関する協定書

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第7節 郵便業務の応急措置

1 日本郵便株式会社の措置

（1）郵便物の送達の確保

ア 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。

イ 災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び郵便事業施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。

（2）郵便局の窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった店舗について、仮店舗による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

なお、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱いを実施するものとする。

ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は

団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

第8節 ライフライン施設の応急復旧

1 県、市及びライフライン事業者等における措置

(1) 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、国の現地災害対策本部と県災害対策本部の合同会議や国の調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

(2) ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第14章 航空災害対策

航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

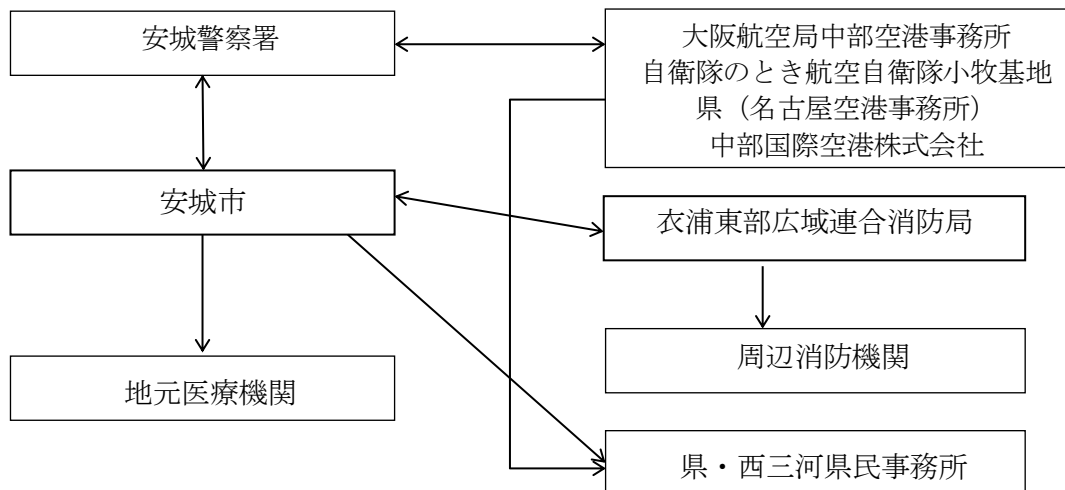
第1節 航空災害対策

■実施担当：消防班・関係各班

1 市における措置

(1) 航空機事故発生の通報

航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、下記により県及び関係機関に通報する。



(2) 警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

中部国際空港株式会社等と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去等を命ずる。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 救助及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て救助及び消防活動を実施する。

(4) 地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

(5) 食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電

話、電源その他の資機材を確保する。

(6) 他の市町村に対する応援要請

災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防局は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(7) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

さらに被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

2 応援協力関係

その他防災関係機関は、市、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動及び消防活動を実施する。

第15章 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害（「以下大規模鉄道災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

第1節 鉄道災害対策

■実施担当：消防班・関係各班

1 市における措置

（1）県への連絡

鉄道事業者から大規模鉄道災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

（2）警戒区域の設定及び一般住民等に対する立入制限・退去等の命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

（3）救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

（4）地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

（5）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

（6）他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

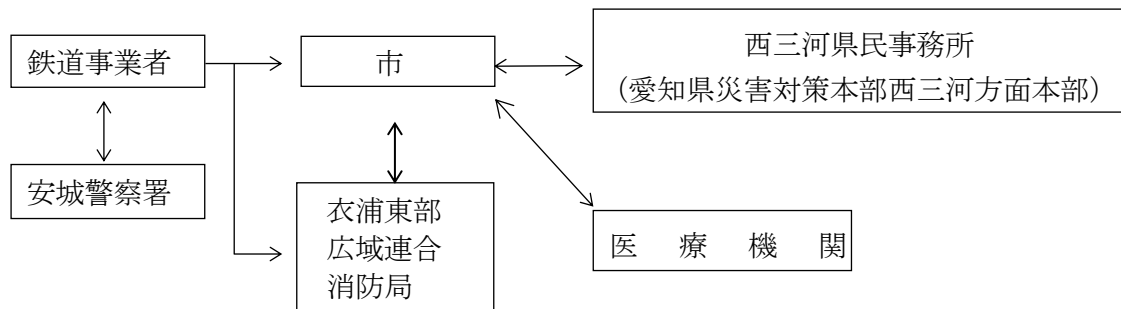
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防局は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

（7）県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模鉄道災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 鉄道事業者は、応急工事、救助活動等の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第16章 道路災害対策

橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）に対する救助・救急活動等の応急措置を迅速に実施するものとする。

なお、タンクローリーの横転等による事故災害については、第17章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」による。

第1節 道路災害対策

■実施担当：消防班・関係各班

1 道路管理者（中部地方整備局、県、市）における措置

（1）道路パトロールカーによる巡視並びに国土交通省及び愛知県への連絡

大規模道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報の収集に努め、国土交通省及び県に連絡する。

（2）交通規制

大規模道路災害が発生した場合は、通行の禁止・制限又は回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する（第7章「交通の確保・緊急輸送対策」参照）。

（3）危険物の防除活動及び避難誘導活動

危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、二次災害の防止に努める。

（4）他の道路管理者への応援要請

応急工事の実施が困難な場合、他の道路管理者へ要員、資機材の確保の応援を要請する。

2 市における措置

（1）警戒区域の設定及び一般住民の立入制限、退去命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

（2）救助・救急活動及び消防活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。

（3）地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」により実施する。

（4）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。

また、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(5) 他の市町村に対する応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

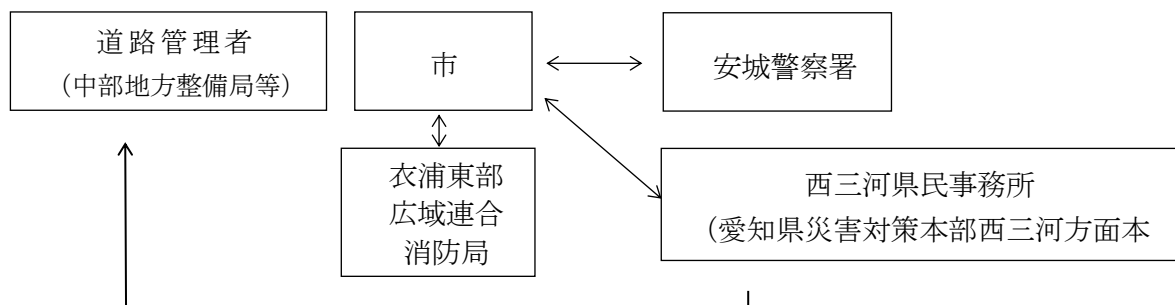
なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防局は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

3 情報の伝達系統

大規模道路災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



4 応援協力関係

(1) 道路管理者は、応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保の応援を要請し、又は県を通じて自衛隊に対し応急工事の応援を要請する。

(2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第17章 危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 危険物等施設

■実施担当：消防班

1 危険物等施設の所有者、管理者、占有者における措置

(1) 危険物又は毒物劇物等化学薬品類の安全な場所への移動等の安全措置

施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物又は毒物劇物等化学薬品類を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却する等の安全措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る消防署等への通報

消防署及び安城警察署へ、災害発生について直ちに通報するとともに必要があると認めるときは、付近の市民に避難するよう警告する。

(3) 自衛消防組織その他の要員による初期消火活動

自衛消防組織その他の要員により、初期消火活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業の応援を得て延焼防止活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(4) 消防機関の受け入れ

消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置して消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性・有毒性物品の所在、並びに品名、数量、施設の配置及び災害の態様を報告し、消防機関の指揮に従い、積極的に消火活動を実施する。

2 市及び消防局における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者等に対する危害防止措置の指示

危険物及び毒物劇物等化学薬品類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講ずる。

(3) 警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等の命令

必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般市民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(4) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、

必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するにあたっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行うものとする。

(5) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防局は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(6) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第2節 危険物等積載車両

■実施担当：消防班

1 危険物等輸送機関、県警察、県及び市消防局おける措置

危険物等輸送機関、県警察、県及び消防局は、それぞれ第1節「危険物等施設」に準じた措置を講ずる。

第18章 高圧ガス災害対策

高圧ガス積載車両等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 高圧ガス積載車両

■実施担当：消防班

1 高圧ガス輸送業者、県警察、県及び消防局における措置

高圧ガス輸送業者、県警察、県及び消防局は、それぞれ第17章第1節「危険物等施設」の場合に準じた措置を講ずる。

第19章 火薬類災害対策

火薬類施設等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危険を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を実施するものとする。

第1節 火薬類関係施設

■実施担当：消防班

1 火薬庫又は火薬類の所有者、占有者における措置

(1) 火薬類の安全な場所への移動等の安全措置

火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移し、かつ見張人をつけ、移す余裕のない場合には水中に沈め、あるいは火薬庫の入口を密閉し、防火の措置を講ずる等安全な措置を講ずる。

(2) 災害発生に係る県警察等への通報

県警察及び市へ、災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

2 市及び消防局における措置

(1) 災害発生に係る県への通報

県へ災害発生について、直ちに通報する。

(2) 火薬類の所有者等に対する危害防止措置の指示及び警戒区域の設定

火薬類の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

(3) 消防隊の出動による救助及び消火活動

消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等をうけ、必要に応じ、関係企業及び関係公共団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

(4) 他市町村に対する応援要請

火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

なお、広域的な、消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防局は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

(5) 県に対する自衛隊の災害派遣要請の依頼

さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとと

もに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要求する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

第2節 火薬類積載車両

■実施担当：消防班

1 消防局における措置

第1節「火薬類関係施設」2に準じた措置を講ずる。

第20章 大規模な火事災害対策

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模な火事災害」という。）の被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

なお、第17章「危険物及び毒物劇物等化学薬品類災害対策」、第18章「高圧ガス災害対策」及び第19章「火薬類災害対策」の定めについても留意するものとする。

第1節 大規模な火事災害対策

■実施担当：消防班・各班

1 市における措置

（1）大規模な火事災害に係る県への連絡

発見者等から大規模な火事災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。

（2）避難情報

地域住民等の避難の指示等については、第9章「避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策」の定めにより実施する。

（3）警戒区域の設定及び一般住民に対する立入制限、退去等命令

必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。

（4）消防ポンプ自動車等による消防活動

直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。

（5）県及び他市町村への応援要請

市で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、消防局は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

（6）救助・救急活動

必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動を実施する。

（7）地元医療機関等で組織した医療班の派遣及び医療機関への搬送等

負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、避難所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。

なお、死者が発生した場合の遺体の収容、搜索、処理活動等は、第12章「遺体の取扱い」の定めにより実施する。

（8）食料・飲料水等の提供及び資機材の確保

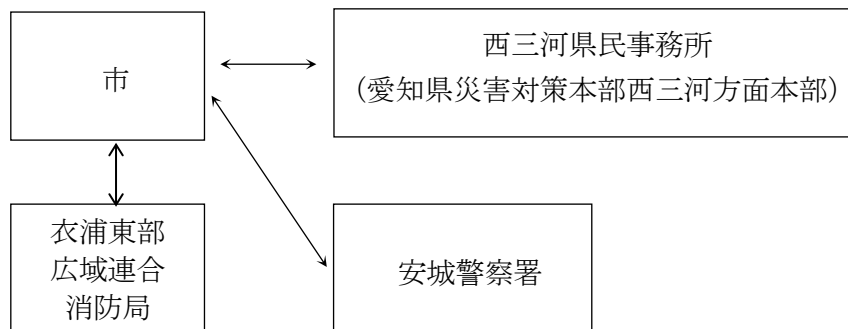
必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供するとともに、応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。

(9) 県に対する自衛隊の災害派遣要請依頼、資機材確保の応援要請等

被災者の救助及び消防活動等に際し、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について、応援を要請する。

2 情報の伝達系統

大規模な火事災害が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりである。



3 応援協力関係

- (1) 市又は県は、遠隔地から化学消火薬剤等緊急必要資機材を輸送するに当たって、必要があると認めるときは、県警察へ先導等を依頼する。
- (2) 救助及び消防活動等の応援要請を受けた機関は、積極的に協力する。

第21章 放射性物質災害対策

放射性物質に係る事故等が発生した場合に、地域住民等を放射線から守るための応急的保安措置について定めるものとする。

第1節 放射性物質災害対策

■実施担当：消防班・関係各班

1 放射性物質取扱業者の措置

- (1) 放射性物質取扱業者は、事故等の発生について、所轄労働基準監督署、警察署及び市消防機関等へ通報する。
- (2) 放射性物質取扱業者は、放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止又は拡大を防止するための緊急措置を実施する。

2 市の措置

- (1) 放射性物質取扱業者等から事故等の発生の通報を受けた場合は、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。
- (2) 放射性物質取扱業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。
- (3) 放射性物質に係わる消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施するものとする。

3 放射線に対する医療体制

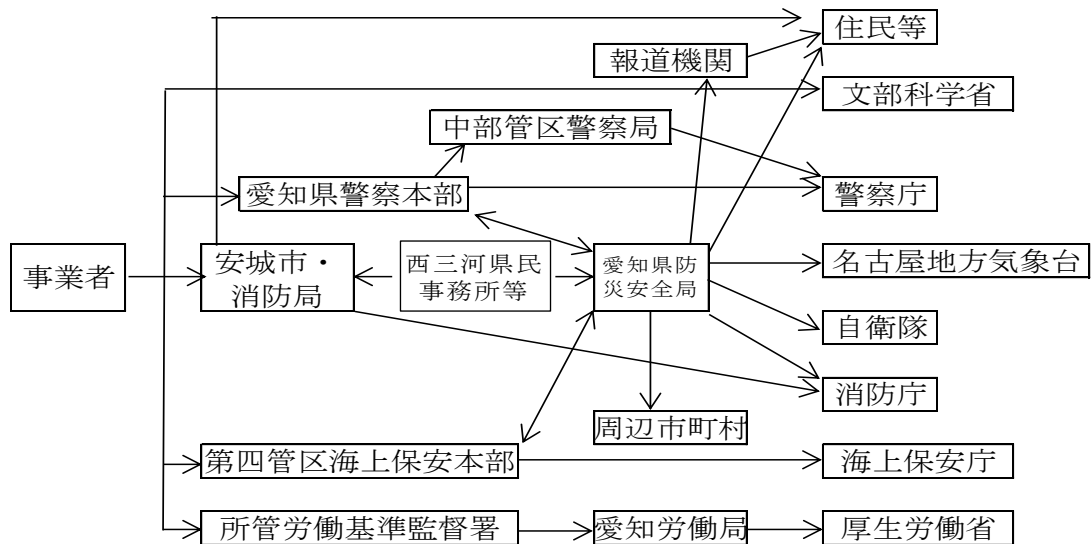
- (1) 放射線被ばく及び放射線汚染がない場合は、通常の診療体制で実施する。
- (2) 放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は放射線計測器、除染設備等を有する診療施設において対応が望ましいので、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずる。

(資料)・放射性物質保有事業所（資料編・別表第3）

4 情報の伝達系統

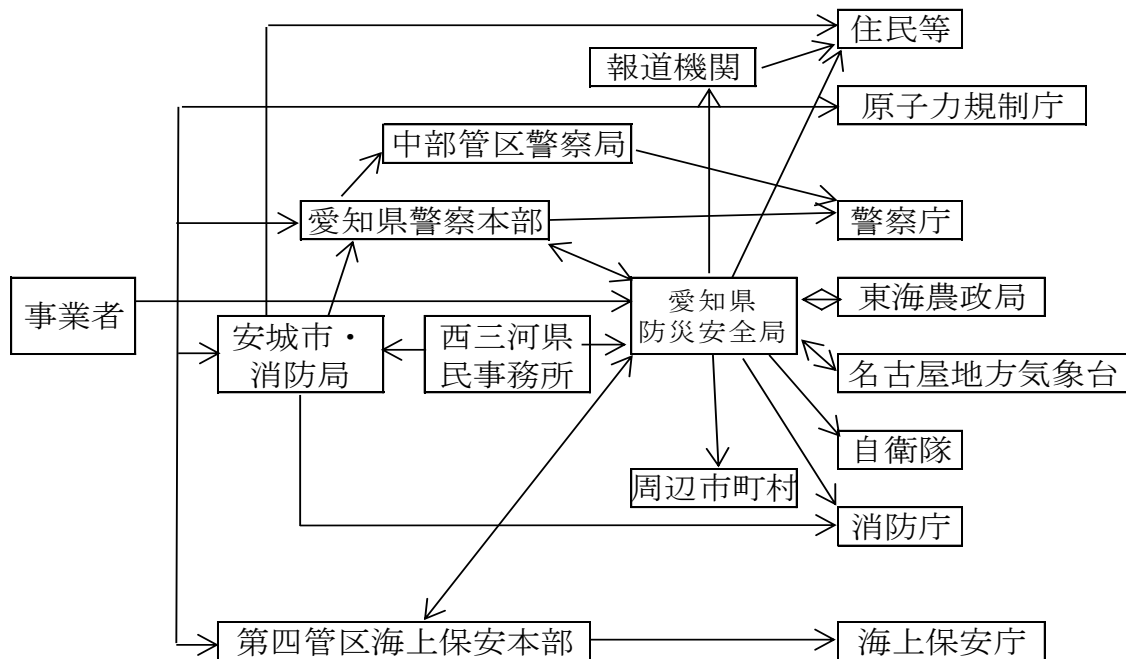
(1) 放射性物質災害発生時

市内の放射性物質保有事業者から事故等の発生の連絡を受けた場合等、放射性物質災害が発生した場合における情報の収集・伝達は次のとおりとする。



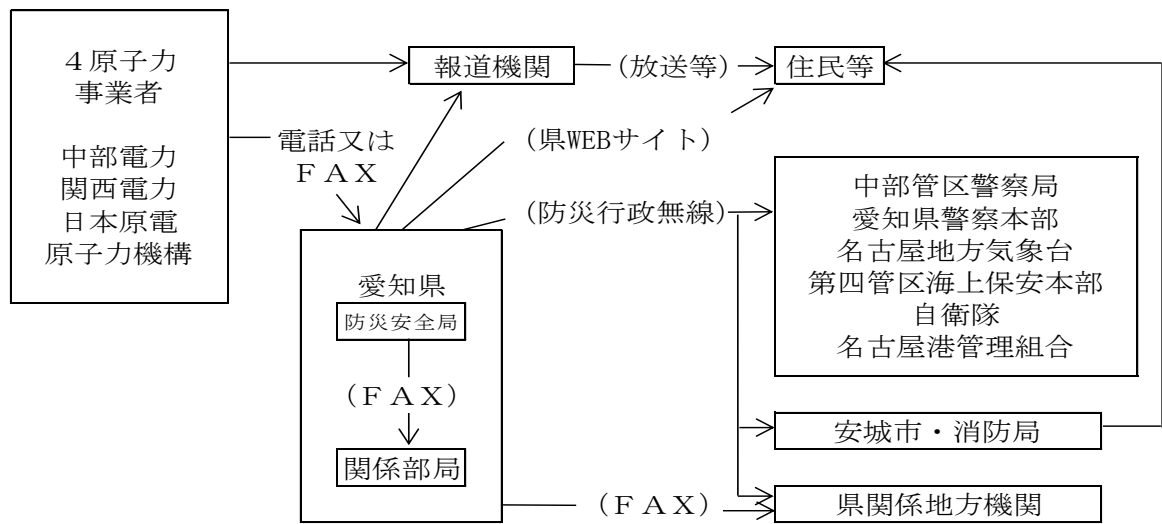
(2) 核燃料物質等の輸送中の事故の発生時

核燃料物質等の輸送中に事故が発生した場合における情報の収集・伝達系統は次のとおりとする。



(3) 県外の原子力事業所における異常発生時

4 原子力事業者の県外の原子力発電所等において、「中部電力株式会社浜岡原子力発電所の安全確保に係る連絡体制に関する覚書」、「関西電力株式会社の原子力発電所の異常時に係る情報連絡に関する合意書」、「日本原子力発電株式会社の原子力発電所の異常時に係る情報連絡に関する合意書」及び「独立行政法人日本原子力研究開発機構の原子力炉施設に係る情報連絡に関する合意書」に規定する内容に該当する場合における情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第22章 住宅対策

あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して技術的な危険度判定をし、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、市民の生命の保護を図る。

災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

市は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のため、応急仮設住宅の設置や被災住宅の応急修理、障害物の除去を実施し、住生活の安定に努める。

応急仮設住宅の設置については、民間賃貸住宅等の空き家・空室が存在する地域においては、民間賃貸住宅等の借上げによる方法を積極的に活用する。

第1節 被災宅地の危険度判定

■実施担当：建築班

1 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定実施本部の設置

被災宅地危険度判定を実施するに当たり、災害対策本部の中に被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。

(2) 被災宅地危険度判定活動の実施

実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第2節 被災住宅等の調査

■実施担当：建築班・調査班

1 市における措置

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明書の交付、公共賃貸住宅等への入居、応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要な次の調査を実施する。

- (1) 住家の被害状況
- (2) 被災地における住民の動向
- (3) 応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項等
- (4) その他、住宅の応急対策実施上の必要な事項

2 罹災台帳並びに罹災証明書

- (1) 災害が発生したときは、罹災状況調査票兼罹災台帳（資料編・様式第20）により、罹災状況を調査し、記載する。
- (2) 住家が被害にあったときは、罹災証明書交付申請書（資料編・様式第21-1）により受け付け、罹災証明書（資料編・様式第22）を交付する。
- (3) 住家以外のものが被害にあったときは、被災届出書兼被災届出証明書（資料編・様式第21-2）により受け付け、交付する。

第3節 公共賃貸住宅等への一時入居

■実施担当：建築班・財政班

1 県（建設局）、市、地方住宅供給公社及び都市再生機構における措置

県、市及び地方住宅供給公社は、家屋に被害を受けた被災者の短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。

また、都市再生機構は、県からの要請に応じて、提供可能な空家を選定・確保し、空家の提供に協力する。

(1) 提供する住宅の選定・確保

提供する住宅の選定にあたっては、地域の被災状況をできるだけ考慮し、利用可能な空家を確保する。また、公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の開設

入居相談窓口は被災地域の状況により適宜開設する。

(3) 一時入居の終了

この被災者対策は、応急措置として被災者の一時的な居住場所を提供するものであるもので、一定期間をもって終了とする。なお、終了に際しては被災者個々の状況を考慮して適宜対応するものであること。

(4) 使用料等の軽減措置

被災者が被災による多額の経費負担を伴うことを考慮し、一時入居する住宅の使用料等については、できる限り軽減措置を図るものとする。

(5) 応援協力の要請

被災者が多く、市内で用意した戸数では対応が難しい場合は県を通じて他の市町村に被災者の受け入れについて協力依頼するとともに、関係団体等に対し協力要請を行い、あっせん及び借上げの方法により民間賃貸住宅を提供できるよう努める。

第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営

■実施担当：建築班・財政班

1 県（建築局）、救助実施市及び市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置する。

市は、県と協力して、家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を設置し、暫定的な居住の安定を図る。

応急仮設住宅の設置は、建設又は賃貸住宅の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

(1) 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

(2) 建設用地の確保

市は、応急仮設住宅の建設用地を、災害時の状況により、原則として事前に予定した建設用地の中から、①公有地、②国有地、③企業等の民有地の順に選定し、県へ報告する。

なお、企業等の民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とする。また、二次災害に充分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の建設

県及び救助実施市は、応急仮設住宅を次のとおり建設する。

ア 建物の規模及び費用

(ア) 一戸当たりの建物面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）に定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数、資材の調達状況等により、基準運用が困難な場合は、基準内において調整し、その規模及び費用の追加ができるものとする。

(イ) 建設資材の県外調達により、限度額での施工が困難な場合は、内閣総理大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

イ 建設の時期

災害が発生した日から原則として20日以内に着工するものとする。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

ウ 建設方法

所定の基準により直接建設業者に依頼し、原則としてリース又は買取りにより設置する。ただし、状況に応じて、知事の事務の一部を行うこととされた市長が当該事務を行うことができる。

(4) 賃貸住宅の借上げ

県及び救助実施市は、「災害時における民間賃貸住宅の活用についての手引」（平成24年12月国土交通省・厚生労働省）等を参考に賃貸住宅の借上げを行う。

(5) 被災者の入居及び管理運営

市は、応急仮設住宅への入居対象者の選定とその管理運営を次のとおり行う。

ア 入居対象者

風水害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

イ 入居の申請

災害の被災者で応急仮設住宅へ入居しようとする者は、応急仮設住宅使用申込書を市長に提出しなければならない。

ウ 入居者の選定及び通知

応急仮設住宅の入居者の選定については、県が行う救助の補助として県から受託して、市がこれを行う。

なお、入居者の選定にあたっては要配慮者に十分配慮する。

また、入居者の選定結果の通知は、応急仮設住宅使用（許可・却下）通知書により行う。

エ 管理運営

(ア) 応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として県から受託して、市がこれを行う。

(イ) 応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。

オ 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供与期間終了後は、県及び救助実施市が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。

2 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合に県及び救助実施市が行う救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合であって、市が被災住宅調査等により応急仮設住宅が必要と判断したときは、設置及び管理運営を市が行う。

3 応急仮設住宅入居及び管理に関する整理保存すべき帳簿

- (1) 応急仮設住宅使用申込書（資料編・様式第59-1）
- (2) 応急仮設住宅使用（許可・却下）通知書（資料編・様式第59-2）
- (3) 応急仮設住宅使用貸借契約書（資料編・様式第60-1）
- (4) 応急仮設住宅退居届（資料編・様式第60-2）
- (5) 応急仮設住宅台帳（資料編・様式第61）
- (6) 応急仮設住宅入居予定者名簿（資料編・様式第62-1）
- (7) 応急仮設住宅入居者名簿（入居者台帳）（資料編・様式第62-2）

- (8) 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書
- (9) 応急仮設住宅建設のための工事代金等支払証拠書類

第5節 住宅の応急修理

■実施担当：調査班・援助班・建築班

1 県（防災安全局・建築局）、救助実施市及び市における措置

県及び救助実施市は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。

市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。

応急修理は「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者

(イ) 修理の範囲

雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから 10 日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

(オ) 修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲

a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者

b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

(イ) 修理の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(ウ) 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間

災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

（オ）修理の方法

住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

（2）応援協力の要請

市は、住宅の応急修理が必要となった場合には、市内建設事業者に対し、住宅の応急修理の協力を要請する。

2 災害救助法の適用

（1）災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施する。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

（2）災害救助法が適用されない場合であって、市が被災住宅調査等により住宅の応急修理が必要と判断したときは、市が行う。

第6節 障害物の除去

■実施担当：建築班

1 市における措置

被災住宅の障害物の除去は、日常生活に欠くことができない部分等に運び込まれた土石、竹木等の除去を行うものとする。

（1）障害物の除去の実施

ア 障害物除去の対象住家

土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。

イ 除去の範囲

居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

ウ 除去の費用

障害物の除去に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

エ 除去の期間

災害が発生してから10日以内に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に除去ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。

オ 除去の方法

障害物の除去は、直接又は建築業者、土木業者に請負わせて実施する。

カ 給付対象者の範囲

住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。

(2) 他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

2 整理保存すべき帳簿

(1) 障害物除去の状況記録簿（資料編・様式第65-2）

(2) 障害物除去費支出関係証拠書類

3 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第23章 学校における対策

災害が発生するおそれのある場合は関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。

災害のため児童生徒に対して、平常の学校教育を実施することが困難となった場合は、教育施設及び教職員の確保については、県教育委員会、市教育委員会、私立学校設置者等が、教科書、学用品等の給与については、市長（災害救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任された市長）が応急措置を講じ、応急教育を実施するものとする。

第1節 気象警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置

■実施担当：教育総務班、学校教育班

1 県（教育委員会）、市及び私立学校設置者（管理者）における措置

（1）気象警報等の把握・伝達

学校に対して特定の対策等を伝達する必要がある場合は、次の区分により行う。また、幼稚園、学校にあっては、家庭（保護者）への連絡方法をあらかじめ定めておく。

ア 県立学校

県教育委員会が、あらかじめ定められた伝達系統により行う。

イ 市立学校

災害等に関する情報は、第3章「災害情報の収集・伝達・広報」に基づき市に対して伝達されるので、市教育委員会が、各学校等に対して伝達する。

ウ 私立学校

各学校長は、関係機関と連絡を密にし、災害予防の適正を期する。

（2）臨時休業等の措置

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。

ア 県立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、あらかじめ定めた基準により学校教育法施行規則に基づき校長が行う。休業措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。

イ 市立学校

災害の発生が予想される場合は、市教育委員会又は各学校長が行うものとする。

ただし、各学校長が決定し行う場合は、市教育委員会と協議し、市教育委員会があらかじめ定めた基準によるものとする。

ウ 私立学校

学校の置かれている地域の気象・水象等に留意し、各学校が定めた基準により、各学校の校長が行うものとする。

（3）避難等

学校等において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。

市から、避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と緊密な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。

第2節 教育施設及び教職員の確保

■実施担当：教育総務班、学校教育班

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

（1）応急な教育施設の確保及び応急な教育の実施

学校から電話その他の方法により施設の被害状況を調査する。被害の大きい施設その他必要なものについては、現地調査を行う。なお、写真等により被害状況を記録する。

教育の円滑な継続を確保するため、速やかに施設の応急復旧を実施する。

ア 校舎等の被害が軽微な場合

速やかに応急修理を行い、授業等を実施する。

イ 被害が相当に大きい、校舎等の一部が使用可能な場合

使用可能な校舎において安全を確保し、授業等を実施する。なお、一斉に授業が実施できない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を実施するなどの措置を講ずる。

ウ 校舎等が被災により全面的に使用困難な場合

市内の公民館等公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。

エ 特定地域内の教育施設の確保が困難な場合

他地域の公民館等公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。

オ 校舎等が集団避難施設となる場合

授業実施のための校舎等の確保は、イからエの場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。

なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。

（2）教職員の確保

校舎が全面的な被害を受け、復旧に長時間を要するため、児童生徒を集団的に避難させた場合は、原則として当該校の教職員が付き添って行くものとするが、教職員の人的被害が大きく、応急の教育の実施に支障があるときは、他の教育機関の了承を得て他校の教職員の援助を求め、又はこれに必要な教職員を臨時に採用する等、必要な教職員の確保に万全を期する。

2 市における措置

市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員

会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要求する。

3 私立学校設置者（管理者）における措置

自ら応急の教育の実施が困難な場合、他の私立学校設置者（管理者）、市教育委員会又は県教育委員会へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要求する。

第3節 応急な教育活動についての広報

■実施担当：学校教育班・教育総務班

1 市及び私立学校設置者（管理者）における措置

応急な教育活動の開始に当たっては、開始時期、方法等について児童生徒、保護者等への周知を図る。

第4節 教科書・学用品等の給与

■実施担当：教育総務班、学校教育班

1 市における措置

（1）児童生徒に対する教科書・学用品等の給与

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又はき損し、就学上支障をきたした市立学校の児童生徒に対して、教科書・学用品等を給与する。

ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、「事故発生等の報告について（平成22年3月26日21教総第947号）」別紙様式6（風水害等事故発生状況報告書）により、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。

（2）他市町村又は県に対する応援要請

市は、自ら教科書・学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ教科書・学用品等の給与の実施調達につき、応援を求める。

2 整備保存すべき帳簿

（1）学用品購入（配分）計画表（資料編・様式第50）

（2）学用品受払簿（資料編・様式第51）

（3）学用品の給与状況（資料編・様式第52）

（4）学用品購入関係支払証拠書類

3 学校給食対策

（1）学校給食共同調理場は、災害時においては非常炊き出しにも使用するもので、被害が発生したときは速やかに修理する。

- (2) 施設が使用不能となったときや大量の非常炊き出しを行う必要があるときは、パン・ミルク給食、クラッカー給食等非常時の応急措置をとるとともに、必要に応じて学校給食を中止する。

4 文化財の保護

市教育委員会、文化財所有者等は、文化財が被災したときは、その被害状況を調査し、写真等により記録するとともに、二次的な被害の起こらない措置を講じる。

5 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、県及び救助実施市が同法に基づく救助の実施機関となるが、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。

第4編 災害復旧・復興

第1章 復興体制

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。

大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。

被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。

第1節 復興計画等の策定

■実施担当：企画班・都市対策班・関係部班

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、「大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号。以下「復興法」という。)」に定める要件に該当する地域をその区域とする市は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第2節 職員の派遣要請

■実施担当：職員班

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

公共施設等の復旧にあたっては、原形復旧を基本とするが、再度の災害防止等の観点から必要な場合は、改良復旧や関連事業を取り入れて実施するものとする。

したがって、各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

大規模な災害が発生した場合において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等を行う。

さらに、市は、暴力団等による復旧・復興事業への参入・介入等を防止するため、県警察と関係機関が連携して暴力団排除活動に努めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

■実施担当：関係部班

1 各施設管理者における措置

各施設管理者は、災害の原因を詳細に調査して適切な復旧計画を策定し、被害の程度や経済的、社会的影響を踏まえて、緊急度の高いものから速やかに復旧事業を実施するものとする。

2 災害復旧計画の策定

災害復旧計画の基本計画の策定は、災害復旧事業を所掌する各課が策定する事業別災害復旧計画を集約、調整し、経営情報課が行う。

3 災害復旧事業の種類

（1）公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 道路災害復旧事業
- ウ 下水道災害復旧事業
- エ 公園災害復旧事業

（2）農林水産業施設災害復旧事業

（3）都市災害復旧事業

（4）水道災害復旧事業

（5）住宅災害復旧事業

（6）社会福祉施設災害復旧事業

（7）学校教育施設災害復旧事業

（8）社会教育施設災害復旧事業

（9）その他の災害復旧事業

4 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）
- ウ 公営住宅法（昭和26年法律第193号）
- エ 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- キ 予防接種法（昭和23年法律第68号）
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号）

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は4/5を国庫補助する。
- イ 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2/3又は1/2を国庫補助する。
- ウ 水道施設の災害復旧費に対し、予算の範囲内で、災害復旧事業費の1/2を国庫補助する。

5 重要物流道路（代替路及び補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

■実施担当：関係部班

1 市における措置

(1) 激甚災害の指定に係る県調査等への協力

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

(2) 指定後の関係調書等の提出

市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

2 激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第2章）

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業（小・中学校、幼稚園）
- エ 公営住宅災害復旧事業（市営住宅）
- オ 児童福祉施設災害復旧事業（保育園、認定こども園、サルビア学園）
- カ 老人福祉施設災害復旧事業（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム「安寿の里」・「小川の里」・「あんのん館福釜」）
- キ 障害者支援施設等災害復旧事業（虹の家）
- ク 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内)
(公共的施設区域外)
- ケ 湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成（激甚法第3章）

- ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- エ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(3) 中小企業に関する特別の助成（激甚法第4章）

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助及び助成（激甚法第5章）

- ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

■実施担当：関係部班

1 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として県及び関係市町村が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

市は、被災状況に即した災害廃棄物の処理を迅速に実施する。

第1節 災害廃棄物処理対策

■実施担当：清掃班・物品調達班

1 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画

市は、災害廃棄物処理計画に基づき、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

ア 市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

イ 災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

ウ 環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

エ ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、原則として死亡獣畜取扱場において処理をする。死亡獣畜取扱場において処理できないときは、県の指示を受け、環境衛生上支障のない場所で焼却又は埋却する。

(5) 損壊家屋等の解体及び撤去

損壊家屋等の解体及び撤去は、関係部署と連携して行う。家屋の損壊によるがれきのうち、道路上にあり、復旧作業等に支障があるものは速やかに撤去し、倒壊の危険性があると判定された損壊家屋等は早期に所有者と協議し、優先的に解体する。

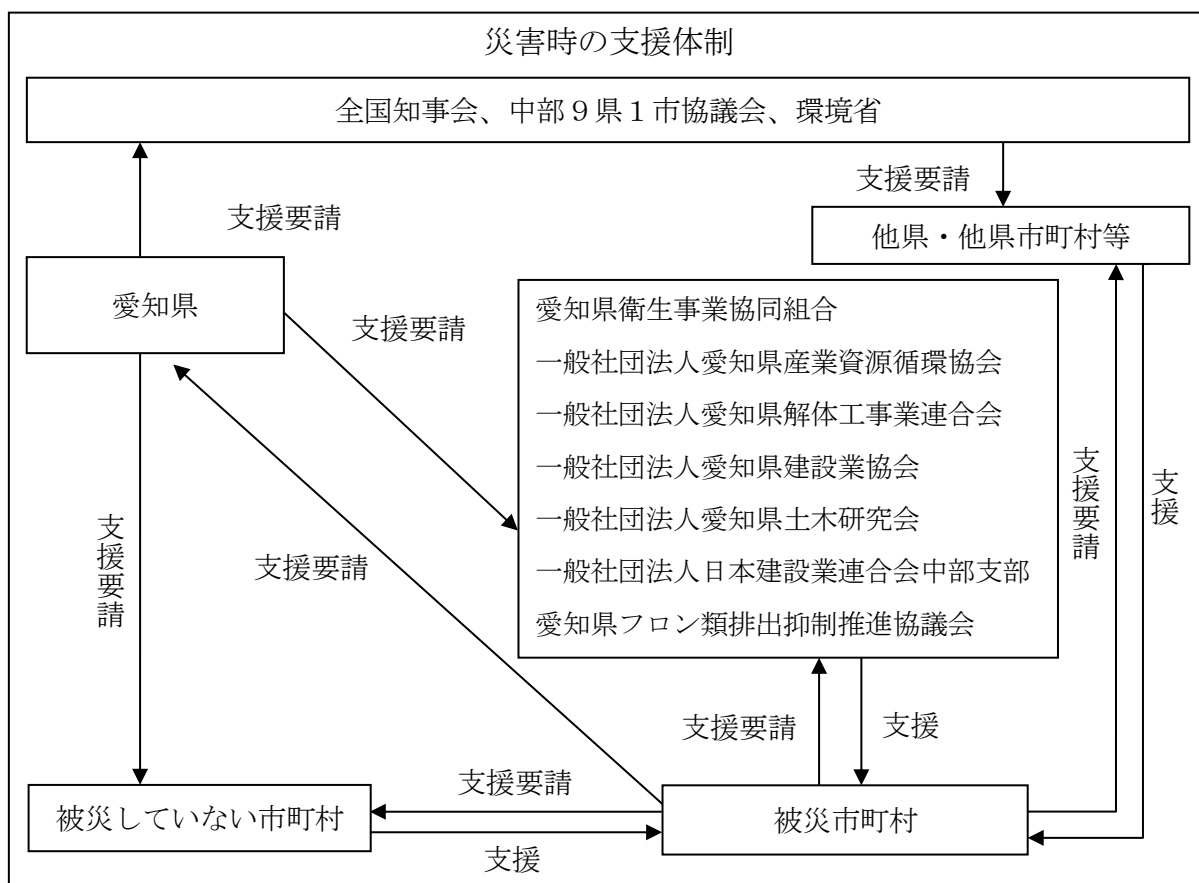
(6) 周辺市町及び県への応援要請

県及び市町等は、災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町又は県に応援要請を行う。

(資料)・廃棄物処理施設 (資料編・別表第27)

・収集・処理車両保有状況 (資料編・別表第28)

・死亡獣畜取扱場 (資料編・別表第29)



第4章 被災者等の生活再建等の支援

被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

被災者の住まいの確保については、自力での住宅再建（取得）を基本とし、再建（取得）を支援するとともに、住宅供給公社や民間等による住宅の供給を促進する。また、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

第1節 罹災証明書の交付

■実施担当：調査班

1 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

2 独立行政法人都市再生機構における措置

国又は地方公共団体からの要請に基づき、その業務の遂行に支障のない範囲で専門的知識を有する職員を被災地に派遣するものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

■実施担当：援助班・会計班・調査班・関係部班

1 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

■実施担当：援助班・会計班・調査班・関係部班

1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管局）における措置

（1）災害見舞金の支給

県は、自然災害により死亡（行方不明を含む。）又は重症を負った場合並びに家屋が全半壊又は床上浸水した場合に、被害程度に応じて見舞金を贈る。

2 市における措置

（1）被災者生活再建支援金等

ア 市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

イ 被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯に対して、安城市被災者生活再建支援制度により、支援金を支給する（費用負担：県1／2、市1／2）。

（2）災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

ア 災害弔慰金の支給

地震災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市1／4）

イ 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。（費用負担：国2／4、県1／4、市1／4）

ウ 災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。（費用負担：国2／3、県1／3）

（3）市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

（4）義援金、義援物資の受付、支給

ア 義援金、義援物資の受付

各方面から被災者に対して寄託される義援金を受け付け、義援金配分委員会を組織し、

被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金を支給する。

また、義援物資を受ける場合は、被災者が必要とする物資を明確に示すとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地で円滑かつ迅速な仕分けと配送ができるよう配慮した方法とするように依頼をしていく。

イ 義援金、義援物資の支給

(ア) 県より寄託された義援金、義援物資については、県の配分計画に基づき配布する。

(イ) 日赤県支部は義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに市と関係団体で義援金配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。

なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

3 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行い、寄託された義援金は、速やかに地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

4 県社会福祉協議会における措置

愛知県社会福祉協議会は、市社会福祉協議会を窓口とし、「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金を貸付け、民生委員の協力を得て必要な援助、指導を行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の1/2は国の補助となっている。

6 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により県、市町村に寄託する。

第4節 住宅等対策

■実施担当：建築班

1 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

第5章 商工業・農林水産業の再建支援

被災した中小企業、農林水産業者に対し、事業資金の融資等による支援を行うとともに、関係団体等の支援情報をとりまとめて提供することにより、早期の事業再開を支援する。

第1節 商工業の再建支援

■実施担当：物品調達班

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第2節 農林水産業の再建支援

■実施担当：物品調達班

1 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

安城市地域防災計画

風水害等災害対策計画編

昭和55年3月	作成
昭和57年7月	一部修正
昭和58年5月	一部修正
昭和59年9月	一部修正
昭和60年9月	一部修正
昭和61年9月	一部修正
昭和62年9月	一部修正
昭和63年9月	一部修正
平成元年9月	一部修正
平成2年9月	一部修正
平成3年9月	一部修正
平成4年9月	一部修正
平成5年9月	一部修正
平成6年9月	一部修正
平成7年9月	一部修正
平成8年9月	一部修正
平成10年2月	全面改訂
平成10年9月	一部修正
平成11年9月	一部修正
平成12年9月	一部修正
平成13年10月	一部修正
平成15年3月	一部修正
平成16年3月	一部修正
平成16年9月	一部修正
平成17年9月	一部修正
平成18年9月	一部修正
平成20年3月	一部修正
平成21年2月	一部修正
平成22年3月	一部修正
平成22年10月	一部修正
平成24年2月	一部修正
平成24年11月	一部修正
平成26年2月	一部修正
平成27年3月	一部修正
平成28年2月	一部修正
平成29年2月	一部修正
平成30年1月	全面改訂
平成31年3月	一部修正
令和2年2月	一部修正
令和3年2月	一部修正
令和4年2月	一部修正
令和5年2月	一部修正
令和6年2月	一部修正
令和7年2月	一部修正

編集発行

安城市防災会議

(安城市市民生活部危機管理課)

住 所 安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2220

